

平成24年3月中川村議会定例会議事日程(2)

平成24年3月13日(火) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

5番 村田 豊

- (1) 6次産業に今後村としてどう取り組むか
- (2) 防災に配慮した河川整備の取り組みは

3番 藤川 稔

- (1) 美しい村づくりのための景観・環境保全の取り組みについて
- (2) 村民の健康づくり施策について

4番 山崎 啓造

- (1) 交流人口を増加させることで中川村の活性化を計れないか

6番 大原 孝芳

- (1) 地域力創造アドバイザー招へい事業について
- (2) 県が進める一村一自然エネルギープロジェクトの取り組みについて

8番 柳生 仁

- (1) 日本一美しい村連合に加盟し多くの観光客が訪れるようになった、この観光資源の保全について
- (2) 子育て支援と通学時の安全について

7番 湯沢 賢一

- (1) 景観条例の制定について
- (2) 村長の「村民の内発的発展」ということについて

出席議員(10名)

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 3番 藤川 稔
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝芳
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	中平 千賀夫
書記	松村 順子

平成24年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年3月13日 午前9時00分 開議

○事務局長 不起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

5番 村田議員。

○5番 (村田 豊) 私は、さきに通告をいたしました2点についてお聞きしたいというふうに思います。

まず、1点目につきましては、6次産業に、今後、村としてどう取り組むかという点についてお聞きをしたいと思います。

農業情勢の変化から、国・県としても6次産業に対する取り組みを強化をしようとしております。

農産物の価格が低迷をする中で、付加価値をつけることが、安定した、また継続的な農業経営につながるというようなことから、今後、実践活動をどう進めていくかという点についてお聞きをしたいと思います。

まず、基本方針についてということでございますけれども、国の施策の中で、23年度より6次産業化法というものが制定され、スタートしました。新聞報道等で見ますと、県下で8カ所、大きなものについては認定がされております。

その中で、南信地区、松川の中平、これはリンゴのジュース関係ですけれども、ジュース、ジャム等ですが、飯田の野菜の関係、ソース、それから、伊那梅園の梅に対する加工販売というようなものが認定をされております。

何といたっても6次産業については農業が基盤であるわけですし、国では、今後、今、1兆円ぐらいだそうですが、5年後には3兆円、10年後には10兆円というような構想を立てながら、この施策が決定をされたということ等も聞いております。

具体的には、直接、販売する直売方式のことや加工に対する促進、あるいはまた、加工、農業観光、あるいはレストランというようなこと等が、その大きな主目的になっております。

村として、加工施設等のインフラ整備が整いました。そういう点では、特に6次産業にどう取り組むか、一つのベースはできていると思いますけれども、そんな点について、まず1点、最初にお聞きしたいと思いますが、この加工施設を6次産業に生かしていくというような目的で建設がされたというふうに思いますが、

○村 長

その点について、国の方針等をとらえる中で、中川にどのような生かし方をされるか、これ、村長にお聞きをしたいと思います。

ご質問をちょうだいいたしました。

6次産業化ということでございまして、今、お話のとおりですね、中川村の状況、なかなか、毎度、毎度、お話ししていることなんですけれども、高齢化、後継者不足というような形で悩みをずっと抱えているという中で、やっぱり、基本的には、農業なり農業周辺のこと、いわゆる6次産業化ということになると思いますけれども、そういうことによって所得を増やして、若い方々が中川村の中で、農業生産者、あるいは農作物の販売、あるいは加工、あるいは観光的な取り組み、いろんなことで農業を核にして所得が得られて、子どもを、また育てながら村で暮らしていけるなと思ってもらえるようなところにしていくというのが非常に大きなテーマかなというふうに思っています。

国のほうとしても、いろいろ農業の、いろいろぶれているところがございまして、そういう、その国内の中で、国の中で喜んでもらって、農業が自立していくというふうなことを考えなくてはいけないというふうな考えに立ち入ったんではないかなというふうに思います。

そして、お話のとおり、そのインフラというふうにおっしゃいましたけれども、中川村の中では、つくっちゃオができたりとか、それからまた、田島ファームなんか農協さんのほうでチャオの中に入れていただいたりというふうな形で、いろんな形の物事が進んできているのかなというふうに思っております。

農家レストランなんか、ぼつぼつできてきておって、大変利用する、利用された方もいるでしょうし、したことないって人は全然わからんって方もいらっしゃると思いますけれども、村外の方なんかお連れすると、大変感銘を受けてですね、「ちょっと名刺をちょうだいよ。」と、連絡先、控えて帰られるというふうなケースが大変多くて、経営されている方々もですね、手ごたえを感じていらっしゃるのではないかと思います。

ただ、問題は、農家民宿のほうで、ちょっと最初に幾つかできた後ですね、ちょっと、その後、いろんな体調のこととかで動きが余り思ったようにできていないというふうに感じていらっしゃる方もいらっしゃいますし、新しいところが増えていないってところは、若干、問題で、その辺を、もう少し増やして、受け皿がたくさんになればいいなというふうなことを思っています。

それからまた、天の中川村丸ごと農園構想ということで、農協さんなんか、また新しい、全く観光に目を向けて、そこから、何ていうんですか、交流人口、定住人口を増やしていこうというような、そういうふうな取り組みもされているということで、いろいろといい芽もあるし、これから改善していかなくてはいけないところもあるかと思っています。

それで、おっしゃられたとおり、そのインフラというか活躍の舞台というか、利用していただけるようなものというのは、ある程度、準備ができてきたので、

これからは、個々の方々の取り組み、じゃあ、民宿をやりたいなという方は、じゃあ、どういう手続があるのか、どういうふうな改造が必要なんだとか、あるいはレストランの方だったら、同じように、その改良に至るところのいろんなハードル、実際、チャレンジしてみたら大したことはないハードルなんですけども、気分的に、あれもせにやいかん、これをせにやいかんということで、ちょっと気持ちになえちゃってって人もいらっしゃるかもしれませんから、そういったところのサポート、個々の方のサポートというふうなことをきめ細かくしていく必要があるのかなというふうに思っています。ですから、それは、もう、その方、その方によって状況は違うと思います。例えば民宿をやりたいっていても、離れをもう1軒建ててっていうふうに思っている方もいらっしゃるかもしれませんし、自分ちの母屋の中をちょっと改造してっていうふうに思っている方もいらっしゃるかもしれないし、いろんなケースがあるかと思しますので、その辺、個々に応じた形での、全体的に、こう、ぱくっとトータルな形での、何か、ことではなくて、個別の決め細かなことをできるようにしていかなくていけないな、開業資金のこととか、いろんなことがあるかと思えます。そんなことを考えています。

加工ですと、どれぐらいの良のパッケージがいいのかとか、デザインがどういうことがいいのかとか、どういう方がターゲットとしていいのか、その方に売するためには、どんな雰囲気であればいいのか、どういう販売ルートがあるのかとか、いろんなことがあるかと思えます。その辺のところを、何ていうか、相談に乗る、アドバイスしていくというふうなことが必要ではないかなと思えます。

そういう意味で、今回、来年度から、地域力創造アドバイザーの方に来ていただくというふうなことで、大変いろいろな経験も積んでおられると、実績も上げておられるというふうなことで、その辺のことについても、やる気のある方、ぜひ意見を聞いてみたいという方にこたえられるような、それは、その方1人をお願いするわけではなくて、役場のほうでも一生懸命バックアップをしていかなくてはいけませんけども、そんなことを考えております。

ぜひ、村民の皆さん方、人並みなもんじゃなくて、こう、さすが美しい村、中川村やな、こういうものがあるって、いや、これはおいしいな、ちょっと大したもんだなあと言っていただけのような、そんな特徴のある、こだわりのもので村の名前を売っていただいて、そしてまた、商売のほうも順調にいくというような、そういうふうなことを目指していただき、子どもたちに引き継げる、そしてまた、ひょっとすると若い人も雇えるような、そんなふうな形のもの1つでも2つでも、そんななりわいできて、さらにできてくるとうれいなというふうに思っております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 基本的な柱ということで、最後まで、ちょっと入っていただきましたけれども、説明をいただきました。話をいただきました。

特に、今、なぜ6次産業かということ等を考えてみますと、一番は、農産物の

価格低迷が原因をしており、販売の形態が組織販売から個々販売に変わってきたというようなことで、どうしても付加価値を高めて収益性を上げないと、存続、農業の存続、あるいは後継者不足を解消できないということから、国でも、そういった危機状況の中で政策の転換が図られてきているわけですが、特に直売所関係については、県下で600カ所くらいが既にあるようです。インショップ等が200の余というふうなことで、800カ所くらいの直売所がある中で、非常に、2年くらい前から、もう頭打ちで、直売所の競争激化が始まっているわけですし、田島ファームについても、もう、言ってみれば、経営岐路に立つような条件の、新しく出ましたけれども、年数少ないんですが、そういう状況に近づきつつあるということが言われております。ということは、次の方策としては、やはり、今の段階を脱皮する、抜け出すには、もう少し組織化をしながら、スケールメリットとして全体のボリュームが大きくなるような、参加をされる皆さんが利益を手に入れるような方法を考えていかなきゃならない時代に入っているということが言われております。

この点について、振興課として、課長として、どんなような考え方であるかお聞きをしたいと思います。

○振興課長 確かに、村田さんの、今、おっしゃられた内容ってというのは、現状そのものかというふうに理解いたしますけれども、確かに、長野県内、直売所の乱立、それから、加工施設についても100何十の加工施設が県内にあるというふうな中で、いかに売れる商品をつくって、いかに、また売っていくか、こういったことが非常に大事な部分になってきております。

まず、売るためには、それだけに、人に中川村に訪れていただかなければならない、訪れていただいて、その方々に消費していただく、こういう方向も含めながら、ただ施設を設置するだけでは、なかなか目に見える効果はあらわれてまいりませんので、広範な範囲から研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○5 番 (村田 豊) 次に、2番の設問として、加工施設の活用の具体的な検討が、当然されていると思っておりますけれども、内容についてお聞きをしたいと思います。

特に運営概況について、どんなふうにとられておられるのか、どんな点が改善され、内容的に細かくわかればですが、当初、導入された機械等が、もう既に入れかえがされて使用されているというようなこと、補助事業上、こういった部分についてはチェックされるわけですが、そういった変更された部分が本当にあるのか、どうなのか、導入機械の効率活用ができていくかどうか、運営実態の内容、把握されている概要で結構ですので、説明をいただきたいと思えます。

○振興課長 加工組合は、村民有志によって設立された組織でありまして、運営に関しては、村として、直接、関与するものではありませんが、詳細の数字は把握しておりませんが、組合長、あるいは職員等と情報交換は、日ごろ、行ってきておりまして、その中からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、加工組合の事業年度は4月1日から3月31日までということで、収支の状況につきましては、まだ、決算は3月末ということで、できておりませんが、1月末の状態ですと、見込みとしては、若干、わずかに売り上げは減少しそうだということでありまして、利益は、ほぼ前年並みとなりそうということでもあります。

それから、導入機械の更新のことが言われましたけれども、機械については、基本的に、更新は、こちらでは行っておりません。こちらで導入された物は、すべて現場にございます。

ただ、加工する上で、前に使っていた機械のほうが、逆に使い勝手がいい、また、加工上、都合がいいという物は、以前の機械も、一部、使っている物があるようにお聞きしております。

あとは、まだ2年ほどでありますけれども、一部、機械の故障等で、修理等は、当然のように行っております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 1、2年で古い機械を、また、すげかえをして使っておられると、当初の計画が、どんな具体的な検討までされてやったかというようなことも、ちょっと疑問を持ちます。そういう点では、きちっと内容を精査されて、そのほかの機械等についても原因を確認をしてほしいと思いますが、利用減少がされているのか、収支でとんとんということは、村のほうから相当お金が入っておりますので、現状のような状況の中で3年たちますので、25年から、今年一年以降、指定管理に移行ができるのか、どうなのか、するのか、どうなのか、その点、お聞きをしたいと思います。

○振興課長 まず、ちょうど、23年度については2年目ということで、まだ歴史的には余り深くないわけなんですけれども、22年、1年目の反省から、23年度は、組合内部では、部門的に収支状況が把握できるよう会計の細分化を、一つは、してきているとともに、それぞれの部門別に責任者を置くと、そういった体制整備も進められています。

それから、加工面ですけれども、委託加工は、若干、減少したということですが、受託加工であります果肉入りジャム、これは、ほかでは余りつくっておられないということから、村外からの受注がかなり増加してきている。

あるいは、リンゴジュース等、瓶で販売しておりますけれども、このつくっちゃオでは小さいジュースの瓶が販売されておりますけれども、これが比較的好評ということ、それから、瓶は、若干、重量的に重いということがありまして、ビニール製のカウパック、容器、これの検討をしたり、そういう面では前向きな取り組みが行われているというふうに考えております。

それから、農産物の加工を行う上で、先ほども若干触れましたが、いかに売るかということが一番難しいところでもあります。日本で最も美しい村連合の加盟町村との取り引きも、最近、出てきておりますし、近隣の観光施設やスーパーマー

カットでの販売、こういったものも取り組み出してございまして、販路を拡大しつつあります。

いいところばかりでなくて、問題点も、はっきり言って、ございます。

1つは、加工に携わっている方の高齢化という問題も出てきてございまして、後継者の育成が今後の課題ということでもありますし、また、受託加工の中で、当初、一部、不良品が発生しました。そのために、委託された農家へもご迷惑をおかけした事案もございましたけれども、改善の対応をしてきております。

それから、当初の目標である平成25年度からの指定管理に向けてですけれども、新たな加工品の開発、それから、さらなる販路の拡大、それから、組合としての体制づくりを今以上に進めていただくよう、村としましても、加工組合との意見交換や懇談を今後も行っていきたいというふうに考えております。

○5 番 (村田 豊) お聞きしますいろいろ問題があるようですが、恐らくジュースで3万本以上やらないと、当然、あの施設は3万本以上、4万本近いものをやらないと合わないと思いますが、恐らく2万本を切っているんじゃないかというふうに思いますので、私、考えるのは、つくっちゃオでつくったものを、この村内で販売拡大を極端にしますと、農家の果樹、利用農家の受託が相当減るというふうに思います。今、話がありましたように、外部へ積極的な販売で販路拡大をする中で、できるだけ加工所でたくさん量をつくったものを販売するということにも十分配慮をいただきたいと思います。

次の(3)については、品目につきましては、次の問題で質問をしていきたいと思っておりますので、次の(3)のほうの村内の食品関連会社と、あるいは食品メーカー等との連携を進められませんかということですが、ここに挙げたのは、米粉の活用、既にしておられますが、米粉の活用については、めん的な要素のものも、めんも、一時、農協の伊藤課長がいるときに、山形のほうへ委託をして販売をした経過があります。そういったものを、もう一度、見直しをしながら進めてほしいと思っておりますし、酒米等の作付増をしながら、もう少し地元の今錦さんの生産量を増やす中で、村内消費等も含めながら拡販をする必要があるんじゃないかという、それから、もう1点は、果樹が主体で、非常に多いジュース等、ジャム等がつくられております。今、話がありましたように、松川の皆さんに聞きますと、果肉を含めたジャムについては、中川の物は非常にいいということをお聞きしますが、ジャムについては、生産量が全く上がりませんし、販売量も非常に少ない販売しか期待できなわけですので、まず、そのほかのドレッシングであるとか、ソースであるとか、そういった物への、もう少し目を向けていただくことも必要じゃないかなあというふうに思います。

それから、先ごろ、県の農村研究所ですか、のほうで、新しいジュースの作り方が開発されました。これ、ご存じだと思います。工業技術総合センターの食品技術部門の中で、信大等とも連携をとりながら、酵素を、今までは、例えば、中川のも入れておりませんが、リンゴ酸を入れることによって、すごく甘

いジュースを、多少食味がよくなるような改良を、例えば他の加工所ではやっておりますが、いずれにしても、そういう方法よりは、酵素を使うことによって、現状の生産方法ですと、10 kg持って行っても5 kg分しか、絞りかすが多くなってしまっ、製品になってこないということですが、例えば、この酵素を使うことによって絞りかすが2割くらいになると、生産量が、製品の量がすごく多くなるということ等が言われております。大きな県内の長野興農等4社が、既に秋に試作品をつくって県内へ、それぞれ出回っている部分も一部ありますので、今後は、こういった部分についても十分検討をされて、新技術のジュースの加工等を取り組みをしていくというようなことにも目を向けていただきたいと思います。特に、村内企業の皆さんと、こういった農産加工についての話し合いや、近隣の食品企業の皆さんとの連携が検討されているのかどうか、この点について1点お聞きしたいと思います。

○村 長 連携ということではですね、ご存じのとおり異業種交流会というような形の中で、一堂に会するという中で場所というふうなところで、それぞれの話がされているというふうに思います。

ただしですね、今、お話があったように、プリンをつくったらどうかとか、お茶をつくったらどうかとか、ジュースに酵素を入れたらどうかとかいうようなことをですね、提案、こういう話もあるそうだよ、研究してみたらどうですかというふうなご提案というのは、いろいろ我々のほうでした話を展開していくというふうなことはあるかと思いますが、酵素を入れなさいとは言いませんけども、それ以上についてはですね、あくまでも、それぞれの主体となっている皆さん方のこだわり、私は、そんな、例えばジュースなんかでも、人によってはですね、もっと自然な形でのジュースというふうなものを、私は、やりたいんだというふうな方もいらっしゃると思いますし、そういうふうな形で、いや、何でも使える物は使っていい商品をつくりたいんだというふうに思っている方もいらっしゃると思います。そこは、その方、その方の商品哲学といいますか、そのこだわりの部分というのは一番大事なところではないかなというふうに思います。言ってみれば、そばですね、おそばで、十割そばでいいそばを打つんだというふうなことでこだわっていらっしゃる方に「いや、最近、ちょっと都会からの人も多からスパゲティーもやれよ。」みたいなことを言っても、それは、ちょっと迷惑にしかならないと思いますし、個々の、やっぱり事業者の方の、どういものを目指していくのかというようなことが、すごく一番大事なところかなというふうに思います。

先ほどから、販売が大事とか、その新しい売り先を発見していかないかとかですね、それから、量のある程度つくらにゃいかんとかいうふうなお話もありますけども、逆にですね、完成度の低い物をよそに持って行って売ったらですね、評判が、逆宣伝をしているようなものでありますので、まず、つくっちゃオも含めて、中川村全体が、そういう6次産業化というふうなことに本腰を入れ始めた

というか何というか、そういう段階なので、全員が全員、そのレベルにすぐになれるわけではないんですけども、それでも、志の部分ではですね、ともかく質を、商品、商品力を、評判になるような、わあ、これはすごいなあと、ちょっとおもしろかったよと、口コミでですね、評判になって、また、それを聞いた人が、ちょっと地図を片手に、カーナビ片手に訪ねて来ていただけるような、そういうものを目指すということが大事な事かなというふうに思います。

高齢化というふうなこともありましたが、あそこの加工施設の中でですね、そういういろんなこだわりを持った方々、若い人も含めて、こういうことをしたい、こんな物をつくりたい、私、こういうの得意だけど、もっとおいしいのもできるんじゃないかなって思っている若い方もいらっしゃると思いますので、そういう方が組合の中に入って活躍されるということもいいことだと思うし、あるいは、組合に入らなくても、もう少し自由な形でチャレンジしてみたいというふうな方は、組合に入らず一般利用で加工施設を使うというふうなことも、もっと広がってきてもいいのかなと思いますし、そんなふうなことも考えて、いろんな方が、本当に自分のこだわりで完成度の高い物をつくってほしいという、そういう熱意がですね、あの加工施設で花開くようなことを考えていきたいなというふうに思っています。

もう本当に、そのやる方のこだわりが、どこまで追及していただけて、いい物ができるかということが、一番、とりあえず今は大事なことで、それができたときに、その次に、その生産を増やしていくとか、いろんなことが必要になってくるのかなというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) 考え方はわかりませんが、運営と両輪でないと施設の維持は難しくなると思いますので、その点は、運営面に対する、もう少し強化をするようなことの配慮をいただきたいと思います。

先ほど申しあげました新しい技術の検討をということをお願いしましたが、特に、この点については、十分、加工施設等々を含めた中で検討してもらいながら、取り組みを進められるところはしてほしいというふうに思います。

振興課長にお聞きしたいと思います。特に、村内の業者も、今錦さんが「おたまじゃくし」をつくっておりますし、食品っていうとスレイさん、あります。明治亭さん等々について、私、ジュースを持って行って、できたらジュースを含めた、利用した、リンゴを利用したソースを、ぜひ見出してもらえないかというふうなこともお願いをしております。養命酒もありますし、すばらしい村づくりの中で伊那食品工業の社長さん、塚越さん等に講演もいただきましたが、そういったところへも相談をしながら、新しい観点で見出しをしていくことができないかなあと、特に、青森県では、リンゴの皮を乾燥させてリンゴ茶にすることによって、非常に健康に対してプラスになる要素があるということを言われて、地域の、多少、ブランド品化までとは行きませんが、そういったものを目指したいということも言っておられますが、そういった検討を、ぜひ、加工所と一緒に進めてい

ただきたいと思います。

それでは、(4)の、次に6次産業の取り組みで観光農業への発展に生かせないかということですが、農商工の連携できる協議会組織を進めながら、また、農家の皆さんの受け皿づくりも進めながら、多くの生産者の参加で6次産業への取り組みを進められないかということです。

私が、ちょうど前々回の議員でお世話になっている中で、17年の12月に一般質問の中で、観光案内所、あるいは農業を主体とした農商工の連携の中で農業を主体とした観光案内所等の設置をしながら所得向上を図っていくことが大事じゃないかということをお願いしました。その時期は、ちょっと時期的には早かったと思います。今、こうして6次産業の話が出てきた中では、もう、行政としても、次の足がかりとして、行政主導で、これは農業が主体ですので、営農センター等を中心にして、次の組織づくり、それから、交流センターづくりというものが進められていくことが必要ではないかと思いますが、この点について振興課長のほうから考え方を聞きたいと思います。

○振興課長

現在、村内では、観光協会のほうが事務局になりまして農商工連携事業は行ってきておりますけれども、また、異業種交流会としまして、この3月15日には「農商工連携 6次産業化でもうかる農業の実現」と題した講演会を開催するようになっております。

当面は、村内への情報提供ですとか研究、それから転身事例の視察等を行いながら、関係者の意見交換を行いつつ、方向づけができればというふうに考えております。

なお、今回、関東農政局によりまして6次産業化推進説明会が県内4会場で開催されます。南信では3月16日に行われるということで、村内へもお声かけをしまして、農業法人等から4名の方が参加していただけるようになっておりますし、村でも職員を出して一緒に勉強してまいりたいというふうに考えております。

それから、さらに、今回の平成24年度予算でも提案をさせていただいておりますけれども、村づくり事業といたしまして地域力創造アドバイザーを招聘する計画がされております。6次産業化や先ほどの農産物加工についてもアドバイスをいただくよう考えております。

それから、交流センターのお話が出ましたけれども、市町村内の観光や農業体験の案内、それから、農産物や加工品等の紹介、販売、そういったことを担う組織として交流センターを設けている市町村もあります。

例えば、下伊那郡の豊丘村では、他地域の住民との交流、それから農業を初めとする産業の振興に関する各種事業、こういったものを通じまして、他地域との住民との相互理解と活力ある地域産業の構築を図る、そういうことを目的に交流センターを設置しまして、特定非営利法人大地、これにより管理、運営がされております。

それから、喬木村では、農村交流研修センターを設置しておりまして、加工施

設や営農指導の機能も備えているようであります。

中川村では、観光農業の取り組みも、ここへ来て進んできているわけでありましてけれども、村内の景勝地や生産物等もあわせて総合的に情報を発信し、中川村を、より多くの皆さんに紹介し、誘客することは、村の産業振興を図る上では非常に重要なことというふうに考えております。

交流センターとしての役割を担うものとして、現在は地場センターに情報コーナーを設けて、田島ファームへ村内地域資源のデータベース構築や情報の発信、観光案内業務を委託してきましたが、契約は、この3月末で終了となります。新たな体制を研究する必要があるというふうに考えておまして、提案されました交流センターこれを設けた場合、組織をどのようにするのか、例えば、第三セクターとするのか、振興公社とするのか、NPO法人とするのか、それから、人件費を初めとします管理、運営費用はどのように捻出するのか、また、既存の田島ファームや加工施設の関係等はどのようにするのかといった多くの課題もあります。

まずは、先進地の視察等を行いながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○5 番

(村田 豊) 前向きに、ぜひ取り組みをいただきたいと思います。

特に村長にお願いしておきますけれども、組織づくりをしながらということですが、まず、人づくりをしながら組織づくりをして、この間のシンポジウムでもありましたけれども、班づくりをしていくというようなことが、今の農業情勢の中で、美しい村の確立にも一助になるんじゃないかというふうに思います。そういう点では、ぜひ、前向きに積極的な検討をいただくようお願いしたいと思います。

次に、2点目の防災に配慮した河川整備の取り組みはということで、特に国管理の河川整備が進んできておりますけれども、支流や小河川等の合流点周辺の砂防林等々については、山の手入れがされていない箇所等が年々増えてきております。そういった部分の改修だとか整備の必要性が、災害に対しても必要になってきているんじゃないかということでお聞きをしたいと思いますが、国の計画だとか要請について、時間等の関係がありますので、①②に挙げてありますが、関連がありますので、例えば、天竜川、1級河川等について、どんな要請が上がっているのか、また、合流点等で、どのような具体的な地区から要請が上がって、それが国等に上がっているかが、1点お聞きをしたいと思いますが、それと、加えて、その災害に対して、対処としてどのような改修等の計画が伝えられてきているのか、概要で結構ですのでお聞きをしたいと思います。

○建設水道課長

幾つかまとめてお答えをしろと、こういうことかと思いますが、まず、1級河川の整備でありますけれども、もう23年度、ぼちぼち年度的には末を迎えていて、かなり、その間も工事が進められている状態でありまして、どこがどういうふうに

されているかということは、もう、ごらんをいただいたとおりでございます。

23年度の河川事務所の工事につきましては、河川事業、約17億3,000万円くらいというふう聞いておりますけれども、それらを含めて、水環境の整備ですとか、砂防事業、流域防災事業等、合計で約65億5,000万円ほどの事業費が使われると、こういうふう聞いております。

毎年、年初めころになりますと、出張所の、河川事務所の所長さん以下、村のほうへ事業の概要説明をしていただく機会がありますが、まだ、24年度については、これからということで、お聞きをしていません。

23年度の中でお答えをさせていただいておりますけれども、このうち、駒ヶ根出張所が主に管轄をしておりますところでは、浸食、洪水浸食から護岸を守る石張りですとか、根固め工などの河川改修が計画をされておまして、村内では、小型護岸工事という工事の中で、小和田工区、これ、石張り護岸と根固め工であります。

それから、もう1つ、この工事の中で、田島工区、これは高水護岸工と停水護岸工、また根固め工事等々が実施をされ、ぼちぼち、これも若干繰り越しになるのかなあとありますが、かなり急ピッチで進められているところでございます。

また、この23年度、もう終わりになりますが、状況によっては、予算等もあることだと思っておりますけれども、片桐護岸工などが予定をされているところであります。

このほか、河道の断面確保の残工事ですとか、それから、水質の防止対策事業、それから、施設の維持修繕事業等々が国の計画では載せられているというふう聞いております。

それから、あわせて支流との地区の要望等々の事業の話が、どういうふうに伝えられているかということでありますが、まず、基本的に、その樹木というか、中の、河川の中の樹木、それから草等のこと、それから、堆積の土のしゅんせつあたりも含めて、地元からは要望が上がってきております。

それから、河川を管理をしていく上に、ステップ、河川の中へ降りていくステップ等の要望等々もあるわけですが、国管理の事業、それから県管理の事業、それぞれありますので、地区からは混ざった形で要望が上がっておりますが、それぞれ、それぞれのところへ対応できるように要望をしながら進めている状況でございます。

○5 番 (村田 豊) 具体的に、今、内容をお聞きをしました。

特に、支流等の合流点については、できるだけ災害に対して対処できるような要請をしていただきたいと思います。

2番目として、特に1級河川の中の県管轄の1級河川についての護岸整備、しゅんせつ等について、どのような具体的な県からの計画等が示されているのかお聞きしたいと思います。

改修だとか、小規模の決壊と洗掘されたような部分については、特に集落から

上がってきておりますけど、大きな枠の中で、河川の金額の大きいような改修等の中で、どういうものが上がってきているか、よろしく、その点お聞きをしたいと思います。

○建設水道課長 今度は県の管理をする1級河川の話であります、それぞれ、先ほどの国もそうではありますが、こちら、簡単に入手できると思いますが、インターネットで公表をされておりますけれども、これ、国のほうで、中部地整のほうで出している天竜川についての河川整備計画、平成21年の7月に新たなものが、今後20～30年の計画ということで出されております。場所についても中川村の幾つかの所が載っておりますので、具体的な事業も含めて載っております。

加えまして、今、今度は新しい質問に変わったわけですが、県管理の事業計画ということで、こちら、平成23年の8月に長野県が天竜川水系で伊那圏域の河川整備計画、これも普通にネットで入手ができますので、これをごらんいただければと思いますが、この中にはですね、中川村の河川も含めて、上伊那圏域の河川すべてのものが対象の河川としては載せられてございます。ただ、この23年度からの、この国に合わせた工期ではなく、約、県は20年という期間でとらえているようではありますが、ただ、1級河川を含む、天竜川を含むものについては、30年、国に合わせてあると、こういう計画のもとにつくられております。

この中で県が大きな改修として名前を具体的に挙げて、ここを重点的にやりますという所も書かれておりますが、それは、天竜川が1つあります。天竜川と、それから、中川の中ではないわけですが、主な河川改修の場所としては、18年の災害のときに非常に被害を受けた所を対象ということに、ここの中ではなっております、小沢川と駒沢川という2つの河川、天竜川を含めて3つの河川、これについては早期に改修をしていくと、こんなような記載がされております。

ほかの、その他のところについては、具体的には書かれておりません。

今、ご質問がありました大きな河川の改修についての中身ということですが、確かに、中川村の中でも、前沢川ですとか、それから保谷沢ですとか、いろんなところで河川の護岸等が荒れている所があります。ただ、それについては、この計画の中では具体的に示されていないという状況でありまして、私どもでも、どこの所を、細かく、どういうふうやっていく計画は聞いておりません。

多分、これは、かなり難しいのかなということを想定をしております。河川っていうのは、直したいのはやまやまなんです、かなり補助制度の中では難しいものがありまして、後々、村もそうではありますが、単独で、これをやっていくというのは非常に難しさがあるということも含めて、予算の問題もあり、それから、場所の問題もあり、緊急性もありということの中で、上伊那圏域の中では、周りの住宅等の状況、それから経済の状況、いろいろを含める中で、この3つが主な計画として述べられているのかなと、こんなふうに思っています。

以上です。

○5 番 (村田 豊) それでは、時間等もありますので、村管轄の小河川の整備、災害対策ということについては、次の4番の砂防林、保安林整備と防災対策と少し関係がありますので、その中であわせて、含めて質問をしたいというふうに思います。

特に砂防林、保安林の整備と防災対策ということについては、今、課長のほうから少し触れられました。

私も、15年の6月の時点で、東海地震の大綱が発表されたときに、この点の質問をしておりますけれども、1級河川等へ入る支流の中で、特に30カ所、村内、危険溪流があると、これらは、早い時期に取り組みをしていかなきゃならないというようなことで、その質問の中でもお聞きをし、確認をしました。

ちょうど村長が就任されて、18年の4月の折に保谷沢川の現場踏査を上片桐の駅から堰堤までしていただきました。

先ごろ、三六災害のシンポジウムが村の部分として開かれました。ちょうど10月、昨年10月15日ですけど、その折に、建設事務所長さんに、こういった50年たっても、まだ荒れたままですよと、護岸もありませんよと、ぜひ配慮をしていただきたいと、洗掘をされた部分もあるから配慮していただきたいということをお願いをしたところ、どうも、今年の1月ごろ、現場を確認されて、先ごろ、私も様子を見てみますと、大分、河床の整備がされ、そしてまた、駅から下の部分については、護岸の3面張りの部分については、きれいに両岸の整備、こういった倒木が川にかかっておりましたけど、太い物が、太い物を除いて、ほとんどせ美がされてきたというようなことで、言ってみれば、これで保谷沢川については、整備のスタートが切られたのかなあというような、50年目で、そういった具体的な動きがあったということですが、特に砂防林だとか保安林等については、こういったような箇所が、まだ村内にないのかどうかということと、個人の所有の保安林等についての手入れ等々について、村では、防災上、どんなような啓蒙対策をとっておられるのか、2点になりますが、含めてお願いしたいと思います。

○建設水道課長 小河川、村内の小河川の危険箇所をどうやって整備をしていくか、守っていくかというようなご質問かと思えます。

後段の保安林の部分については、振興課長のほうで、ちょっと答弁をさせていただきたいと思いますが、小さい河川でありますけれども、伊那建設事務所のほうに、県のほうに、毎年、現地調査をしていただきながら要望箇所を見ていただくと、こういう作業を7月8月ごろやっているわけであります。これ、郡下全部の所を建設事務所は回るわけですが、先ほど議員さんがおっしゃられた1月に保谷沢を見たのとは、ちょっと別に、全体的に見て歩いていると、こういうことであります。このときに、危険箇所、たくさんある中で、地元から上げられていた、うちのところで聞いている所も含めて、どこを県のほうに見ていただいておりますかということで、幾つかの河川についてもお願いをしたりしているわけがあります。これは、県管理の所についてということですが、この

中で、砂防堰堤ができるのか、治山堰堤ができるのか、何とか対策をしないと荒れているよという所をお願いをしながら、見ていただきながら、いや、これは砂防では無理だぞと、この上に、すぐ治山堰堤が入ってるぞとか、そういうところを具体的に見ながらやっているわけでありまして。

しかしながら、先ほども若干申し上げましたが、幾つもの、そういう箇所があり、県のほうでも、これを順番に危険性のある緊急度の高いと所から順番に整備をしていただいているということかと思っておりますが、なかなか、すぐに、ここを見ていただいたから、すぐに来年、工事で直していただくというような状況には、なっておりません。村としても、村の箇所で単独で村が直さなければならぬ所はたくさんあるわけでありまして、すべて、そこにお金がどんどんつぎ込めるかということ、そういう状況にないということがありまして、本当に鬼気迫る所から何とかお願いをしながら、県にご理解いただいて少しずつでも改修をしていく方法をとりにしないと、こんなふうに思っているところでありまして、小河川、たくさんあるところを、今、順番に計画を直すという状況には、残念ながら、こういうふうにお答えをさせていただきたいと思えます。

○振興課長 それでは、保安林関係のほうにつきましては私のほうから答弁をさせていただきますけれども、保安林の整備と防災対策につきましては、国による直轄治山事業と県による治山事業があります。

国の直轄治山事業につきましては、昨年10月の全協でも説明させていただいておりますので省略をさせていただきますけれども、県による事業につきましては、村民からの要望を踏まえて村が県へ要望し、予算の範囲内で計画的に県のほうで工事が行われてきております。

具体的には、平成24年度については、数年前から継続で行われておりますけれども、片桐地区の日向沢、それから四徳地区において保安林改良ということがされておりますし、新規事業としましては、黒牛沢上流の測量設計が平成24年度に予定されておまして、それに基づいて、それ以降に工事がされるのかなというふうに感じております。

それから、個人所有の保安林の整備ですけれども、保安林の手入れにつきましては、保安林ということでは、特別な補助制度は、はっきり言うと、ございません。通常の山林と同じように、間伐等については信州森林づくり事業というのが県にございまして、ただし、これにつきましては、面積要件としまして5ha以上、それから、今は、搬出材、搬出間伐ということで、搬出される材が一定要件以上というような基準がございます。

山の管理につきまして、職員が日常的に全村を見回すことは困難な状況でありますので、保安林に限らず、危険な状況にあつたりですとか、崩壊等、災害が発生した場合には、速やかに情報を提供していただければというふうに考えます。

以上です。

○5 番 (村田 豊) それぞれ何点かお願いをいたしました。

特に、この河川防災につきましては、今、課長のほうから話がありましたように、毎年、毎年、対応をしていただいておりますけれども、やはり、進捗というものは非常に、国に予算等の関係で、県の予算との関係がありますので、進まないと思います。水害の発生時期を迎えますので、できるだけ、浚渫等の要請等も適切に行っていただいておりますようにお願いをしたいと思いますし、具体的には、積極的な取り組み等を、補助事業等がありましたらお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

次に、3番 藤川稔議員。

○3番 (藤川 稔) 昨年の3月11日に日本を襲った大震災は、幾つもの町の機能や約2万人の命を、尊い命を奪い、多くの人の生活を根底から覆しました。あの日から1年を迎えました。しかし、いまだ、その復興が遅々として進まず、被災者や国民の求めた復興の姿は、いまだ見えてきません。ただただ一日も早い復興を願っています。

それでは、さきに通告いたしました2項目につきまして質問をいたします。

私は、昨年9月の定例会一般質問で景観保全について取り上げました。

今回は、引き続き美しい村づくりと景観形成のかかわりについて村の考えなどを伺っていきたいと思います。

長野県は、豊かな自然や歴史、文化的資産に恵まれた県であります。先人によりはぐくまれ、世代を超えて受け継がれてきた地域の美しい景観を守り育て、後世に伝えようと、県内各地でさまざまな取り組みが行われております。

上伊那でも、地元の住民らが自主的に一定のルールを定めて景観育成住民協定を締結したり、伊那市や駒ヶ根市、また、南箕輪村では、景観行政団体へ移行するために具体的な準備を進めるなど、景観の保全、形成を目指した動きが活発化しております。

中川村としても、日本で最も美しい村の名に恥じないよう、また、中川村らしい景観保全と形成の取り組みが急務であると思います。

そこで、村の現状と課題について最初に伺いたいと思います。

○村長 現状の課題ということで最初の質問をいただきました。

何度か申し上げてきたところでございますけれども、気になっているところでは、1つには、看板類が、ちょっと統一して乱立しているというか、ちょっとごちゃごちゃしておいて、すっきりしていないなという、美しくないなというふうなことを感じております。もっとひどいところはたくさんありますけれども、このままでいくと、もっとひどい、コントロールつかないような状況になると思うので、コントロールできるうちに何かしなくてはいけないなというふうなことを思っています。

それから、もう1つは、美しくきれいな山の景色のところ、こう、アンテナがぼんと立ってくるというふうなことがありますので、今のところ、それについ

ては、地主さんと、その、何ていうか、立てる側との話だけなんですけども、何か、もうちょっとワンクッションぐらい、その法律上、なかなかだめということ、難しいことかというふうに思いますけども、もう少し何か協議をして、ちょっと要望もできたりするようなこともできたらいいのになど、法律との兼ね合いは、どういふところに落としどころがあるのかなみたいなことも研究せんといかんかなと思っています。

それから、もう1つは、特に雑草なんですけども、特にセイタカアワダチソウが道路際等々で、非常に背が高く2mを超えているようなものも、こう、わあっと繁茂したりするっていうのが、少し目ざわりだなというふうなことを感じております。

それから、あとは、特に写真の趣味の方がカメラを構えられるような場所、そういう場所の、そのフレームの中に入ってくるような、その白いガードレールですとか、電線の類、その辺のところ、もうちょっと配慮する方向をすると、写真家の方にとってもファンが増えるかなというふうなこと、そんな点が、具体的なところでいうと現状の課題として感じているところでございます。

○3番 (藤川 稔) 今、村長からご答弁いただきました。

看板類につきましては、確かに一番目につく所に、どうしても設置し、その効果をということでもありますので、看板類の統一でありますとか整頓、また、景観の美化と、いろいろとご答弁をいただいたところであります。

去る3日、中川文化センターにおいて美しい村シンポジウムが開かれました。

この中で基調講演を行った日本で最も美しい村連合会の塚越副会長は、残雪のアルプスの美しさを感じられるところは、アジアでも、そうは多くない、村の景観の価値を強調をされたところであります。

また、「一度失った景観は二度と取り戻せない。」この言葉が、私は非常に印象的でありました。

美しい村づくりは、景観だけでなく、人間性、すなわち住民の温かい思いやりやおもてなしの心、また、環境の美化など、さまざまな条件がバランスよく整って、名実ともに美しい村が形づくられるものと思います。

四季折々の豊かな自然と景観は、心身をいやし、また、生活の中の充実感を満たしてくれます。そうした意味でも、景観は美しい村づくりの絶対的条件であると私は思います。

実は、これを裏づけるアンケート結果が出ております。

昨年8月、私が所属いたします飯島・中川政経人会議の中に定住促進部という部会がございまして、この部会において、Uターン、またIターンされた方々を対象にアンケート調査を行いました。この中で転入された動機を尋ねたところ、「豊かな自然と景観に魅了された」という回答が最も多くありました。定住促進に景観のすばらしさが一役買っている現状がはっきりしたところであります。

さて、次に、昨年10月、美しい村づくり協議会が設立をされました。村内の農

業、商業、教育関係など、約 40 団体、それと個人が美しい村をキーワードに連携をし、地域資源を生かした持続可能な村づくりについて検討していくことになったと聞いております。

そこで、2 点お伺いをいたします。

1 点目ですが、この協議会は景観の保全に対しても取り組んでいくのかどうかということ、2 点目は、協議会の位置づけと村とのかかわりはどうなっているのか、この 2 点についてお聞きしたいと思います。

○村 長 協議会についてのご質問ということで、美しい村、日本で最も美しい村連合、最近では、だんだんと定着するというか、理解もされてきたかと思えますけど、やっぱり名前だけ聞くと、ごみを拾いましょうとか、あるいは景観を守りましょうというような運動のように聞こえますけど、それ以上の、今、先ほどコメントしていただいたとおり、村のいろんな魅力、地域資産を生かして持続可能な村にしていこうというふうなことなんですけども、それにしても、ごみだらけだったりしたらいけないし、景観も、せっかくものがスポイルされているようではいけないというふうなことで、そこは、まず、ベースとして必ずきちっとやっておかなくてはいけないことだというふうに思っています。

協議会の役割なんですけども、一応、取り決めて明文化してあるところは、美しい村便りの発行ですとか、他地域の先進事例、取り組みなんかを研究することとか、講演会等々をお呼びして、みんなで、その協議会だけではなくて、村民みんなで勉強して意識を深めていこうというふうなこととか、さまざまな連合の活動に参加をして盛り立てていこうというふうなことがございます。

村との関係ということなんですけども、決して村の、こう、何ていいますか、変な言い方、下部組織みたいなもの、村の方針で動くというものではなくて、美しい村に中川村をしていくには何が課題なのかとか、あるいは、どういう取り組みをしたらいいのかというふうなことを、言ってみれば、このことについての、ある意味、参謀的なところで、ですけど、先ほどの、とりあえず明文化したところっていうのは、非常に初歩的なことばかり書いてあるかっていうふうに思いますが、その中で、取り組みをする中で、広い視野の中で、美しい村のあるべき姿、今後、どういう方向に行けばいいのかというふうなことも考えながら、そこ、それも絞り込み、そして、その次の段階は、じゃあ、そのためには、こういうこともしようというふうな形で動いていくための、いろいろ、そういうふうなことを考えていただく、その手足となって動いていただくよりも、考えていただくような場所だと、組織だというふうに期待、私としては期待をしているというところがございます。

○3 番 (藤川 稔) 今のご答弁とまとめますと、村の景観の保全、形成、そういったものの施策を進めるに当たって、また、この協議会の中でも、いろいろと提言をいただきたい部分があると、そういうことでよろしいですか。

○村 長 はい。

○3 番 (藤川 稔) はい。わかりました。

それでは、ただいまご答弁いただいた美しい村づくり協議会の役割、あるいは取り組みは、わかりました。

次に、景観形成への取り組みについて伺います。

村の第 5 次総合計画の中の第 6 章に生活基盤の整備という項目がございまして、この中で景観の保全がうたわれております。

その中身は、1 として景観形成住民協定のあり方、2 として、道路沿線、景観ポイントの看板類、電柱などの設置制限と設置基準について検討するとなっております。

そこで、この景観形成住民協定のあり方については、村としてどのように考えておられるのか、その点について伺っていききたいと思います。

○村 長 景観を守るルールづくりについては、幾つかのやり方と申しますか、形があって、非常に、こう、がんじがらめとは言いませんが、非常に厳しいルールづくりをしているケースもあれば、みんなの共有すべき目標——目標と申しますか、みんなで配慮し合いましょうねという呼びかけに近いような、もう少し、こう、敷居の低いようなものまで幾つかございます。

それで、なかなか、小さな村のことでもありますし、その大きな町場で、どこかの大きな資本がですね、何か、こう、びっくりするような物をつくってというふうなことも、すぐには余り考えられないかなというふうなことで、余り村民の暮らしに不便が生じるものよりも、中川村の場合には、みんなで、こういうふうなことに気をつけて守っていこうよね、せっかくの村のよきなんだからというふうな、そういうことが共有されていって、みんなが、それに賛同していただけるというふうな形のルールと申しますか、制度づくりみたいなことがいいのかというふうに、ちょっと個人的には思っておりまして、この件については、以前にも一般質問、別の、以前の議会でもいただいているところで、そのときには、確か、今でいうところの来年度中にはみたいな話をお話をさせていただいたかと思えます。ですんで、ちょっと、村民の皆さん方との意識の共有、特に、商工会さんなんか、看板なんかだと商工会の皆さんとのこともあるでしょうし、そういったことも含めながらですね、どんな形でいいのか、もう少し煮詰めて、ご意見、こう、意識の共有、熟成なんかも図りながら、そんなことでやっていきたいというふうに思っているところです。

○3 番 (藤川 稔) 今、答弁いただいた中では、その、一気に条例化とかいうレベルでなくて、小さい取り組みから、まずは始めていくことがいいのかというふうな、村長のお考えと申しますか、答弁であったように思います。

ご存じのように、景観育成住民協定、実は、この景観育成住民協定、あるいは景観形成住民協定、当村においては、その第 5 次総合計画の中では景観形成と表現されておりますが、これは景観を守り育てる取り組みの一般的な言い方であり

長野県では、皆ではぐくむことを重視する意味から景観育成という言葉を用いておりますので、ちょっと、この言葉が混在する場面があるかと思っております、ちょっと申し添えしたいと思っております。

この景観、県の景観育成住民協定は、知事の認定制度であります。長野県景観条例に基づき、地域の住民が景観づくりのために一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や緑化などに関しての自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に認定を行うこととしている制度でございます。

上伊那8市町村で景観育成住民育成協定の認定状況を見ますと、認定ゼロは中川村だけであります。

伊那市は13件で、最も多く、隣の飯島町では3件が認定となっております。

私が伊那市の担当者に聞いてみましたところ、伊那市では、自主的な活動の中で自主的に認定の申請があったようです。

一方、飯島町の担当者に取り組みの経過を聞いてみますと、景観育成住民協定が住民の自主的なルールづくりを定めるといっても、やはり行政の投げかけや指導がないと、なかなか前へ進まないということでした。

そこで、先ほどの答弁に、もう少し加えてご答弁いただければと思いますが、村内の景観育成についてのPRなど、情報を自治組織などへ提供していくお考えがあるのか、ないのか、その点についてお聞きいたします。

○村長 初めに、景観育成住民協定については、実は、県のほうには届け出ていないということだという言い方でいいと思っておりますけども、八幡平では、それが、あるのは、あるんです。それを県のほうに、こういうの、出してはいないんですけども、ありまして、公社のほうで八幡平ができて、それで、たくさんお申し込みをいただいた中ですね、せっかく新しいまちができることだしというふうなことで、余りちゃんと具体的なところまで、自動販売機を外に置かないように――外についていうか、自動販売機の設置は、やめようねとか、幾つかの点について、八幡平の中では、皆さん、そういうものを、入って来られるときに、それを確認をさせていただいてっていうか、みんな確認し合ってっていうふうな形で地域が始まっているというふうなところがございます。

それが、多分、中川村で余り、それ以外にないっていうのは、今のところ、その景観について、おしりに火がつくような状況に、まだ余りなっていないというところがあって、意識が、まだ生まれ、そこまで追い詰められ――追い詰められてというか、遺憾が高まっていないっていうところはあるかと思っておりますけども、その分、景観が、まだまだいいのが残っているんだろうと思っておりますが、あるうちに、ちゃんとやらにやいかんというふうなことで、私的には、地区ごとに住民協定を結んでいくっていうのも一つの方法だと思うし、看板等々について、何らかのソフトな形で村全体をすぼっと覆ってしまうというようなやり方もあるだろうし、そこも含めて、ちょっと、何となくイメージでは、村全体を、こう、一つの合意形成みたいなことが一遍にできちゃったほうがいいのかなというふうに思っ

ているところなんですけど、それにしても、それぞれの地区のご意見も聞かにやいかんと思っておりますが、そんなふうなことを思っています。

あとは、特に景観ポイントですね、地区ごとというよりも、景観ポイントなんかは、また、もう少し、それとは別に、そのポイント、ポイントでの、何か具体的な改善というか、配慮みたいなことをする必要があるかなというふうに思います。

地区ごとの、必ずしも住民協定で進めていくというふうに、まだ決めているわけではないかということでございます。

○3番 (藤川 稔) 八幡平において景観への意識が芽生えているというお話を聞きまして、大変うれしく思うところであります。

実際に景観育成協定を結ぶには、認定要件をいろいろとクリアしなければならない、そういう必要性があります。

地域に関しては、自治区でありますとか町内会、商店街など、おおむね1ha以上の一つの集団の土地でありますとか、おおむね30以上のかたまった建物、その範囲に含む一つの集団の土地でありますとか、沿道などのおおむね100m以上に当たる土地の、こういった3つの規定でありますとか、協定事項については、建物や工作物などの位置、形態、デザイン、そういったものが対象で、敷地の緑化や街並みの美化なども含まれておりますので、なかなか、この協定を結ぶまでには、いろいろと整備が必要であるように認識をしております。

さらに八幡平のような取り組みが、その他の地区に広がっていき、最終的には、その上の、また、規程の整備等が進めばいいかなと、そんなふうな感じを受けたところであります。

次に、もう少し踏み込んで質問をしてきたいと思っております。

私は、景観の形成を促進するためにも、その指針づくり、すなわち景観計画の策定などを進める時期に来ていると思っております。

また、その計画に沿って景観の形成を図るための理念や目標、景観形成の方針、景観形成の推進策を提示し、村民、事業者、行政の共通指針として景観保全への規程を設ける必要があると思っております。

ご存じのように、国においては景観法という法律がございます。景観法は、その名のとおり景観に関する総合的な法律です。戦後の急速な成長の中で、経済性や効率性、機能性を重視する余り景観への配慮を欠いたことが、その立法の背景にあるようです。

また、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目的に、国、地方公共団体、事業者、住民の責務を明確にするとともに、自治体ごとの独自の景観施策に対する法的支援を行うものであります。

先ほどの村長の答弁では、そういった条例等の整備については、今のところ、そのレベルまでは考えていないという認識かなあというふうなところにとらえたわけでありましてけれども、日本で最も美しい村連合に加盟する長野県内の7町

村のうち景観法に基づく景観形成や美しい村づくりのための条例を制定している町村を調べたところ、5町村ございました。ないのは中川村と小川村だけでありました。約7割の町村が景観条例の制定を行っていることは、いかに美しい村づくりのバックボーンになっているかがわかると思います。

そこで、当村においても、景観保全条例や美しい村づくり条例など、景観を保全、形成するための規程の整備が必要と考えますが、今後において規程の整備を考えていく時期といえますか、考えていくこともお考えの中には多少なりともあるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○村 長 景観法に基づく景観条例っていうのは、結構、先ほど言ったがんじがらめというのが適切かどうかわかりませんが、結構厳しいものでございます。ですので、ちょっと景観法に基づいた形での景観条例という形までいくと、村民にとっては、逆にしんどい部分もあるのかなというふうなことを思っています。

ですが、景観法に基づかない条例ということもあるだろうし、条例という名前じゃなくて協定ということかもしれないし、だから、先ほど申し上げたように村全体を、こう、すぼっと覆うような形の同義づくりというか、ルールづくりといえますか、そういったもの、それを条例という名前になるのか協定という名前になるのかはわかりませんが、それについて来年度中に、何か、こう、皆さん方の同意をいただけるような、同意をいただいて出来上がるような形にしていきたいなというふうに思っています。

ただ、景観についての取り組み、やっているところはたくさんありますけども、全部が全部、その景観法に基づくところの景観条例というふうな形までには、多分、行っていないというふうに思いますので、その住民生活の中で、どのレベルのものがいいのかみたいなことも、それぞれいろんなご意見を、いろんな団体、あるいは地域、住民の皆さん方のご意見を聞きながら、そこまで行くと、ちょっとしんどいんじゃないのとか、けども、これぐらいないと実効性がないよねとかっていうふうなところのさじ加減といえますか、そういうふうなこともしながら、啓蒙も図りながらやっていきたいなというような、何らかの文章化みたいなこと、全体を、村全体をカバーする文言みたいなものを定めたいなというふうに思っています。

○3 番 (藤川 稔) 条例化については、しんどいといえますか、一つの景観保全育成のルールづくりでありますので、指針としては、しんどいというよりも、私としては、前向きに、そういった規程の整備について取り組んでいただきたいと思います、そんなふうに思っております。

実は、過去の議会定例会において、景観保全や形成についての一般質問が時折出されてきました。平成21年3月定例会では7番議員が、平成22年12月定例会では9番議員が、また、平成23年9月の定例会では私が景観条例の制定や取り組みについて質問に立っております。

7番議員の質問に対して村長は「私としては、今のうちに景観を守る対応を考

えておいたほうがよい。」また、9番議員に対しては「条例がよいのか、あるいは住民協定の形か検討し、できれば私の任期中の中でと思っている。」と、任期中の中で取り組んでいきたいということかと思えます。また、私の質問に対しては「今後において条例や協定など、何らかの形で保護していきたい。」という答弁をなさっております。

これらの答弁を聞く限り、規程の整備について村長は前向きな姿勢を示していますが、村長の任期も残りわずかとなりました。少なからず何らかの形で規程の整備をしていく時期でもありますし、村長の答弁の中で、任期中に何とか、そういった規程の整備、何らかの形でもいいんですけれども、方向づけをしていきたいというようなことでございますので、この規程の整備を任期中において、ぜひとも達成を、私は、していただきたい、そんなふうに思いますけれども、その点、もう一度、村長の見解をお聞きしたいと思います。

○村 長 まさに、そういうことを先ほど申し上げたつもりでございます。

しんどいのは、景観法、条例といってもいろいろあって、景観法というのが平成17年6月1日に施行された景観法という法律があって、それに合致するような形での景観条例というのをやると、結構ハードルも高いし、それから、その後のことのルール化も厳しいものがあるから、景観法に基づいたところまで行くのか、それが一番厳しいところだと思います。その手前の条例もあるかと思えますし、もっと皆さんの合意形成みたいな、あるいは何とか憲章みたいなものもあるかもしれないし、そこら辺のところをですね、先ほど申し上げたさじ加減で、しっかりと文言化はするけれども、景観法、平成17年に制定の、施行の景観法に基づいた、それに合致した形での景観法という、景観条例というところまで行くのは、結構ハードル高いかなというふうなことでもございまして、その手前、いろいろ段階があるということでもございます。それについて、どの段階でやるのかということ、合意形成をしながら来年度中に達成したいなというところでもございます。

○3 番 (藤川 稔) 実は、私は、大鹿村にも調査をしておりますけれども、大鹿村は、むしろ県の景観条例、いわゆる、これは、基法は景観法ですけれども、その県の景観条例よりも、さらに厳しい規定を独自で設けたということでもございましたので、厳しいか厳しくないか、そこら辺をどのようなさじ加減にするかはともかくといたしましても、中川村独自として、余りその景観法とかいう基法に縛られない部分でできるとすれば、中川村らしい内容で、私は条例の骨格づくりから肉づけからしていくことも必要ではないかと思えます。

確かに、余り規制、厳しい規制をかけると、また、それに伴ういろいろの諸問題も出てきますけれども、先ほども申し上げたとおり、日本で最も美しい村としての名に恥じないよう、また、中川村らしい条例の整備など、これから取り組んでいただければと、そんなふうに思っております。

ぜひとも取り組みのほど、お願いをしたいと思います。

次に、伊那市の白鳥市長は定例会見で2012年度中を目指している景観行政団体

への移行について、伊那市だけでなく伊那谷全体で景観保全に取り組むべきとの認識を示しましたが、広域連合の枠組みの中で、景観保全について何らかの動きや、当村に対しても投げかけ等が村長のほうにあったかどうか、あるいはなかったのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○村長 景観について広域連合としてやっっていこうというところは、まだ、具体的な動きはないです。

観光とかは力を入れたいねというふうなお話はよくありますが、景観について広域連合として研究しようとか何とかっていうふうなところまでは、まだ至っていないというふうに思います。

○3番 (藤川 稔) わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

中川村には景観スポットの象徴でもあります飯沼、棚田の田園風景、また美里のカヤぶきの家、四徳の滝や村内外から見える東西の美しい山々などが存在いたします。

この中で、美里のカヤぶきの家は、所有者が修繕に修繕を重ねて今日に至っております。

ここは、ご存じのように村内外から多くの方々が訪れる景観のスポットの一つで、2009年度、日本で最も美しい村連合第1回フォトコンテストにおいても入賞した場所でもございます。

この長野県上伊那地域総合ガイドブック「さわやか信州」ということで、「山の展望がごちそうです」という信州、伊那谷のパンフレットがございまして、これをつくったときは、ちょうど、この表紙に、この美里のカヤぶきの家、それと、背景には西山の雪をいただいた山々、それと、この棚田の美しい全体的な風景、緑青々とした、この緑の風景、こういったもので、数多くのパンフレットや、あるいは企業のコマーシャルに使われてきております。

しかし、持ち主からは、維持管理に限界を感じていて、それが悩みの一つだと聞いております。

こうした建物については、現在、個人の所有物ですので、所有者との調整が必要になりますけれども、了解が得られれば、規定を整備した上で、景観上、美しい村の象徴として景観重要建造物に指定をするなど、建物の保存にかかわっていただけるようなことも検討をしていく必要を感じております。

そこで、このような方策が、ひとつ考えられるかどうか、具体的なお答は結構でございますけれども、考えの一端の中に、そういったことも話題としてあるのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

○村長 ご指摘のカヤぶきのおうちにつきましては、お話のとおり私有財産というか個人の持ち物ではございますけれども、村としては、もう非常に村の象徴的な魅力の象徴、そういうものだというふうに思っています。ですから、村としては、本当に、あれがなくなってしまうと、村の核を失うというか、もう本当に、そんなイ

メージ的なものとしてはシンボリックな物を失うような、それぐらい大きなダメージがあるのではないかなと思っています。

常に美里で、もう数年前になりますけれども、美里の集会所での意見、何のときだったかな、住民の皆さんとの意見交換会の際にも、あそこについて村の財産として何とか考えることがあるのかというふうなお話がありましたので、そのときにも、あれは、そういう、村にとって本当に大事な物だから、あれが、こう、ふと気がついたら、もう維持できないからっていうことで取り壊されていたというふうなことになってしまうと大変困るので、そういうことにならないように、ぜひ相談をしてほしいというふうなことを、何らかの手を打たないといかんというふうなことは申し上げました。

そのときではない場所、とき、違うときだったと思いますけれども、所有者の方にも、村としての、村としても、そういう、村の物じゃないけど、村の精神的な財産なので、大変だと思うけども頑張っていたきたいし、もしも、これ以上、もう、しんどくてギブアップというふうなときには、ちょっと事前に相談をしてくださいねというふうなことを申し上げた、それは、そんなに正式に正座して申し上げたわけではなくて、雑談的な形でお話をしたんですけど、そんなことも申しあげています。

幾つか考えられることは、あのカヤぶきのおうちについては、もう村民だれもが、そりゃあ、あれは別格だわというふうなことで、多分、皆さん同じ気持ちだと思うんですけども、いろいろ話が広がっていったときに、こう、グレーゾーンといいますか、あっちはよくて、なんでこっちはだめなのよみたいな話になっても困るので、そういうことのないような仕組みをつくらなくてはいけないなというふうなことと、それからまた、もし、その何かの支援をしたっていうふうなことになってくると、ある意味、その後がですね、ちょっと、こう、所有者の方が、逆にちょっと縛られるというか、やや大変、それから1年たったら、もう、ちょっと何かほかの物を建てるから壊すというふうなことになっちゃっても困ることになりますし、その辺のところも、ちょっとかんがえていただかにかんかんという、だから、ご協力、そういったところのご協力も継続的にお願いをするっていうふうなことがございますので、こちらから一方的に何か指定して、一方的に何かするというふうなことも、そもそもが個人の物なのでできないのかなというふうに思っていますけれども、とにかく、ふと気がついたら工事が始まっておって、あれあれというふうなことは、すごく、それだと淋しいなというふうなことがあるので、そうなる、もし、逆に言うと、その所有者の方からご相談を先にいただいて、どういう対応ができるかっていうことを詰めていきたいというふうに思っています。そのときには、先ほど申し上げたような、ほかとの、うちが何で、どうだ、こうだとかというふうな、あっちがよくて、こっちがだめみたいなことにならないようなルールづくりなんかも必要かなというふうに思っているところでございます。

○3 番 (藤川 稔) 私も、あの場所、建物、それと、その背景、その周り、非常に中川村としてもすばらしい景観のスポットでありますし、また、村内外から多くの方が訪れる、そういったことでは、交流人口の促進も図れる、非常に価値観の高い、そんな場所であろうかと思えます。

実は、日本で最も美しい村連合に加盟する木曾町では、歴史的、文化的、あるいは景観的に、その保存活用により後世に継承すべき価値があると認められる建造物等について、保存活用のために必要な措置を講じております。特に観光振興などに資するため、木曾町景観優良施設等の保存活用振興条例という規定を制定して守っているということでもあります。

カヤぶきの家を含めた、この風景に魅了されて村内外から多くの方が訪れるスポットでありますので、村として、今後の課題として検討いただけることを願っております。

それでは、1項目目の最後の質問になりますが、景観保全の一つ水資源の保全について伺います。

今、世界的な水不足を背景に外国資本などによる森林の買収が進んでおります。買収の目的は、森林の地下水等の確保をねらったものです。こうした動きを受けて、県内各地の広域連合では国へ地下水と水資源の保全に関する法整備を求める意見書の提出に向けた活動が活発化しております。

そうした中、上伊那8市町村の首長や上伊那広域連合などが、今月の2日、伊那市内で水資源の保全に向けた共同声明に署名をいたしました。水源地を住民共有の財産と位置づけ、地域ぐるみで保全活動に取り組むことを宣言する内容と聞いております。

このことが外国資本などに森林買収に対して抑止力になるかどうかは、まだ不透明でございますけれども、具体的な対策に向けた第一歩となったことは事実であります。

そこで、今後、共同声明に基づく活動をどのように展開していくのか、村長にお伺いをいたしたいと思えます。

○振興課長 それでは、担当している私のほうから答弁をさせていただきますけれども、経過については、ただいま藤川議員の申されたとおりであります。

この声明につきましては、今回の声明の目的は、上伊那地域の住民の共有の財産である水資源、それから自然環境を守りはぐくむため、地域住民、それから事業者、行政、こういったすべての関係者が共通認識を持つことが必要ということで声明を発したものであります。

第2段階としましては、この上伊那地域の水資源を保全するための連絡会議、このほうでは方向づけをしております、今後につきましては、市町村の条例等によって具体的な規制、これについて検討していくということで、4月から動くようになっております。

ただ、現在、国についても法律制定の動きがございます。それから、県におい

ても、県内の各地域での動向から条例制定の動きが出てまいっております。最終的には、これらとの整合性も図らなければならないという中では、そういった動向を見ながらの検討になる、そんなふうに思っております。

以上です。

○3 番 (藤川 稔) いずれにしましても、かけがえのない私たちの水源を守っていくためにも、監視と情報の共有を図っていくことが重要かと思えますので、今後の取り組みをお願いいたします。

続いて2項目目の村民の健康づくり政策について伺います。

近年、村民の生活水準の向上や医療技術の進歩などにより平均寿命が急速に伸びる一方、食生活の変化、あるいは社会環境の複雑化、労働条件の多様化により疾病構造も変化し、脳卒中や心臓病などの循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加をしております。そうした背景をもとに要介護認定者も比例して増加をしている状況でございます。

昨年の3月定例会において国民健康保険税の税率を引き上げる条例改正案が可決され、本年度より施行されたことは記憶に新しいところでございます。

今定例会には、国保税に引き続き介護保険料の引き上げに伴う条例改正案が上程をされております。

医療や介護の保険給付は、高齢化の進展とともに増加をしております。

そこで、当村の今後における医療給付、また介護給付費の見通しについて見解をお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長 まず、医療給付費の関係でありますけれども、平成20年21年につきましては、1人当たりでありますけれども、国保の1人当たりであります、23万円台であったわけでありまして、平成22年度は27万円台に増えたわけでありまして、今年度につきましては、まだ年度途中ではありますけれども、25万円台くらいになりそうだという予想であります。

国保の一般被保険者の医療費に比べまして、退職被保険者の医療費のほうが増えているというような状況があります。

また、別の見方で見まして、生活習慣病に関する医療費の関係で、健診を受診している方と未受診者とを比べてみたところでありまして、1人当たり、1ヶ月当たりでの医療費の比較であります、40歳代50歳代につきましては、1,000円台ということで、健診を受けている方も未受診者の方も、そんなに大差がないわけでありまして、60歳代前半になりますと、健診の受診をしている方が3,300円に対しまして未受診者は5万4,000円というようなことで、約16倍、60歳代後半では、健診の受診者が5,000円に対して未受診者は2万円ということで、約4倍、70歳代前半につきましては、健診受診者が8,600円に対して未受診者は2万3,700円というようなことで、約3倍でありますけれども、そんなような結果が出ているわけでありまして、

保健センターのほうで危惧をしているのは、その健保加入の方の受診率がとて

も低いというようなことがありまして、30%代というようなこともありまして、今後、その退職された方がどういう形で国保に入ってくるかということもありますけれども、それによって、もっと医療費が上がってくるのではないかとということで話されておりました。

介護保険費、介護保険の給付費の関係でありますけれども、平成24年から第5期の介護保険事業が始まるわけでありまして、平成24年度、5億2,500万円余り、25年度が5億3,000万円余、それから平成26年が5億5,300万円ということで見込んでいるわけでありまして、先ほど言われましたように65歳以上の第1号被保険者が平成12年の発足当初と比べまして155人ほど増加をしております、また、それに連動して要介護認定者も80人、率にして4%ほど増えているというような状況があります。また、施設サービスも、特養みやまが、今度、開所しますし、また、越百園の増床とか、特養のショートから長期ベッドに移ると、転換するということもありまして、それらの利用の増加もありますので、介護給付サービスの量、費用とも増えるというような見込をしているところであります。

○3 番 (藤川 稔) ただいまご答弁をいただいたように、保険給付費については今後も右肩上がり、とりわけ高齢化とともに介護給付費等は伸び続けることが推測をされます。

平成24年度からの第5期介護保険計画では、第4期に比べ、見通しとして介護給付費の増加率は約30%、増加額が約4億円余りというような、さきにお示しいただいた資料で見ますと、そんなような試算がされております。

こうした状況の中、村民の健康維持や老後の生活を支える制度として医療や介護保険の事業を持続的可能なものにしなければなりません。そのためには、事業会計の円滑な運営が基盤となってくるわけでありまして、つまり、保険給付費の抑制なくして、保険、円滑な運営は保障されないということでありまして。

保険給付費を抑えるためには、住民自身も常日ごろから健康づくりに心がけることも大切であります。その上で、行政の取り組みやサポートも欠かすことのできない政策の一つであります。

そこで、第4期介護保険事業における健康づくりや介護予防事業をどのように展開してこられたのか、また、その成果はどうであったのか、概要で結構でございますのでお聞きをしたいと思います。

○保健福祉課長 健康づくり推進のために取り組んでいる事業につきましては、大きく分けて2つあるわけでありまして、1つは生活習慣病予防のための事業、それから、早期発見のための事業というふうに分かれるかと思っておりますけれども、生活習慣病予防のための事業として、特定検診ですとか、その保健指導というのがあるわけでありまして。

予防可能な生活習慣病に特定した検診を行いまして、リスクの高い方から優先的に個別で保健・食指導を実施をしております。

また、2時検診として、心臓、脳、腎臓の血管障害を引き起こすリスクが高い方を対象にした糖負荷検査ですとか血圧、脈波検査、頸動脈超音波検査、尿中のたんぱく質と塩分測定というようなことも行っているわけでありまして。

早期発見のための事業としましては、国で示す集団健診での早期発見が可能であり、死亡率を下げる効果が明確なものについて実施をしております、胃のX線検査、大腸の便潜血検査、子宮がん・乳がん検診、肺がん検診といったものがあるわけでありまして。

このうち子宮がん検診は20歳～40歳、乳がん検診につきましては40歳～60歳と、大腸がん検診につきましては40歳～60歳の5年間隔の方に無料での検診というのを実施をしているわけでありまして。

肺がん検診につきましては、国の基準ではX線検査と喀痰検査というのがあるわけですが、村では、より精度の高い胸部CTの検査を実施をしているところであります。

○3 番 (藤川 稔) 先ほど課長より受診者と未受診者の給付費の単価の説明がありましたけれども、相当大きな開きがあると感じました。

そうした状況を踏まえて、特に未受診者の受診への受診率を高める方策、そういったものが、ひとつ重要な取り組みになってくるかと思っております。今後、国保や介護事業の持続的な運営を可能にするものにするために、今後、そういった点を含めてどのような施策を打ち出していくのか、最後に、その点についてお伺いをしたいと思います。端的で結構でございます。

○保健福祉課長 今後の取り組みの関係でありますけれども、血管の関係でいいますと、自分自身の血管というものの自覚症状というものはないわけでありまして、検診を受けていないと、その血管障害というのが起こるまでわからないわけでありまして。そのために、血管障害として発症しやすい60歳代から明らかな差が出るというわけでありまして、健診の受診者と未受診者の1人当たりの医療費の比較でも明らかのように、未受診者、それから健診をしていても中断をしている方の受診勧奨に力を入れていきたいというふうに思っております。

○3 番 (藤川 稔) 健康は、人間にとりまして一番の幸せであります。健康でなければ何事もできないわけでありまして。

村民の健康づくりは大変な面が多々ありますけれども、ぜひ、効果的な施策を施していただき、村民の健康を守るためご尽力いただくことをお願い申し上げます。

○議長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午前11時15分とします。

[午前11時00分 休憩]

[午前11時15分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番 山崎啓造議員。

○4番 (山崎 啓造) 中川村の24年度当初予算額は、一般会計、特別会計5会計、水道事業会計を合わせて47億4,640万円が計上をされました。前年比0.2%減額です。

景気低迷が続き、税収増が見込めない近年、予算の削減は必要だと思いますが、事業の質の向上や中身の見直しも課題だと思います。

高度経済成長が続き、毎年、税収が増えていたときの新規事業をどんどん採択できたよき時代は遠くなりました。

人口減少が続くだろうと思われる村民の今後をにらむと、伸ばそうとする分野に重点的に投資するためにも、事業の成果を踏まえて何を削るかを厳選することが最重要課題でありましょう。

村長の目標とする地域資源を生かして持続可能な村づくりを達成するためにも避けては通れないと思います。

また、長野県予算案は8,411億円、知事は「厳しい財政状況だか、必要なところにはしっかり予算配分をし、経済対策など喫緊の課題については引き続き十分な対応を心がける一方、信州らしさを強めることで長野県の元気を引き出す。」と言っています。

村づくりにも、そのまま当てはまると思います。中川村らしさを打ち出すことで中川村の元気を引き出す、そんな方向性を導き出す村政運営を望むものであります。

国においては、12年度当初予算案が8日の衆議院本会議で衆議院を通過しました。国家公務員の給与削減がようやくまとまり、2年間実施することで生み出される6,000億円を大震災の復興費用に充てるようであります。

消費税増税を掲げている現政権、社会保障の将来像をはっきりさせられない野田総理、首相を牽制する小沢元代表、既成政党が機能不全に陥り、新党に期待が集まるのもうなずけます。

「行くところまで行って底を打って反転するのが日本国民の性格だ。」と言う人もいますが、ただ、底を打つのがいつなのか全く見えません。

国政に期待が持てない今、中川村の活性化に向けた取り組みが必要だと思います。

そこで、村長におたずねをいたします。

交流人口を増加させることで中川村の活性化を図れないでしょうか。交流人口増のためには、道路網の整備も大切だと思います。

その基本は、第5次総合計画や過疎計画に沿った方向で進められると思います。新年度予算では、村道改良等に1億6,000万円余りが計上されています。

過疎指定が切れる27年度までにどのような進め方を考えておられるのか、村内の道路網、どのような形を夢見ていられるのかお尋ねをいたします。

○村長 先ほど議員がおっしゃったとおり、第5次総合計画、それからまた過疎計画と

いうの中で路線を挙げておりますので、それに沿った形で、そしてまた、特に何か別の事情が起こってきた中では、それによって順番を変えたりとか、いろんなことあるかと思いますが、基本は過疎計画と第5次総合計画に沿ってやっていく、そのための計画でございます。

それからまた、道路については、交流人口をいつも増やすとは限らない、ある意味両刃の剣のようなところがございます、魅力の、魅力アップみたいなことを怠っていけばですね、逆に吸い出されていくというふうなこともあり得るわけでございます、道路をつくれれば人が来るとは限らない、道路をつくれれば人が出ていくということもあると思いますので、道路以上に村の資源を磨き、資源を魅力的に打ち出していくというようなことが必要かなというふうに思います。

○4番 (山崎 啓造) 確かにね、道路網整備だけが、そうじゃないと思います。なんで、道路網整備も大切ではないでしょうかということをお願いしたわけでありまして、中川村の、確かに魅力、中川村をいいと思わなかったら人は来てくれませんか、発信を、魅力を発信することも非常に大事だと思いますが、ただ、将来、中川村の道路網というものが、どういう流れで、例えば西から、西の原からチャオ周辺へ下りてきて、それから大草地区へ来て、望岳荘の段になり何なりの、それぞれの拠点をずっと回っていけるような、どういうものを村長は考えているのですかと、そこをちょっとお聞きしたかったんですよ。もう一度お願いできますか。

○村長 村の道路に関しましては、そういう交流人口の観光客の利便性も多少は、もちろんあることですが、まず、第一に、やっぱり村民、住民の皆さん方の暮らしの中でというふうなことで、地元の意見等々も聞きながら、それにこたえつつというふうなことで、道路に関しましては、ここ数年、いろいろと手広くといいますか、充実を図ってきたつもりですし、まだ、その計画が、まだ途上でございますので、もうしばらく、特に過疎債のこともございますので、充実させていきたいなというふうに考えております。

○4番 (山崎 啓造) 過疎債が27年度なんです、27年度に切れるという、一応、予定で、計画ですが、それまでにですね、今、今、確かに、村道改良、さまざま進めていますし、大分、整備もされてきていますし、ここ2~3年、実にいい方向へ行っているなというふうには思っていますが、じゃあ、それ過ぎのことは、全然入れてないのか、頭の中になのかということ、非常に難しいですかね、この答えをいただくということは、どうですか。

○村長 難しいです。大変。

多分、後ほども、その話題、出るかと思いますが、いろいろ、リニアができるか、できんとかっていうふうなお話もありますし、全体的な日本の人口が減っていくだろうというふうなこともございますし、その中で、村としては、何とか、こちらで人が残ってくれて、後継者も残ってくれるようなことをやっているとしていますが、その成果が上がってくるのか、冒頭のあいさつで申し上げましたように、2月末までの時点では、1名とはいえ人口が増えたというふう

なことがございますし、この、これが、単に今年だけの話なのか、あるいは、もうちょっと、こう、トレンドが変わってくるのかですね、あるいは、やっぱり、どんどん人口は減っていつてしまうのかとか、いろんなことが、状況がどうなっていくのかっていうことが見えない、いろんな要素がございますし、そんなこともございますので、今の時点で、今の第5次総合計画、10年間の計画でありますので、そこから先のことについて、どんなふうな思いがあるかっていうふうなところは、やっぱり第6次を立てなくてはいけない、そのところですね、しっかりといろんな意見も聞きながら構築をして、やっていく、そしてまた、それを途中でチェックをして、必要な修正をかけながらやっていくというふうなことで、余りがちがちの方針を今の時点で立てるとするのは難しいことではないかなと思います。

○4 番 (山崎 啓造) わかりました。

国道153号バイパスの伊那青島から駒ヶ根市北の原間の県の概略のルートが、この間、発表されたところでありまして、4つの案があるようですが、県は、住民から意見を集めて、合意形成を図りながら進めていきたいとっております。伊那、駒ヶ根、飯島、中川間の開通が待たれるところでありまして、南の三遠南信自動車道も着々と工事が進められているところでありまして。浜松いなさ北と愛知県県の蓬莱峡インターが4日に開通をしまして、この14日には新東名の三ヶ日から御殿場までが開通するということが発表されております。そうすると、三遠南信自動車道とも徐々に結ばれてくるのかなあということになるわけです。そうしますと、愛知、静岡、両県から飯田、下伊那、いわゆる伊那谷へのアクセスが格段に向上するんじゃないかというふうに私は思うところでありまして。

伊那谷の未来に希望が持てるのじゃないかなあという期待もあるわけですが、飯島から中川村の間、これについては、とにかく早期に完成をしてほしいもんだなあという思いをしているわけですが、引き続き県への強く働きかけをお願いしたいと思います。

南から三遠南信自動車道へアクセスができる、北からバイパスが来るっていうことになると、中川村へ来る交流人口っていうものは、これは増えることは間違いないと、こんなふうに思うわけですが、そんなことを見据えた、中川村を元気にするですね、方策を、これから考えていけんのじゃないかなあというふうに思うわけですが、いかがでしょう。

○村 長 今、県のほうでは、新総合交通ビジョンということで、リニアばかりではないですけども、県の交通政策全体について、どうすればいいのかというふうなことで、いろんな学者の先生方、識見を有する皆さん方を集めてですね、その辺のことを立てているところでございます。

先般、伊那のほうで、その委員の皆さん方、県新総合交通ビジョン検討委員と、ちょっと正式なあれ、わかりませんが、委員の皆さん方の意見交換会がございました。そのとき申し上げたのは、今、おっしゃったところの三遠南信自動車道

というものの、それからまた、リニア新幹線というものの、それが下伊那のほうで、大きなプロジェクト2つが進行をしているということでございます。その大きなプロジェクトの成果、メリットといいますか、波及効果というものを広げていくためには、そこだけじゃなくて、そこから、長野県的にはですね、北のほうに、その恩恵というか、恩恵なのか、効果のほどをですね、広げていく必要があるということで、1つは、道路網、その下伊那から上伊那、あるいは権兵衛トンネルと通って木曾谷のほうに、あるいは、もっと塩尻とか岡谷、諏訪のほうにというふうなことで、そういうふうな、その2つのプロジェクトの波及効果が拡大していくような道路網を整備をしてほしいと、それからまた、在来線であるところの飯田線というものの、もっと使い勝手をよくしていただいて、それによって、その2つの、道路と飯田線の2つのパイプでですね、波及効果を広げてほしいというふうなことを申し上げました。

もう1点、申し上げたのは、伊那谷っていうのは、伊那、駒ヶ根を中心とする北の商圈、マーケットと飯田を中心とする南のマーケット、2つのマーケットに分かれておって、その2つの間の行き来というのは、その中に比べると非常に少ない、その少ない、その谷間といいますか、大きな池があるとしたら、池と池の間の峠の魚のいないところが中川村みたいな感じを持っているんですけども、ですから、その辺の整備を進めていただくことによって、伊那谷が1つのマーケットとして一体化し、成熟化していくっていうふうなことが地域の発展にとってはいいのではないかなあというふうなことで、そういうようお願いをしたところでございます。

また、そのときの中ではですね、伊那建設事務所のほうからも、県で進めているプロジェクトというような、地元プロジェクトの現状というようなお話がありまして、伊那谷の、上伊那の地図が、いろいろ、こう、こういう路線、ここで、こういうふうなことをやっているっていうふうな中でですね、おっしゃった竜東線についても、私としては、それが初めてだと思うんですけども、飯島の本郷のほうから飯沼、それから北組のところ、全然詳しいあれじゃなくて、非常にラフですね、点点点というふうな形で点線で結ばれた形の地図というものが配付されたというようなことがあって、そういう形で、具体的な形の、点線とはいえ、地形とか全然無視した点点点点っていうだけですけども、そこが結ばれるっていうふうなことが地図上で示されて正式に配付されたっていうのは、私としては、結構初めてかなみたいな感じがしていて、着実に考えていただいているんだなというふうなことで、大変心強く思いました。

そういうようなところで、だんだんと交通網がよくなっていくわけでございますけども、それを生かして交流人口を増やしてというふうなことにつきましてはですね、先ほども、もう、繰り返しになりますけども、地域、ここが「中川村っていいところだね。」あるいは「また来たいね。」「行ってよかったよ。行ってみたらどう？」って言うてもらえる、来たときの方々の、そういう実感、「わあ、よかつ

たわ。」とかってというような、そういうものにしていくことが必要だなというふうに思っています。それは、その食べ物屋さんのお料理かもしれないし、先ほどの景観かもしれないし、農業の体験かもしれないし、いろんな魅力がたくさんあると思うので、そういったものを磨くことが交流人口を増やす一番大事なことかなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) そのバイパスというか、飯島から中川の分が地図では示されたということは、これは、もう、多分、確実視として見てもいいんじゃないかと思えますんで、その辺のところは、また、村長、県のほうへのしっかり働きかけをしていただきながら、早期に実現するような方向でお願いをしたいと思えます。

また、確かにね、交通網だけじゃなくて、村のよさっていうものを売り出していかないことには、とても交流人口は増えないと思えますし、そんな方向で進むべきだというふうに思えます。

それでは、3番目になりますが、第5次の総合計画では、地域資源を生かした産業振興に力を注ぐっていうことを、村長、言っていますが、新年度予算では、どのような部分のところへ、その辺のところは反映をさせておられるのか、しようとしているのか、これもまた、交流人口っていうことをつけ加えるわけですが、そういうことを絡めたようなことを進めてみていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺の村長の思いをお聞かせください。

○村 長 最初にご質問いただきました村田議員のほうからもお話ありましたし、私も、そういうふうに思っていますけども、ある程度のインフラづくり、その村の魅力を生かしていく、村民の皆さん方に活躍をしていただける舞台の準備というものができてきているのかなというふうに思っています。ですので、地域資源を生かすと言っても、その漠然と全体的な話ではなくて、やる気のある村民、こんなことをしたいなと思っている村民の皆さんが、ちょっと、でも、ハードり高いなというふうに思っている方に、いや、ちょっと、こう、足元を支えてあげるとかです、いや、そんなん見えているだけで、実はたいしたことないよ、手続、簡単だよとか、あるいは、こういう開業支援の資金の方法もあるよとかです、そういうところで個別の支援をしていく、アドバイス等々をして、それからまた、もう始めた方にとっては、じゃあ、もう少し、どういうふうにすれば経営がうまくいくのか、経営がうまくいくということは、つまりお客様が喜んでもらえるのかというふうなところ、お客様のニーズとちょっと違うんじゃない、ここをこうすると、もって喜んでもらえるよとか、そういうふうなきめ細かな、個別のですね、アドバイスというふうなことが必要な段階に来ているのかなと、いろいろ言っている、なかなか、実は、その動き出す村民の方が、まだまだ少ないなというふうなところがあるので、そういう気持ちはあるけども、ちょっと二の足を踏んでいらっしゃるような方が動き出す、あるいは動き出した方が着々と成果を上げて成功事例となっていく、そして子どもに引き継げるようになっていく、そして、ちょっと人手が足りないから、ちょっと若い子、1人でも雇おうかなみた

いな形になっていくとかですね、そういうものが広がっていくように、一つ一つのなりわいみたいなもののサポートをしていくということが必要な段階に入ってきているのではないかなというふうに思っていて、そのことによって「あそこのお店よかったよ。」とか、「ここのはおいしかったよ。」とか、「あそこのおっちゃんがおもしろくて、また、今度行ってみたいよ。」というふうな話が広がっていく、そういう形での交流人口の増え方というふうなことが必要な段階ではないかなというふうに思っています。

○4 番 (山崎 啓造) 予算でどのようなところへっていうことは、多分、そのアドバイザーですか、招聘、その辺のところの予算づけであるような気もするんですが、ほかには、例えば、じゃあ、支えていくという、そういうやる気のある人、やってみたい人を支える、これから育てていく、そういうところの分については、新年度予算では何か拾ってあるんでしょうか。

○村 長 ハード的な箱物的なものは、先ほど申し上げたように、ある程度できてきたかなというふうなことなので、もう少し、先ほど申し上げたようなソフト的なところ、ソフト的ないいですか、情報提供だとか、そういうふうなところなので、アドバイザーの方もだし、役場、特に振興課等々でのいろんな制度の申請のお手伝いとか、視察のお手伝いとか、いろんなことについて、こんなことも勉強したいとかというふうな声にこたえたりというふうな形のソフト的なところのものが中心となってきますので、そういう、既存の予算の中で、ソフト的な予算の中で、その辺をさらに充実していくっていうことをやっていきたいなというふうなことをございまして、ハード的な意味での、何か、こういう物をつくるから何億円だとかいうようなものは、余りないです。

○4 番 (山崎 啓造) いわゆるハード的な部分が十分できてきているから、ソフト面で支援をしていくと、ということは、じゃあ、職員が一生懸命、親身になって話を聞いたり、やるということであって、それに対する予算づけというものはないっていうことでもいいんですか。

○振興課長 特に産業振興面につきましては、農業後継者の関係、農業の担い手の育成という面では、もとは国の補助事業でありますけれども、新規就農者に対する支援ということで300万円、それから、村でも別の制度を構築するように予算のほうをとっております。

それから、これ、先ほどの村田議員さんの質問にも関連しますけれども、とにかく取り組み始めたばかりの事業というものが多いいもんですから、そんな中では、まず、職員が先進地を見て、それから考えて、それを、いかに中川村で生かすか、そういった面に本年度は主力を置き、そして、我々が得た情報から、村民の啓発、そうしたものに今年度は主力を注ぎたいというような考えを持っております。

○4 番 (山崎 啓造) 先進地視察は非常に大事だと思いますが、ちょっとずれちゃっていきませんが、職員が視察してきて、それを提案するっていうことですね。それで、じゃあ、その何かやろうとする人は、そこには参加できないって

うことですか。

○振興課長 先ほども、ちょっと答弁させていただきましたけども、6次産業化については、例えば、この3月16日に説明会ありますけれども、こういったものへは一般村民も呼びかけていますし、それから、各種村内、いろんなグループございます。農業関係も、そういった方々にも機会あるごとに一緒にどうですかというような声はかけておりますので、例えば、先進地視察に行くにしろ、ものによっては、そういった関係者の皆さんも声をおかけして、一緒に参加ということは、当然ながら考えておりますので、お願いをいたします。

○4 番 (山崎 啓造) 実践する人が、とにかく見てきて、「百聞は一見にしかず」ですんで、そんな方向で進めていっていただくとありがたいのかなという気はいたします。

関連をしてくるわけですが、中川村の農業っていうのは、中山間地域で、また小規模農家が多くて、農業従事者の高齢化だとか、先ほども、村長、言っておられましたけれども、後継者不足っていうことに悩んでいる人が多いわけです。

そんな現状の中なんで、いわゆる交流人口を活用したですね、農業政策というものも考えてみちやどうかというふうに思うわけですが、例えば、滞在型の農業であるとか、週末、以前にも言いました週末ファーマーの受け入れだとか、農地の貸し借りを楽にするとか、そんなことも、これからはかんがえていかにやいけねえのじゃないかなあというふうに思うわけですが、お考えをお聞かせください。

○村 長 おっしゃっているような取り組みっていうのは、かねてから村の中でも行われておりまして、例えばリンゴの木のオーナーでは、23年度は開園式、収穫祭に473人が来てくださった、それから、横前のアップルランドのほうでも400本のリンゴの木でオーナー制度が行われている、それから、西原ブドウ生産組合は1万6,000人余りの方がブドウ狩りに来られたと、赤そば花祭りは2万2,000人が来られたと、それから、JAさんの丸ごと農業公園構想では、シメジの収穫体験に433人、シクラメンのハウスのほうには5,400人を超える方々が来ておられる、ほかにもイチゴとかサクランボ、ブルーベリー、それからアスパラガスや蕨といったものについても収穫体験の提供というふうなことが行われています。

それから、一番、問題提起されたことに近いものとしては、ファームサポートという制度が、ご存じのとおりございまして、延べ1,000人ぐらいの方が来てくださっているというふうなことでございます。

それから、そういう意味で、その交流人口そのものは、絶対数は結構多いというふうに思います。

ですが、その受け入れるほうのですね、例えばファームサポートしにしても、受け入れ農家の方が増えていかない、余り、少ないままであるというふうなこともありますし、その辺が一番問題かなというふうに思っています。

ちょっと1個、言い忘れたのは、天の中川のクライנגルデンが、そちらのほ

うの取り組みとしても、非常に好評で、すぐに申し込みが来るというような状況だと聞いておりますので、本当、そういう意味では、ニーズといいますか、村外からの、中川村でよさを、もっと持ち帰りたい、味わいたいというふうな、そういう人は多いけれども、それにこたえる体制を、もう少しつくっていかんやいかんなどというふうなこと、それは、農家民宿もそうかもしれないし、ファームサポーターの受け入れかもしれないし、かもじゃない、それは、もう、みんなそうだと思います。おいしい物が食べられたりと、それから、いろんな収穫体験とか農業体験みたいなこともできればいいなというふうなことを増やしていく必要があるのかなと思っています。

それから、きょうも飯沼の棚田のお話も、ちらっと出ましたけども、飯沼の棚田でも、なかなか棚田整備が大変だからというふうなことで、一般の方の、そのボランティア的なものの受け入れみたいなこともやったらしいんですけども、なかなか、ちょっと、逆に、その方々のお世話というところで手を割かれてしまうというふうなところがあって、その取り組みは長続きせずに、途中で、もう、これじゃあ仕事にならんみたいな感じで続かなかったというふうなお話なんですけども、その辺なんかも、もう1回、ちょっと、どういうところが難点、難しさとしてあったのかっていうふうなところを聞いてですね、いろいろ、もし、改善できる点とか、お手伝いできる点なんかがあったら、その棚田の景色も、中央アルプスを仰いで、天竜川を見下ろしてっていうふうなすばらしい景観の中での農作業っていうのは、やられた方は、写真家の方もいっぱい来られますけども、実際、あそこで裸足になって入るっていうふうな体験っていうのも、また、非常に忘れたい体験になると思うんで、できれば、それが、また、村の魅力として発信できればいいのかなというふうに、私としては思いますので、飯沼の皆さん方は、どういう大変で、それが続けられないというふうな結論に至ったのかみたいなところも、また、お聞きして、できれば、村の魅力として生かしたいなというふうに思います。

ともかく、何度も繰り返しになりますけども、外から、こう、交流人口で来てくださって、いろんなことをしてくださる方はいらっしゃるけども、こっちの受け入れ態勢を、何とか、もっと充実して、喜んでもらって、お手伝いもしていただけるっていうふうなことを増やしていくことが大事かなと思います。

○4 番 (山崎 啓造) リンゴの木のオーナーだとかアップルランドだとかファームサポーターと、そういう大勢来ていることはわかっているんですが、そのもと、農業をやっている人が、やはり高齢化で後継者がいなくなっている現状があるんで、その辺のところは、村としてどういう政策をとるということを、ちょっと聞きたかったんですが、もう一度お願いできますか。

○村 長 ですから、農業を中心とするところの付加価値を高めていくことを、それぞれの得意な部分、それぞれの村民の皆さん方、一人一人、お料理の得意な方とか加工がしたい方とか、お部屋が余っているよ、お客さん来てくれたらうれしいなっ

ていうふうな方とか、いろんな方がいらっしやると思うので、それぞれの得意な部分を生かして一歩踏み出すっていうふうなことができなければ、それを糧に、なりわい——なりわいとまでいかななくても、生活の足しにもできるだろうし、そのことによって、後継者の若い人たちが都会でしんどい思いをしているぐらいだったら、中川村で、いろいろ自分の、自分なりの工夫をしていって、手ごたえを感じてもらえるようなこともできるんじゃないかな、それからまた、うまいこと行って軌道に乗り出して、ちょっと手が足らんっていう人もあわられてきたら、雇用も生み出されてくるんじゃないかなっていうふうな、そんなふうな形で、後継者、若い方が地域に残るようなこと、農業についても、そういう形で、加工のほうである程度の生産ニーズみたいなものが生れてくるとか、いろんなことがあるかと思しますので、そういう形での付加価値のつけ方みたいなことを村民の皆さんと一緒に、その漠然と村全体でどうすんねんと言っているところは、もう、じゃなくて、一人一人のやる気のある方が、さあ、一歩踏み出そうよという段階かなというふうに思っています。

○4 番 (山崎 啓造) また、それぞれ自分で考えなさいよって言うんじゃないかと思っ
て、実は、ひやひやしていましたが、それに対して、村も助言をしたりサポート
したりしていくということなんで、安心をしたところであります。

それでは、次へ行きますが、これ、12月にも同じことを、ちょっと聞いている
んですが、リニアの新幹線の件です。

上伊那郡下でリニア新幹線の間駅に最も近いところに位置をする中川村、これ、
地理的条件では最高にいいところだというふうに思うわけでありまして。そんな
な地理的条件を生かした、いわゆる、先ほども言っていました、中川村らし
さを売りにして、中川村のファンを増やして、都市人口の呼び込みを考えていく
ってことは、これから考えていく必要が十分にあると思います。15年先だから
なんて言っていると、たちまち15年ぐらいたっちゃいますんで、そんな意味で、
開通までに、いわゆる受け入れ態勢の形づくりっていうようなものも、村として
考えていかにやいかんのじゃないかなあという気がするんですが、お考えをお聞
かせください。

○村 長 都市人口の呼び込みというふうに書いておられますので、私は、観光という部
分では、余りリニアで、この辺に観光に来られる方は、そんなに多くないんでは
ないかなというふうに思っています。

逆に、それどころか、お買い物だとか、それから、ちょっと遊びに行こうとい
うふうな形で、逆に、こちらから東京なり名古屋なり大阪なりに、先ほどの話じゃ
ないけど、吸い出されることのほうが、そういう、その旅行的な意味では、交流
人口的な意味では多いかもしれないなというふうに思っています。

ただ、景観の問題といい、それから、夏、冬の気候のことといい、雪がそんな
に降らないし、夏は涼しいしというふうなことで、住むには本当に素晴らしい場
所だというふうなことで、定住人口というものは、大阪、名古屋、東京に、それ

ぞれ出かけなくてはいけないようなお立場の、会社でも、ある程度、経営的な立
場におられる方とか、そういう方が、この辺の拠点、住まいを設けられるって
いうふうなことは、起こってくるかもしれないなというふうに思っています。

だから、定住人口増には貢献するやもしれんというふうに思っています。

そういう意味で、中川村の場合は、本当、景観もすばらしいし、住みやすいい
ところなんだけれども、平地については、もう、ほとんど農振でなっていると、
山林の部分なんかのところ、災害なんかに対して、こう、気にしながらですね、
いいおうちをつくっていただく分にはいいんですけども、農振の部分は、若干、
問題があるのかも、もし、そうなってくると問題あるのかもしれないけれども、
とはいえ、農振によってですね、さまざまな、何ていいますか、農地・水・環境
のとか、いろんな制度の利用も図られているというところもあるし、おっしゃ
たとおり、まだ、先の時点のことなんで、農振地域の、その辺の見直しみたい
なことも、総合的な見直しもやっているところなんですけども、その中で、先
々、余りがんじがらめ、そのそういう状況が生まれてきたときにがんじがらめにな
らないようなことは考えておく必要はあるかと思えますけども、それまで、まだ、
間がある中で、その今の農業を充実させていくというふうなことも大事なことで
ありますし、そのさじ加減という、いつも田子の城かもしれませんけども、農
地が農地として、今、守られているということも、大変、中川村の景観としては
大変重要なことだと思いますし、それが下手に外して、こう、ぐちゃぐちゃに開
発みたいなことが進んでしまうというのも非常にまずいことだというふうに思
いますので、そんなところも考えながら、農振にしておいて、開発から守って
おいて、よさを温存していくっていうことも大事なことだと思いますし、農業を、
ともかくはバックアップしていくということがいい住環境のことだと思います。
そこら辺まで考えながら、単に開発のためにどうしておいたら便利かだけではなく
て、進めていく必要はあるのかなというふうに思っております。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、リニアで地方から吸い出される可能性は十分に
あると思いますが、ただ、吸い出される以上に村へ人を呼んで来るって
いうことを考えてほしいなと、そういう政策を、これからはなくちゃいけない
んじゃないですかということをお聞きして、そのお答えが聞きたかったんですが、
多分、方向は一緒だと思いますんで、いいとします。

例えばですね、中川村で、中川村じゃなきゃない、以前にも言ったかな、特色
のあるというか、野菜づくり、中川村へ来なくちゃ、そういう物はないんだよ
うなものを、例えば、これ食べると健康維持ができますよっていうよう
なことを打ち出したような農業政策みたいなものは、どうでしょうかね、考
えられませんか、それも、村じゃなくて、それぞれの生産者が考えるという
ことでしょうかね、どうでしょう。

○村 長 先ほど、その吸出しというふうに申し上げて、観光客が余り来ない
だろうというのは、リニアではという意味ですよ。ですから、中川村、観光
で見える方は、

リニアを使うのではなくて、恐らく車だとか、中央道だとか、あるいは、もし、飯田線がよくなってくれば、中央本線とかで来て、飯田線に乗りかえて見るとかですね、そういうような形で、ぴょんと来てという、あのリニアの性質からして、ゆっくり旅行を楽しみたいという、そして、中川でしばらく過ごしたい、市過ごしていただければありがたいと思っているんですけども、そういうような形の皆さん方は、余りリニアを使われないだろうという意味でありまして、吸い出されるから、余り、そのこちらの魅力づくりをしないというんじゃないで、魅力づくりをするということでございますので、誤解のないようお願いしたいと、リニアだけを切り離して、出ていく方が、入る方が、どっちが多いかっていったら、出ていく方がリニアに関しては多いだろうということを申し上げたわけでございます。

それから、そして、いろんな健康にいい野菜とか、それからまた、前の質問でも、いろんな個別のアイデアフラッシュがございましたけども、それを一個一個、村としてですね、取り上げてやってやるっていうのは、ちょっと違う、村の仕事なのかと、それが、村の役割として、なにか、こう、そうじゃないだろうと、先ほど、それぞれ勝手にやれというのかというふうにおっしゃいましたけども、勝手にじゃなくて、それぞれ自分のこだわり、中でも、村の中でも、もう、リンゴのこと、あるいは野菜でキュウリのこととかアスパラのこととか、本当に皆さん頑張ってやっていたら、干しガキやっていたら、みんな、それに丹精を込めてなさっているわけですね。だから、そこんところで、その丹精の度合いです、「やっぱ、すごいよね。」と、「中川村のリンゴは、すごいよね。」、もう、それが、かなり、そのステータスっていうのは広まっていると思いますけども、でも、それでも知らない人いるだろうから、中川に来て、もぎたてを食べてみたら「そりゃあ、もう、うまかったよ。」というふうな話が広がっていけば、広がるでしょうし、いろんなことで、「あそこのお料理おいしかったよ。なかなかすてきな奥さんが、いろんな話をしてくれて、苦労話も聞かせてもらって、すごくおもしろかったよ。」っていうふうなお話だとか、そういうようなところですね、大事なところであって、それは一人一人のこだわりの部分なんで、村で、この野菜、村で、この加工、村で、こういうメニューっていうふうなことをやるのは、それが果たして村の仕事なのか、ですから、いろんなアイデアフラッシュが、皆さんお持ちだと思いますから、じゃあ、加工のアイデアをお持ちだったら、加工組合に入っていて、加工組合で、それで、みずから実現しようとか、あるいは、加工組合に提案をしようとかですね、そんな話であって、この議会のこの場で、いや、こっちの野菜のほうがおもしろい、こっちのこういう加工がいいんじゃないかみたいなお話って、余り、その村で取り組むべきこととは、私は余り、別段、思えないので、それがおもしろいというふうに思って、それは、ちょっと、おれがやってやろうっていうふうな方がやっていたら、そのため

には、おい、ちょっと、こういうふうな形の制度資金はないのかとか、あるいは、あそこの売り場で売ってもらえたらありがたいんですけど、そのつながりがないのかと、話をしに行きたいんだけどつないでくれんかとかですね、いろいろ、そういうふうなところの支援はするけども、基本的なところは、個々の方の思いの発露みたいところから始まることだというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) 野菜に関してはですね、それぞれが考えることはもちろんだと思いますが、以前にも、ちょっと言ったんですが、いわゆる望岳荘というものを拠点にして、健康づくり村っていうような、そのものを売り出して、それには、いろいろの特色ある薬膳料理的な、何か活用できるような野菜づくりっていうことを、いわゆる観光開発でやってみてはどうですかということを言いたかったんですが、説明不足でしたが、依然、そんな点をさせてもらったときに、じゃあ、役員会にかけてみますねっていうようなことを言われたこともあったんですが、余りその先が進んでいないのかなあという気もするんですが、実は、そういうことに絡めたね、だから、村でどうですかということを言いたかったんです。

今の説明で、確かにそのとおりでと思いますけれども、村として、やっぱり、やるべきことがあるというふうに感じているところでもあります。

昨日、一昨日ですか、厚生労働省がですね、信州は男女ともに全国トップの健康水準だっているのを、何か言ったんですよ。死亡率が全国最低だっているんです。男女ともに。それで、高齢者の占める割合とか、そんなの関係なくて、各地の地域の健康水準が、これでわかるっていうんですね。

長野県人っていうのは、その1日の野菜の摂取量が何か全国一だと、それが、どうも、それに起因をしているんじゃないのかなっていうようなことを言っておられましたが、それは定かじゃありませんよ、私は研究したわけでもありませんが、そんなことを言っていましたんで、だから、いわゆる、そんなことも含めて、じゃあ、長野県は、とにかく、こういう状況で、その中の中川村は特にすばらしいものがあります、野菜がありますっていうことを発信してほしいなど、いわゆる、先ほど言ったように、望岳荘というものも絡めてと思うんですが、いかがですか。

○村 長 先ほども申し上げましたけども、発信よりも、その物自体、説得力のある、ああ、これはすばらしいと言えるものがないうちにですね、やたら発信しても、底が浅いところを露呈するだけだと思うんですよ。だから、本当にこだわっていい物をつくる、それは、品評会でとるっていうふうなこともあるのかもしれないし、おっしゃっているような特徴ある、その健康のいい品種のものをつくるか、あるいは、もう、本当にね、青森のほうで完全無農薬のリンゴ栽培、何十年もかかって達成されたっていうふうなこともありますし、いろんなことがある、それこそ、本当にこだわりの中から出てくると思うんで、その実態が、まだないうちに、中川村の野菜は健康にいいのよっていうふうなことを発信したとしても、じゃあ、どこがとか、その辺の、そのこだわって、本当に全く無農薬でやっている人もいらっ

しゃいますけども、そういう方を例えば発信したとして、今のところ非常に限られた生産量でしかないから、大々的な宣伝をしたといったって、逆に混乱を生むだけであってですね、だから、その先に先に行く、そのいい物を、ちゃんとした物をつくるということが、ちゃんとしたサービス、ちゃんとした商品をつくるということが大事な事かなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) 割合かみ合わんですが、ただ先に発信をしてくださいっていうことを言っているんじゃないで、村がこういうふうにしたんだから、皆さん、一緒になって野菜づくりをしましょうよっていうことを言ってほしいということをやっているんで、何か、でもね、村っていうものは、やっぱり、トップっていうものは引っ張っていく力がなくちゃだめなんで、そういうことをしてほしいということをやっているんです。今、何も無いのに発信なんてできるわけがないじゃないですか。

それは、それでいいとしましてですね、先日、その飯田線を生かした元気なまちづくりシンポジウムってというようなものが駒ヶ根でありました。私も、ちょっと聞かせてもらいましたが、リニアの新幹線開通に先んじて飯田線の活性化が必要だろうというようなことを言っておりましたが、鉄道と、いわゆる道路の役割分担を地域で議論して、具体的に施策を進めたほうがいいんじゃないのって、JRの相談役ですか、何か言っておられました。

それでですね、中川村、例えばJRは、田島駅1個、西の高い所にありますけれども、先ほども言いましたけど、さまざまな方法で中川村と、とにかく有名にしていかにやいかんっていうことを考えたときにですね、多分、リニア、先ほど、村長、言いましたように、中央東線を使ってきたりリニアできたり、当村へ来たときに、そうすると、今度はJR、飯田線も、幾ら活用できるようになってきて、そこへうんと人が集まってくるようなことを、こっちも考えなきゃいけないんだなという気がするわけですが、もし、そうなったときに、じゃあ、一番最初にも言いましたが、西原から中央へ下りて、それから南向へ回ってくる、そういう道路網の整備とか、今度は、案内板は、何か統一してつくと、800万円ですか、予算づけしてありましたけれども、そういうことが、いわゆる中川村の活性化につながっていくんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺はどんなふうに考えていますか。

○村 長 西原の駅にたくさんの方が下りていただいて、そこから中川村の真ん中までどうやって行ったらいいんだろうか、足がないよ、道がわからんよというような状況になるという日が来るのは、大変、そうなることを望んでいるもんでございませうけども、あのときもおっしゃっていたと思いますけどもっていうか、その前の時点で意見交換会がありましたけども、JRは、非常に繰り返しですね、2人の方が述べておられましたけども、飯田線については、改善する、維持するだけ、以上のことはできんよというようなことを繰り返し、我々から、みんなから、私も言ったし、みんなから言ったんだけど、ただでさえ非常に赤字をしていて、そ

れを維持しているだけでも大変なんだというようなご発言をしておられました。それは、それはじり貧の中でやっていけば、どんどん、まず、あれだろうし、じゃあ、逆に、こう、もう少し工夫をする部分っていうのは全然ないのかというふうなことを、私、もし、そういうふうなことで考えるわけですけども、とにかく、肝心のJRさんが、今の段階では、そういう状況で、そうなるかどうか分からない中でですね、あそこの周辺の道路を拡幅したりとか、看板を、こう、わかりやすく設置したりというふうなことを、あそこを重点的にするっていうふうなところは、まだ時期尚早、計画してから、そういうことを実現するまでのタイムスパンは、そんなにかからないわけですから、今、全然、先、見えないのに、十何年先のこのためにやるのは、わからないし、それが、もう、そういう状況になってくれば、当然、それは、することでしょうけども、今の時点で、そこに何か、それを、その日を夢見て道路整備をしたり看板設置をしたりっていうことは、申し上げられないと思います。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、先の話ですんで、今から夢ばかり語ってもしようがない、確かに、そのとおりです。

自分がいつも思っているのは、とにかく、伊那谷はね、ひとつ、そういう考え方で、この間もシンポジウムで言っていましたけれども、伊那谷は、ひとつ、みんなで連携しながら、それぞれの持ち部分を生かしながら活性化していくんだというようなことを言っていましたんで、村長も、ぜひですね、そんな思いで、これからも村政に当たってほしいなど、こんな要望をしまして質問を終わります。

○議 長 これで4番 山崎啓造議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時15分といたします。

[午後12時10分 休憩]

[午後 1時15分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開催します。

6番 大原孝芳議員。

○6 番 (大原 孝芳) 私は、2問、質問をしたいと思います。

まず、最初に、地域力創造アドバイザー招聘事業についてという項目で質問したいと思います。

今村長の議会の初頭に24年度の予算案の提案説明がございました。その中で、3つの大きな柱があるという、その中の1つに、今、言った地域力創造アドバイザー招聘事業についても説明がございました。

私は、質問するに当たり、今までに、村づくり事業、あるいは、こういった事業が過去に行われてきた経緯があると思い、また、今回、この事業がどういう経緯で提案されてきたかというようなことを質問したいと思います。

今回、一番近い時期にございましては、去年でございしますが、県の補助事業だったと思いますが、観光開発のところかららっしゃった彼によって、ふるさと雇用支援事業みたいなお金を使いまして、そんな、3年間ぐらいだったと思いますが、

そういったことをするという目的で行われてきましたが、過去、去年の9月ころですかね、彼の事情により途中でやめてしまったと、非常、に私としては残念な結果であったと思います。

また、そのころの説明につきましては、その結果を彼の考え方、あるいは結果について、どういう村の方向性を出したいといったような説明があるということでしたが、結果としては、彼の個人的な理由により、この事業は取りやめになったと、それで、また、私たち議会に対しても、また、村民に対しても、彼の今までやってきたことについての、一つの成果、あるいは考え方というのは、最後まで示されることはなかったと感じています。

そこで、私は、この24年度の事業については、非常にやるに値する事業であるし、また、ぜひ、今までの過去の事業等をいろいろ検証しながら、ぜひ、結果を出していただきたいというような意味を込めて質問を行っていきたいと思います。

私が、今、過去にやってきたことについてとやかく言うつもりはございませんが、今回、こうした、これは国の総務省に登録された非常に優秀な彼だったというような説明を以前いただきましたが、今まで、去年、あるいは今まで行ってきた事業の中で、今回の事業と大きく違いがあるのか、あるいは、こういった事業が行われたときに、行うとすればですね、どういう、今回のこのアドバイザー制度は、期待を持って、この24年度の事業として提案されたか、ご説明をお願いいたします。

○村長 きょうも何回か申し上げましたけども、村民の皆さん方、何かやりたいなとかいうふうな思いがあっても、いや、しかし、どこから何を手をつけていいのかわからんとか、こんなことしたいと思っているんだけども、いろいろ届けとか、お金も要るしとか、いろいろな思いが、やっぱりするのでは、何か悩みという不安不安とか、そういうものがあるんじゃないかなというふうに思っております、その辺のところを、こう、解決をしていく、それぞれの農家なり、それぞれの取り組みの方の悩みを一緒に解決するようなことをしてもらいたいなと、その中から、商売ネタになるようなものも掘り出していきたいなというようなことで、おっしゃっていたところの観光開発で、ふるさと雇用の制度で、それを取り組んでみたところではございますけれども、今回の地域力創造アドバイザーをお願いしたのとの、そもそもの違いは、前回のあれは、基本、やろうとしていることの村的な思いは一緒なんですけども、そのそもそもの支援の、国なりの支援のあり方が、前回は経済対策といいますか、雇用対策というふうなことで、その人を探すことについても、今、仕事を探しておられる方に向けてハローワークなどを通じてですね、公募をかけて、こんな仕事をしてくださる方がほしいので、だれかいらっしゃいませんかというふうなことで募集をかけて、そのことによって応募してきた方を雇うと、前回も、そういう形で望岳荘からハローワークに流した情報で応募があったわけなんですけども、そういうことで、基本の形としては、雇

用対策の、地方における雇用の底上げみたいなことが補助のほうの趣旨でございます。

今回は、そっちのほうじゃなくて、総務省のほうで、そのアドバイザー登録をしてある、ある意味、プロフェッショナルな方々がいらっしゃって、その中から、今までの経験、実績、いろんな方がある方を、その登録のある中から一番いい方にアドバイザーになっていただくと、条件に合った、希望にかなった方になっていただくというようなことでございますので、ちょっと、ねらいとする精神は一緒だけでも、中身は随分違うのかなというふうなところがございます。

ただ、ともかく村の中で、何から手をつけていいかわからんとか、どうも、頑張っているんだけども、いまいち手ごたえがはっきりしないとか、お客さんが、ちょっと思っているのとは違う人が来ちゃって、来ているとか、なかなか来ないとかですね、そういうようなことなんかも含めて、それから、もう1つは、村の地域の、その27地区の中で地域を一緒に支えてもらえる戦力になってもらえるような人が少なく、後継者不足で苦しんでいるところの地域力、大祭りやったり、草刈りやったりというふうなところをうまくやっていくような人に入ってもらったり、いろんな形で地域力がもとに戻ってくるようなことも課題だと思っているんですけども、そういうところについても、ほかの先進事例等々の事例、あるいは、その取り組みの実績なんかもお持ちだろうし、また、そういうことの経験のあるところとのパイプなんかもお持ちだろう、その2つの意味、新しい内発的な産業のバックアップのところと地域力を復活させていくという、その2つのところで、特に、いろいろ専門的な、プロフェッショナルなアドバイスをちょうだいできるのではないかなと期待しているところです。

○6番 (大原 孝芳) 違いは、お金も出どころも違いますが、もう少し、何ていうんでしょうかね、大きな枠の中で、いろんな分野について、今度の制度は活用していくっていうような意味に、以前の全協でも説明ございましたので、何となくわかっているつもりなんでございますが、まず、その今の、例えば前回のですね、もとに戻っちゃうんですけど、観光開発、望岳荘で使っていた彼が、もし、あのおとき継続を、うちがお願いしたという説明がございまして、それで、もし、彼が継続していれば、今回の事業は、つまり、ダブって、私は、彼が去年のうちに、ああいう途中で残念な結果になってしまったんですが、彼が、あの事業が残っているとすればですね、今年度、こういった事業は提案されなかったっていうところは、彼がいれば、あのまま続けていくだろうし、いなくなった結果が、今回の、24年度の、この新しい事業につながっているとか、そういった前後関係っていうのは、どんなものでしょうかね。そういう考え方は、私は、そういうふうにして提案されたんじゃないかなっていうふうな、勘ぐるって言えばおかしいんですけど、そんなふうに感じたわけなんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○村長 余り関係ないです。
前回のっていうか、観光開発で考えていたのは、いろんな取り組みがぼつぼつ

出かかっている中で、そのうちの1つでも、その条件に合うものを育てていって、その中で、お互いに、こう、メリットあるような形に発展して、そこを助けることによってやっていければいいなということで、それが1つずつ増えていければいいなというふうな、1つだけでも大きくなればいいんですけども、そんなふうな考え方でしたが、今回は、そういう、こう、どれか1つとべったりというふうなことよりも、その意欲ある村民の方が、こんなことで悩んでいるんだけどもというふうなことでアドバイスを求めたときには、幅広く答えていただいて、的確に導いていただけるってというようなことを、私は期待をしております。

ですので、別に、たまたま継続ができなくて、観光開発のほうのプロジェクトは途中で終わったけれども、それが続いていたとしても、それから、その後、たまたま、ちょっとしたご縁でアドバイザーの方とお知り合いになったところから、この話は始まっているわけですけども、もし、継続してた中で新たなご縁があったとしたら、やっぱり同じ思いなんだけども、守備範囲なり手法が違うので、別に両方あったとしても、補完関係になりこそすれ、どっちか1つを選ぶべきものでもないし、何ていうか、余り関係がないということで、答えでございませぬ。

○6 番 (大原 孝芳) では、違いといったことは、今、わかりましたので、その私の出ささせていただいたのは、②番のほうの具体的にどんなふうに取り組んでいくかっていうことで、以前も資料として、今度は総務省で来ていただく彼のプロフィール、あるいは細かいこと書いていただいていますので、それを見ればわかるわけですが、その資料を見ますと、一応、3年間かけてこの事業を行っていくという書き方をしております。当初は、今年度、24年度の予算の中で140万何がしのお金を、恐らく彼の人件費のみだと思います。それで、あと2年目、3年目、平成26年っていうことは、ちょうど総合計画の最終年度まで、前期の最終年度にひとつの関係をするっていうふうなふうに理解をしているわけですが、私の前に質問あった6次産業の話とか、前議員がいろいろ質問されて、その中にも振興課長がいろいろ答弁されていましたが、その今回の予算は、総務費として計上されています。140万何がし。それで、その振興課にかかわることについては、当然、振興課が行うんですけど、その今、村長の提案説明の中にもあるんですけど、非常に幅が広い、この今回の、その事業っていうのは、私は、村長は提案説明でさらっと終わりましたが、今までずっと事業を待ってきた、なかなか、その6次産業についても言われて久しいわけですが、なかなか、その結果が出せて来ない、どこの自治体もそうなんだろうが、私は、これを、提案を見たときに、その、やっぱり3年間かけてやるについては、相当の役場の中のやる気っていうんですかね、意気込み、それから、どういう体制でやるかっていう、まだまだ、そりゃあ、具体的に計画を、これからされて行くんでしょうけど、その決意っていうんですかね、それで、総務費として盛られているもんですから、お金の出どころはわかったんですけど、じゃあ、実際、その招聘した彼が来て、いろんな

アドバイザーをされると思いますが、じゃあ、いろいろ幅は広いですね、例えば、振興課の関係は当然そう、それから、建設、あるいは教育、その他、非常に幅広いことを、多分、提案されてきたときに、その村内のね、庁舎の中の体制として、それを、窓口は1つのほうがいいかもしれないけど、どういうふうに、その役場の中でですね、その彼の言った、提言されたことをかみ砕いていくとかですね、何か、そういうことは、今の時点で具体的にですね、皆さんたちが、こういった事業を提案されたときに、そこら辺は何か検討された経緯、あるいは内容が、もし、ございましたら、お聞かせ願いたいんですが。

○村 長 教育までカバーされるとか、今は余り思っていないんですけども、そういうことがあるのかもしれませんが、例えば観光でもね、そのグリーンツーリズム絡みで修学旅行の取り組みとかいうようなことがあるので、そういうこともあるかもしれません。確かに。

ただ、それは、あくまで、グリーンツーリズムというのは、6次産業化の中の一環としての、そういうことだと思いますし、ですから、私は、私がイメージしているお願いしたいところは、1つは、その地域力の、もう1回、回復するにはどうしたらいいかという1つのテーマ、もう1つは、6次産業化というふうな、きょうの流れからいうと、そういうふうな言っておけば一番いいかもしれませんが、6次産業化で、いろんな人が、その観光だとか飲食だとか加工だとかやろうとしている中で、それを実現していく上での悩みだとか問題点の克服についての助言というふうな、その2つのことをお願いしたいなと思っています。

それで、どこで、その今回の部分は措置されるんだというようなご説明は全協でさせていただいたかと思いますが、一番、そのありがたい、まず、こちらに来ていただいて、じゃあ、どういう手順かというところですね、まず、下伊那がベースの方ですから、中川についても、基本が、そんなに変わらないところが多いと思うので、ある程度のベースの理解はしていただいていると思いますが、もう1回、ちょっと中川を、再度、確認の意味で知っていただくことが必要だろうなと思っていますし、その上で、村の問題点とか課題とか、あるいは、それぞれのいろんな取り組みの中での課題とか助言とかいうふうなことなんだろうし、それを、こう、実際、こう、克服していこう、改善していこうとしたときに、もし、何か、こういう施設が要るよとか、あるいは、こんな人を、ちょっと連れてきて、ある程度しっかり、どっぷりと指導してもらったらどうかとか、というふうなこともあるかもしれません。そういうときには、またお金が要るわけなんですけども、いろいろお話聞いていると、この方の場合、すごく心強い部分ですね、国のほうの制度についても、よく熟知されていると、だから、例えば、こういう人を招聘してきて、年に何回か呼んで、こういうことをしてもらうには、農水省でこういうのがあって、それを使えばうまくいくんじゃないかとか、そういうお金の部分の助言なんかも含めていただけそうな感じがありますので、実際、来ていただいて相談もするし、何も言わなくても何か問題点を見つけていただいて、こ

れはどうか、こうしたらどうかみたいな話があって、その次の段階、具体化して動き出したときのことについても、お金のことについても含めてご助言が頂けるのかなというふうなことは期待しているところです。それで返事になりましたでしょうかね。

○6 番 (大原 孝芳) すみません。今、私の質問したのは、1つですね、例えば、役場の中でですね、例えばどういう、例えば担当課の所管がね、例えば、この事業の一番、村長が筆頭にやられるんでしょうけど、例えば、非常に、その縦じゃなくてね、横の課の、いろいろ多分、課長会なり、いろんな場合のね、いろんな会議があるんでしょうけど、この位置づけっていうんですかね、やっぱり役場の中で、例えば振興課、あるいは建設課とかですね、そういう何か、何ていうか、プロジェクトとしてですね、大きな、何か、こう、本当の中にこれを位置づけて、この3年、3年間なりですね、こう、今までの、なかなか、この事業って、なかなか非常に難しいですよ、さっきの、今までの話もそうなんですけど、中川村だけ何か特化してやっていくっていうことは、非常に、私たちが、村民から見ても、なかなかぱっとできることじゃないし、しかし、この、こういった優秀な彼、あるいは国の事業を、よくね、周知した彼が来ていただいて、提案されたときにですね、じゃあ、具体的に、最終的に決めるのは、やっぱり、役場で決めて、我々議会にも諮られて、そして村民に対しても、やっぱり十分な説明があって、よし、じゃあ、今年、これでやってみようっていうね、そういう一つの、何ていうんですかね、こう、失礼な言い方かもしれないけど、とにかく、どっちかっていうとコンサルタント業的な人が来られて、提案されて、じゃあ、それを私が聞いて、ああ、いいよねえ、でも、できないよねっていうふうじゃなくて、もう少し、何か進んでいけるような、私は事業に、せっかくこうやって提案されたもんですから、していただきたいし、私たちも一緒になって応援していかないと、そういう意味を込めて、何か、もし、決まっていなくてもいいんですけど、もし、何か、その庁内です、何か、こういう、この事業に対する取り組み方っていうんですかね、何かそういうようなお話はされていますかね。例えば、さっき言ったように、窓口は1つでも、こう、大きな1つの、庁舎の中の1つのプロジェクトとしてやっていくっていうような、そんなような具体的な、その、何ていうんですかね、整備というか、そういうものはされていますか。

○副 村 長 庁内の中に新たに部なり課、もしくは局みたいなものを設けて対応っていうことじゃなくて、現有の勢力というか、職員で対応していきますけれども、現在、扱っている所管は総務課の企画係でございます。全村というか、全体に行きわたるものについては、企画で対応ということに組織上なっておりますので、そこで取りまとめをしまして、必要に応じて、企画委員会とか、事業調整会議とか、庁内にそれぞれプロジェクトを、どういうふうにしていったらいいかという検討する機関がありますので、そこへ持ち込んで各案ごと検討していくということになるかと思いますが、先ほど村長が申し上げましたとおり、いきなり、もう既に

計画が決まっていれば、そういう対応もとれるんですけども、24年度に、いよいよおいでをいただいて、村内の現状分析、それから課題の拾い出し、それに伴ってどういうことをしたらいいのかと、そういう中で、それぞれ担当する所管のところ、現在、書かれている仕事とのすり合わせをしながら対応していくということになりますので、このことをするからっていったって新たな組織体制ということは、現在のところ考えておりません。

過去も、各種の計画等を、計画立案、また、実行するところにも、それぞれの部署において対応してきております。村の一番基本となります総合計画におきましても、企画を中心をしながら庁内一体となって計画策定をしてきておりますので、そういう対応になろうかと思えます。

○6 番 (大原 孝芳) 今の件については、わかりました。

今、そういったようなお話の中で、これから、24年度の事業でございますので、細かいことがわからないということでございますが、ちょっと、じゃあ、私のほうで、ちょっと、最近の、この前の美しい村連合のときに私も出席させていただきました、シンポジウムですか、そのときに、杉さんっていうコーディネーターの方がいらっしゃいまして、言われていたことは、その、非常に、その、何ていうんですかね、こう、中川村っていうのは、いろんな物がおいしいし、とれて本当にいいんだけど、これっていう物がないよねっていうようなお話をされました。本当に、そうだねって、みんな、そういうふうにしたんですけど、何でもとれるっていうことは——何でもとれるっていうことは、逆に、余り特殊、何ていうんですかね、やっぱり、逆に特化する物がないっていうような意味なんじゃないかな。それで、おいしいし、その杉さんも、いろいろな物をお食べになって、いろんな地域の物を、各、全国回られて言われたことだから、非常に重たい意見だと聞きました。私たちが常日ごろ、そんなふうには、中川村っていうのは、気候もいいし、本当にいろんな物ができるし、そこそこおいしいし、だけど、これっていう物がないっていうことも、私たちの中にも、そんなような気持ちがありました。よそから来た方に言われると、やっぱり、そうなんだなあっていうふうには自覚をせざるを得ないんですけど、もう1つ、その彼の言われたことに、その場内からの質問の方に答えたときでしたかね、どんな、その子どもさんたちをね、もっと巻き込んだ方がいいんじゃないかっていうようなお話がございまして、ああ、私たちに、そういう視点が今までなかったかなっていうようなことも、ちょっと、こう、思ったんですけど、それは1つの例なんですけど、私は、この事業っていうのは、その、例えば、先ほども前議員が言いましたけど、つくっちゃオについてですね、やっぱり、なかなか、その、一生懸命、当人たちは一生懸命やっていると、じゃあ、あそこが、すごくぐうっと、こう、例えばおいしい物、出たとか、すごく何かもうけたとか、何か、すごく、そういう話題じゃなくて、もっとこうやったら、こうなるよとか、やっぱり、その中に入っている人じゃなくて、外の衆からいっぱい言われるわけですよ、だから、じゃあ、あ

なた何ならできるのっていう話を詰めていくと、何か言えないかもしれないんですけど、ただ、だから、私はね、そういう村民の中に、やっぱりいろんな考え方を持った方がいっぱい、その食については、食べ物については特にね、要ると思うんですよね、ですから、この事業を成功するかぎは、当然、そのアドバイザーの方が優秀であるっていうことと、それから、行政側が、しっかりそれをそしゃくして村民に返していただくっていうことと、それで、我々議員も、一生懸命それに対して勉強していかにかい、それから、村民をしっかり巻き込みにゃ、大勢に、みんなから意見を聞くっていうことは、どういうふうにできるかわかんないんですけど、この前、シンポジウムを、もっと、私、大勢来るかと思ったけど、意外と少なかったような気がしますので、どうやって、この事業を契機に、6次産業っていうのも非常に困難極めますけど、やっぱり、もう少し何か危機感を持って取り組んでいくようなふうに、これも、私も、具体的に、じゃあ、お前、何やるんだって言われても、なかなか言えませんが、そういうような、その雰囲気づくりをですね、今の美しい村連合の事業も含めて、この事業が本当に、その来た彼も、アドバイザーも含めて、何かこう、この3年間に方向性を出しながら、みんなでわいわいがやがややっていくっていうような、1つの、この事業がですね、契機になるっていうことを、ものすごく期待している1人なんですけど、村長の、その思いは十分、重々に、具体的なことは、よくわかりますし、ただ、何ていうんですかね、やっぱり村民もね、外野からいう人、いっぱいいらっしゃるんですよね、で、なかなか中で言ってくれる方がいらっしゃるなくて、例えば、ある、あんな物つくって売れっこないよねとかね、だから、そういう人たちに、もう少し、じゃあ、あんただったらどうできるかっていうところをくみとれるような仕組みが、どういうことであるかっていうね、ただ、人を、こう、侮辱したり脅すんじゃないでね、みんな、こう、やっている人を応援していくっていうようなね、中川村の村民は、潜在的に、私は、そういう人間性は十分あると思いますので、ぜひ、そんなようなことを村民が、この事業を通して、何かやる気を出していけるような事業を、私は、なっていってほしいし、私たちもやんなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺の、私の今の子どもを活用しようとかですね、そのことについて村長は、ちょっと、お考えのほどありましたらお聞きしたいと思いますが。

○村長 いろいろな物がとれる、いろんな魅力がたくさんあるっていうことがいいことか悪いことかっていうことについては、杉さんとも、私は、その前の日に、その辺の議論もしたところですけども、杉さんも、いろいろアドバイスをもらっていらっしゃるということで、あちこち行かれるわけですよね、いろんなところに、そこでの、そのとき、そのときの作物だとか、いろんな物をごらんになったり食べたりお話を聞いたりされているというふうに思いますが、観光客の方は、桜の時期は桜目当ての方は桜のところに行かれるだろうし、秋になればキノコがほしいときはキノコのところに行かれるだろうし、そういうふうな形で行かれる、で、あ

そこの何か、何か、こう、自然のタケノコが、やっぱ京都はタケノコが最高だとかですね、そういうふうな話をされる、どこどこに行って、旬の、何か魚が、やっぱ、あれはあそこがいいなっていうふうな話になると、けども、それは、そのときだけ、行く人にとっては、いいときに、そこそこ、そこそこ行っていけばいいわけですけども、こちらとしてみても、年間通じて、こう、どんと来て、ぱつと、もう人がいなくなるんじゃないで、ずっと一貫してですね、その春、夏、秋、冬、中川村は何かすてきよね、美しい、ここに来ると、やっぱほっとするし、おいしい物あるし、おばちゃんの話聞くと何か家に、昔の家に帰ってきたみたいだわって言うてもらえるとかですね、いろんな魅力があると思うんですけども、そういうふうな形で、その目玉が1つあっても、それはいいんですけども、こう、どちらかという、細く長くだらだらといろんな方が来て来られ、しょせん、その宿泊施設だって、村内を全部集めたって大して宿泊客は受け入れられないわけですから、それにも、ちょっとね、いつも甘えて、受け入れ、まだ与地は随分あるので、それを底上げしていくっていうことが大事であって、その瞬間的なものよりも、こう、継続的なものを考えていかなくてはいけないのかなっていうふうに思います。

それから、子どものっていうか、子どもに自信を持ってもらったりとか、子どもから発信してっていうふうなこともおっしゃっていましたが、私は、あるとき聞きながら自分の子どものこととかを思って、やっぱり郷土学習とかですね、やっぱり、そういうことも教育委員会ではっていうか、学校では取り組みがあって、いろいろ、やっぱり歴史を学んだりとか、民話のことについて、中川村の風三郎の話だとか、いろんなものを、うちの子どもなんかも調べものをしてお互いに発表し合ったりっていうふうなことをやっておたし、だから、子どもたちがふるさとのことを勉強して、ふるさとの歴史、食べ物、文化みたいなものを学んで、ああ、いいなって思う機会っていうのは、随分やっていたらいいし、学校のほうも、教育のほうの、カリキュラムをこなしながらっていうことなんで、余りいろんなことを何でもかんでも子どもにっていうのも大変なんじゃないかなって思いながら聞いていました。

それから、外野の方からいろんな意見があるっていうのがありますが、それは、もう、どんな世界でもそうなんで、その言うだけの人は、もう、余り気にせず無視しておけばいいんじゃないかと思えます。とりあえず、おれは、やりたいと、これをつくりたいんだとか、こういうサービスをしたいんだということで一歩踏み出した方、それは、もう、それだけで全然、雲泥の差だから、そこから、さらに、それを、その、さらにこだわりでですね、ほかに負けないものにしていく、中川に来たら、何かよかったよとか、へえと、食べた瞬間、わあ、これ、これなんですかっていうふうな質問が出る、わあ、これ、すごいおいしいっていうふうな、こう、驚きのあるようなレベルまで達したような物をつくろうという、その志を持って、こだわりを持ってやっていけば、おのずと口コミも広がってい

くし、その交流人口も広がってくるだろうしというふうに思いますので、あとは、もう、やる気のある人が、その、そのレベルまで到達するように、1人でも2人でも頑張っていたくってということが、今の、これからの中川村の必要なことかな、で、それについてのアドバイスをさせていただくというふうな、そこに向けての、この、とりあえずの一步のところから、その驚きを提供するぐらいのレベルのところまで導いていっていただけるっていうが、アドバイザーとしてしていただきたいし、村としても、いろんな、あの、応援をせにゃいかんというふうに思っているところです。

○6 番 (大原 孝芳) この質問につきましては、ぜひ、私たちも、議会です、今度、その彼が、何ていう方でしたかね、井上さんっていう方ですかね、はい、あの、また、ぜひ、私たちも、その彼にお話させていただいて、いろいろ一緒に勉強させていただきたいと思いますので、その節は、また、いろいろよろしく願いしたいと思います。

では、次の項目に移りたいと思います。

県が進める一村一自然エネルギープロジェクトの取り組みについてという題目で質問したいと思います。

まず、最初に、3月、きょうは13日でございますが、この日曜日、そして、きのうは、県の栄村、県の北部の地震とあって、ちょうど、もう一年たちました。日曜日の日は、村でも村内放送で黙禱の呼びかけをしたり、非常によかったと思いますし、また、私は、たまたまチャオの施設にいたんですが、館内放送で「皆さん一緒に黙禱しましょう。」とあって放送が流れまして、本当に村民の皆さんは一緒になって、2時、3月11日の2時46分には黙禱をされたんじゃないかと思えます。本当に、もう早いもので一年がたってしまいました。その日のテレビを見ますと、もう一日中、テレビは、どこのチャンネルでもやっていたわけですが、一向に、本当に、瓦れきも大分片づいてきましたが、全然、復興なんていう言葉にはほど遠い、また、特に放射能の被害は深刻でございます、もう何も農業の方は、もう無理だし、また、子どもさんたちも帰りに帰れない状況が続いているということが報道されました。そういった放射能の被害について考えるために、私は、やっぱり原発問題ということを考えられずにはられません。当然、11日には全国で反原発のデモが行われまして、長野県内でも大きな市においては反原発のデモ行進等が行われました。

そういう中で、私たち議会は、今年の2月に議員全員で視察にまいりました。それは、浜岡原発、それから武豊町の火力発電所、それから、メガソーラー発電、それから、御前崎市にお邪魔しまして、防災体制、あるいは今の状況について話を伺ってまいりました。

まず、原発につきましては、ちょうど、浜岡原発につきましては、ちょうど工事をやっております、ご存じのとおり、あそこへ防波堤をつくらうということで、現地の職員の方に説明していただきました。館内に入るには、相当セキュリ

ティーが厳しくて、空港に入る、私たちが、海外へ行ったときに空港へ入るような状況のチェックを受けてしか入れないという、非常に厳しいセキュリティーでございました。それから、当然、大型の工事、防波堤をつくっているものですから、ものすごい人がいまして、働いていました。そういう現場を見てきたということと、それから、火力発電所は、もう相当、耐用年数を、もうはるかに超えたような、今、火力発電所を、今、燃しているというような説明を受けたり、それから、その隣にはメガソーラーを、今、飯田市にございます太陽光パネルの2～3倍ですかね、2,000世帯を賄えるというような説明がございましたが、そこを見てまいりました。

それから、御前崎については、どういふ防災体制に対して、防災体制についてのどのような取り組みをしているかっていうことにつきましては、非常に、御前崎市の市役所から、すぐ窓越しから原発が見えます。そこにございました。その中で私が感じたことは、私たちが100km圏内で大騒ぎしているときに、彼らは、冷静とは言わないんですけど、また違った対応をしているという、非常に温度差があるということを感じましたし、また、御前崎の住民の中には、大勢な原発で働く従業員の方がいらっしゃるという非常に複雑な環境があるということも大きく影響しているんだなあというようなことがわかりました。

私は、特に浜岡原発については、中部電力というのは、非常に、もう、社運をかけてって言ったら失礼だけど、相当、1,000億円っていう、近いお金を使って、今、防波堤をつくっているそうです。企業防衛ですから、当然、必死になって、今、防波堤をつくっていました。

それで、大飯原発が、今、ストレステストの1次を通過しましたものですから、それに続いて、期待感を持って、多分やっていると思います。

それで、中電の担当者からは、大丈夫だというような説明を私たちは受けました。

しかし、私は、私としては、どんなに大丈夫だと言われても、今の福島原発の検証がされずに、また、4号機は、非常に、報道でもありますが、今、廃棄燃料が水につかっているわけですが、冷却装置があるんですが、それが、いつ壊れてもおかしくないような状況になっているということを考えますと、到底、私は、どんなに企業努力としてやっていただいても、中電がやっていただいているとしても、到底、稼働には、容認できるものではないと感じてまいりました。

そういったことを踏まえ、私は、それに反原発を唱える以上、やっぱり、それに、代替エネルギーについては、早急に考え方を持たなければいけないかと思えます。

村長も提案、一番最初の初日に提案理由の中で原発の件に触れました。

私たちは、確かに原発の恩恵を受け、また、日々、コンビニに行けば、何時、どんな時間帯でも欲しい物は買え、本当に大きな利便性を享受していますが、今回の事件を通して、非常に私たちの生活を顧みなきやいけないような状況になっ

たと思います。

今年度も 10%の、夏場については 10%の節電をしないと、非常に電力が危ないというような報道もされていますが、そうした中で、自然エネルギーに対するの施策というのは、私は急務だと考えています。

やっぱり反原発を唱える以上、私は、そういったメガソーラーみたいなものは、非常に、火力発電からすれば、すみません。ちょっと戻りますが、火力発電で6時間たけば、メガソーラーの今の武豊町の1年分の電力を発電できるそうです。つまり、非常に微力であると、しかし、全国に皆さんが、そういった気持ちを持たれば、持てば、また、小さな電力でも持てば、それは大きな力となって、私の、そういった大きな電力の能力の差を乗り越えられると思います。

そういうような、私が、思いがある中で、たまたま今年の1月1日の新聞に大きく、阿部知事は一村一自然エネルギーという案を24年度に、そういったことを提案するという大きな記事が載りました。

私は、私も何度もこの場で自然エネルギーについては述べてまいりましたが、県が、阿部知事が、1つの、本当に24年度の大きな柱として、このエネルギー政策を持ち出したっていうことは、私は、もう本当にうれしく思い、また、絶賛するものでございます。

まだ、予算盛りが大きく、国の予算とか、いろいろ利用すると言っていますので、まだ大きく具体的なことは決まっていますが、まず、村長にお聞きしたいのは、これが報道されたときにですね、村長は、どんなような思いで、この県の施策の発表を受けとめましたでしょうか。

○村長 原発に関するいろいろな思いをお聞きしました。

その中で、ちょっと2、3、私のほうでつけ加えるというか、申し上げたいことは、浜岡の場合はですね、福島第一と違う点は、浜岡は震源域の真上にあるので、今回、あれだけの津波を起こしたのは、海の底がどんと盛り上がり、それで津波が起きたわけですね、このひずみが跳ね返って、それで、浜岡の場合は、その跳ね上がる場所にあるんですよ。で、過去の、大分前に、こう、中電の方が見えたときにもおっしゃっていましたが、周辺のいろいろな地層を見ると、2m、ぼんと飛び上がっていると、突き上げられているというようなことがあると、だから、仙台の辺が、こう、沈んだといいますよね。沈んで、こっち側が持ち上がっている、だから、浜岡の場合は、浜岡の辺が2mぐらいぼんと突き上げられて、飯田のあたりが下がるっていうのが関係らしいんです。だから、浜岡の場合、どっちかっていうと持ち上がるほうであって、津波は余り、津波以上に、その2m突き上げられること自体、それで、こう、いっぱいつながっている蔵が、こっちが1.5mで、こっちが1m80cm上がって、その差があったときに、この蔵がどうなるのかとかですね、その辺のことのほうが怖いのではないかと思いますので、津波対策で堤防ができたから、これで安心というのじゃなくて、私は、ちょっと勘違いな対策ではないかと思っています。

それから、セキュリティーのこともおっしゃっていましたが、よく言われているのは、その被曝労働ということを発電所の労働者に対しては強いていて、結構、だから、もう、ぎりぎりのところまで行っちゃって、もう、これ以上お願いできないというような方がたくさんいらっしゃって、ベテランほど、どんどんそうになっていくわけですから、どんどんどんどん入れかえというようなことをして、で、そこに、その口入れ屋さんにはですね、こう、必ずしも、こう、いい組織じゃなくて、金もうけ主義のところなんかもあったりして、こう、いろんなものを、書類を書きかえたりして二度三度送り込んだりっていうふうなことも行われていると、現に、私の知り合いの原発問題について意識の高い人なんかは、自分で見てこんといかんのだというふうに言って、その原発の中の労働者として中に仕事で入っちゃっている人もいるから、で、本当のど真ん中まで入るわけですよ、その見学者が掃き清められた廊下を歩くのではない、だから、そういう人も、そこに行ってお仕事をするっていうか、そういういろんな人を入れざるを得ないような状況になっているので、セキュリティーが万全だというふうには、私は全然思えない。いろんな人が、あの炉心の直下ぐらいのところの近いところまで入れるような状況になっているんじゃないかなというふうに感じて、そこも、また、非常に不安なところがあります。

それから、いろいろ原発をとめたら10%節電というお話がありました。

きのうでしたっけ、きのう、中電の方、お見えになって、いろいろなお話をした中で、特に夏場が当然ピークで、ピークをどうするかだけ、ピークのところをカバーする必要があるというのが電気の問題で、中電としては、原発に依存する率が低いけれども、関西電力さんを支援せにやいかんと、だから、関電のほうに電力を送らにやいかんというようなことが、ちょっと1つの重荷というか、頭の痛いところですね、すまない話があったんだけど、それにしても、過剰な省エネをせずにやっているとというような状況があると、そんなこと、そういうふうに言っているだけかもしれないけれども、もう、そのお年寄りを、その何、熱射病にするような危険なところまで追い込んで省エネせにやいなんというような、そんな状況ではないというようなお話を聞きました。

それで、これは、この、たまたま、おととい送ってきてくださったんですけども、原発のうそっていう、扶桑社新書にあったやつが続編みたいなもので、小出先生の書かれている本なんですけども、その中に、原発をとめても全然困らないんだというふうな話があって、メガソーラーも関係なくて、現行の火力発電所の稼働率を7割上げたら、火力と水力で、ピーク、この夏場のピークをオーバーするだけの発電量は稼げると、だから、今は、原発をずっと使っているから、その分、火力とかの稼働率を下げてある、原発でベースがあるので、だけど、既存の、その中には、おっしゃったとおり老朽化したやつもあるでしょうし、それからまた、あと、新しく天然ガスエネルギー、液化天然ガスかな、の炉なんか2つほど中電ではつくっているっていうふうなお話もありました。だから、ピーク時を

考えても、火力と水力で賄うことができるというふうなお話があります。ですので、太陽光も、その時の話なんですけども、もう生産のところ、その原材料を、こう、レアアースを掘っているところからですね、それからまた、その後の廃棄のところまで含めて、その中で、どこかで過剰な何とか搾取があるとかですね、環境汚染があるとかっていうふうなことも含めて考えないと、原発がだめだからパネルをいっぱい並べりゃ、それ並べろっていうふうなわけではないというに思います。だから、まず大事なことは、節電、そのオルタナティブな電源にわあっと走るのではなくて、今のぜいたくな暮らしというのを見直すというふうなこと、それは、原発労働者であり、原発周辺の住民であり、それから、未来に生きている人たちに向けて核廃棄物を押しつけることにもなるし、ウラン鉱山を掘っているオーストラリアの原住民の方々も被曝させているんだってというふうなことを考えると、節電のほうはやらなくてはいけないことではないかなというふうに思っています。

それで、お話の一村一自然エネルギープロジェクトの件ですけども、その後は、そんなに具体的なところの情報が、まだ余り、4月にもなっていないということでしょうけども、来ていないのが状況です。具体的に、こちらでどうしようか、それで、前に申し上げた、前の議会のごときにご質問いただいて、その自然エネルギーへの取り組みでというときに申し上げたのは、その基礎自治体、それぞれの市町村が新エネルギー開発にばらばらに取り組んでも、低予算で、いろんなことをみんなばらばらにやったら、その無駄が多いから、その開発、研究については、国なり大学なり企業なりでやっていただきたいと、そこで上がってきた成果、こういうふうになれば、こういう中山間地のところには、こういう方法があるよとか、風の強い所はこうだよとかっていうふうなものが出てくると思うので、それを、村としては、できたものをうまく利用したいというふうな思いがあります。

それで、今回の一村一自然エネルギーですが、ですから、その研究開発には単費を使う気は余りないというふうなことを申し上げました。で、今回は、県の補助といっても、何か、ちょっとよく、今のところよくわからん部分があるんですけど、もし、県からものが、お金なり、いろんなものがいただけるのであれば、ありがたくちょうだいして、特に、その災害時の停電したときなんか最低限の電源を確保できるようなことなんかに使えたらいいのかなというふうなことを思っていますし、つくる、設置したとしても、その後のランニングコストとかですね、維持管理がすげえ大変だとかいうふうなことになってくると困るので、その辺のことも考えて、適切なものを、その災害のことなんかも見合わせながらつくればいいのかと個人的には思っていますが、まだ詳細がはっきりしてこないところがあるので、詳細を見た上で、また、知恵を絞ってやっていきたいなというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) このプロジェクトについては、県のほうから余り詳細が、まだ

来ていないということで、それで、もし、あれば、対応していきたいというふうな村長のお話でございました。

確かに、村のお金を使ってですね、どんどん進めるっていうこと、私も、そうは思うんですけど、やっぱり、いろんな、今、こういったエネルギーについてはですね、村長は現場じゃなくてもできるってことだけど、火力発電は当然ね、化石燃料を使っていやっているものですから、だから、流れとしてはですね、もう、そういう方向、自然エネルギーのですね、方向に行かざるを、私は得ないと思っています。そりゃあ、現状打破はできるかもしれないけど、原発が離れていくね、そういうふうなはないですけど、やっぱり、最終的には化石燃料から、少しは、やっぱり遠ざかっていく施策を今から考えていかないと、将来的には大変じゃないかなあと思っています。

それで、村においては、なかなか、その自然エネルギーについての議論っていうのは、なかなか大きくはなっていないわけですが、私、常々言っているんですけど、まず、飯沼で1人、電気を小水力で、小川でつくって、電気を、外灯をつけている方もいらっしゃいますし、また、その弟さんだかが、今度、風力発電をつくったっていうようなことを、マスコミにも取り上げられましたが、まず、村長は、そういう単費を使って調査するのも余り、そこまで行っていないって話なんですけど、何らかの形でですね、ぜひ、その県が取りかかる、予算をあげるから何かやってちょうだいっていうようなことは、多分ないと思いますけど、何か、やっぱり、そのとっかかりとしてですね、役所には、公共の建物にはパネル乗せるけど、村民には、まだ優先順位としてパネルを乗せるまでの補助金は出さないよって、いろいろお話も、過去にございましたので、それにしても、どこかにですね、その糸口っていうか、その1つのとっかかりみたいなものがね、村内にあってもいいって言うよりも、ない方が、私、おかしいと思っているんですけど、私は、たまたま、その県の24年度の予算の中に、そういった取り組みが、今回、発表されましたので、ぜひ、そういったところに乗っていただいて、なるべくお金をかけずに、その取り組み、まず、まな板へ乗っていくっていうことができますね、その具体的なことは、私も、今、言えませんが、そういったものを、いつでもねらっているっていうかですね、そういうチャンスを、ぜひ見逃さないでいただきたいってことを、いつも思っています。

答弁は結構でございます。

私は、これで質問を終わります。

以上です。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました2点について、日本一美しい村連合に加盟した中川村が観光地になりましたと、この観光資源の保全についてと子育て支援、通学時の安全についてお伺いしてまいります。

午前中に3番議員と4番議員のほうから、大方、質問されておりますので、重複しますけれども、よろしく願いいたします。

中川村は、村民の方から聞いたわけですが、国の機関でごみの投棄を調査するGメンがいるそうです。そして、全国を回って歩いて調べているんですけども、非常にごみの不法投棄が少ないと驚いて帰られたと聞いております。これも美しい村の一つなのかなあというふうにうれしく思ったわけであります。

そしてまた、さきのごみの説明会でも、中川村は、全国的にもごみの排出量が少ないと、8番目だということで、上から8番目なんてすばらしい村だなと思って、うれしく思ったわけであります。

そうした中で、先ほど言いましたが、3番議員から質問ありましたが、日本一美しい村連合に加盟しまして、多くの観光客が来て、美里地区も本当に多くの方が来ていただきまして、にぎわっております、うれしく思っておりますが、ここに村の、よくポスターが出ますカヤぶきの古民家があるわけですが、この保全が、非常に地主さんも苦しんでおります。このポスターですけど、当時は電線があつて、ちょっと写真には不向きだったんですが、ある力の方が来まして電線を除去したと聞いております。

この古民家の保全でありますけども、前段、村長のほうの答弁でもって、雑談的には村に話来ていると、言っておられたと聞いております。

また、村政懇談会でも私のほうから質問しまして、村長、どうしますかって言ったら、考えているよって答弁があつたかと思っております。

そうした中で、午前中も、相談に来れば検討の必要もあると言っておられたけども、村長も、この古民家の景観、写真、風景等、非常に理解しておられるんで、むしろ、相談に来いじゃなくて、村としてもこう思っているというような考えはないか、お伺いします。

○村長 こちらからお話するのも全然やぶさかじゃないです。

ただ、何ていうかな、補助をすることのご迷惑な部分もあるので、そこもご理解いただいた上で補助を受けていただくという必要があるなというふうには思っています。そのためには、先ほど午前中に申し上げたように、いろんなほかのこととか、どういうふうにすれば、そこだけ特別にするんだという形をつくる、納得性の行く形でというふうなことなんかの研究なんか必要かなというふうには思っております。そういうことでございます。

○8番 (柳生 仁) 今、補助は可能だよという話でございましたが、今後、具体的に、やはり、その持ち主の方と相談をして、どこら辺が迷惑なのか、どこら辺が迷惑じゃないのか、話をしなんでしょうか。迷惑かなあって勘ぐるのじゃなくて、あるいは、村としても出向いて行ってご相談されてもいいと思うんですけども、今までは、そういった行動はとっておりませんか。

○村長 ですんで、ほかの方のいらっしゃらないときに、私のほうから、そういうふうな状況がありましたら言ってくださいねというふうにお声がけを、そのために時

間を設定してというわけではなくて、お会いしたときというふうなことでございますけれども、やっておりました。

迷惑っていうのは、その保存のために入れちゃうので、そうすると、当然、ちょっとガレージをつくりたいわとかいうふうなことはできなくなりますよね。そういうのは、少なくとも、そういうことになるというふうなことなんかも含めた上でご理解をいただかんといかんなどは思っています。保存のためなんで、保存しなくちゃいかんというふうなことで、個人の土地に個人の物が建っているにも関わらず、何か余り自由に触れなくなってしまうところ、それは、もう、絶対発生せざるを得ないことだと思っておりますので、そんなこともあるかなと、それが、もし、制度的に、例えば何年間っていうふうなことがあるのかっていうふうなことも、まだまだ研究はしていないことだし、じゃあ、本当に、どういうふうな制度で、それをするのかとかいうふうなこともね、そういう、どういう名目の、どういうふうなルールづけが、うまくあてはめることができるのかみたいなどころなんか、これからのことなので、まだまだ研究をしないといかんところは多々あるというふうな状況ではございますけれども、はい。

○8番 (柳生 仁) 非常に何か大事に扱ってくれておって、もっと積極的に村としても行って、保存したいなあと聞いていただいてもいいのかなあと思っておりますが、本人が来て、相談に来れば、相当、力で持っていただけるということですが、今現在、裏側の斜面が、ほとんど、あの屋根の見えない部分ですけども、傷んでおって、全面的に直すと約300万円ぐらいかかるかなあと言っておりますけども、よわったなあ、自分の力じゃあ、ちょっと直せんしって言っておられます。何か、年代的にも聞きますと、何か結構古くて、何か200年くらいかかっているかなあという、そういう古い建物でありますので、ぜひとも、村としても、本人からも言いづらい部分もありますので、積極的に村の保存したいんだっていうようなことを言ってあげてもらいたいなあと思っております。

前段、村長、言われていますように、その物だけが村のもんじゃないんで、あちこちにいっぱいあるんで、その整合性とりながらと言っておられますので、ぜひとも保存して、村の景観のシンボルになるようなことを、なくすことのないように、今後お願いしたいわけであります。

それでは、そのことは、前段、言っておりましたんで、このくらいにしまして、これもまた4番議員のときにも、村長、答えられておりますけど、棚田の保全でありますけども、昨年も、あの棚田のお田植えがありました。このときも、村長、振興課長初め役場の職員の方々、大勢来てくれまして、一緒にお田植えをしてくれまして、飯沼の方々も喜んでおりました。カメラマンも大勢来て、何かお田植えする人とカメラマンと半々かなと思うくらい来たわけでありまして、とてもよかったなあと思っておりますが、棚田の保全は、それからが大変で、夏場の草刈り等、大変に苦労しておると聞いております。ここら辺で何か手だてないか

なあというふうに聞いているわけでありまして、千代にもよこね田んぼって全国的にも有名は棚田があるわけですが、あそこは飯田市の千代の市長が積極的に取り組んでおられて、応援をしておると聞いております。聞いたところ、県の棚田保全活動、そういったもので支援があるよってというような話がありましたけども、振興課長のほうから、飯沼の棚田、1回、そういった対応をしておるよという話を聞きましたが、この棚田の保全について何か協力できることはありますか、お伺いします。

○振興課長 私のほうも、一応、飯沼農業活性化研究会のほうから、ちょっと情報を聞いたところ、ただいま村のほうでも取り組んでいる中山間の直接支払制度、これを飯沼地区へ、上からお金、来ているわけなんですけれども、それを活用しながら保全をしているということで、1つは、そういう制度的なものは利用しているのかなというふうに判断しております。

○8 番 (柳生 仁) 中山間を、ああいったところに利用されて、いいわけでありまして、もう1つ、グリーンツーリズムでありますけども、千代のよこね田んぼは、観光会社とタイアップして田植えに来てもらって、そして、民泊を子どもはしてもらって、飯田市を楽しんでもらって帰っていくっていうようなルートをとっているようであります。これも県の補助金で、振興課長も答えていますけど、ありますけども、そういった、やっぱり観光、村長、よく言われている観光を目指して取り組んでいくような方法、そして、その観光会社から、わずかではありますがバックアップがあると、そういったものも資金に活用しておると言っておられました。このグリーンツーリズムの対応みたいなことはできないかどうかお伺いします。

○村 長 観光会社、何とかツアーとか、そういうことですよ、そういうものは余り入れなくてもできるのかなというふうなことは思います。

ただ、先ほども、午前中も、ちょっと触れましたように、飯沼の皆さん自身も、その取り組みは、かつて、されておったけれども、そのいろいろ来られた方の、いろんな、何か、こうなんだけど、ああなんだけど、ちょっととか、いろんなことを、そちらのおもりのほうが結構大変だったというようなことで、それで、もう、ちょっと、もう、そういう形はよそうっていう話になって、都会の農家じゃないような、都会かどうかわからないですけども、地元の農家じゃないような方を入れるっていうふうなことは、ちょっとやめようということになったらいいんですけども、その辺のところも、その組み立て方とか、いろんなところで克服できる部分もあるかもしれぬので、私としたら、先ほども、午前中、申し上げたとおり、あそこでの農業体験っていうのは、村外の方にとっては大変魅力的に映ると思うので、1つの、その季節、季節のたくさんの魅力の中の1つの核として、その春の――春というか、初夏といいますか、春ですね、春の、その魅力、それから秋の収穫の時期の魅力というふうな形で楽しんでいただけてよかったですと言っていて、また、そのほかのことについても堪能して帰っていただければ

ばありがたいなと思いますけども、基本は、その地区の皆さん方が、そうやな、それはおもしろいなというふうなふうに思っただけでないと、受け入れ態勢としては成り立たない話なので、その辺のことは、もう1回、ちょっと話を、この間、飯沼の某1名の方と、それは、立ち話ですが、聞いたところ、なかなか、ちょっと、いろんなことを拡大していくのがしんどいなみたいなふうな雰囲気もありましたけども、でも、逆にね、拡大することによって楽になる部分もあるかもしれないし、もうかる部分もあるかもしれないっていうふうな形のところで、いい形ができればいいのかなというふうに思いますので、一度、それこそ、皆さん方と話をさせていただいて、本心のところどうなのよみたいな、何が課題なのかみたいなところを話してみる必要があるかなというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) 特に、ここからできる「おたまじゃくし」っていうお酒は、村長も試飲されまして、本当に満足する味でありましたので、ぜひとも、今、積極的に飯沼の皆さんと話をされて、前向きに対応していきたいと、どんな悩みがあるんだっていうことを聞いていただけるっていう話であります。また、今年から、今年度から取り組む、24年度から、コーディネーター、こういったアドバイザーの意見も聞きながら、ぜひとも取り組んでいただきまして、これも、ぜひとも残したい日本の原風景でありますので、対応をお願いしたいわけであります。

千代のよこね田んぼもそうではありますが、全国的に有名になったんで、実際は保全も大変だということをお聞きしておりますけども、反面、ああいった千代の支所が真剣に取り組んでおりますので、そういった面でも行政が絡んで取り組んでいるっていうことは大事な事かなあと、村長のよく言われる内発的ばかりじゃなくて、行政もともに歩んでいくことをお願いして、次に参ります。

子育て支援と通学時の安全についてでありますけども、集いの広場バンビーニでありますけども、ここは、昨年12月から3月まで、子どもの一時預かりということで認められまして、対応をしており、大変評判がよくて、4月からも継続されるのを期待しております。

また、お母さん方も、4月からも予約が入っていると聞いており、本当にありがたい制度だなあと思っておりますが、このバンビーニの緊急用の避難はしごですけども、以前にもお願いしまして、はしごをかけて下りる所が怖かったんで、踏み台をつけていただきました。担当者も、踏み台ができましたんで、以前よりは安心して一歩が踏み出せるというふうに聞いておりますけども、本音は怖いそうです。そして、その下を見てみますと、常に解放されているとは限ってなくて、ときとして買い物客の車とか、イベントのテントがあったり、また、緊急時には買い物客で少しごった返して、うまくはしごが下せるかどうか不安を感じてまいりました。先日も行ってきました、担当者を読んで行って、「下見てよ。これ、はしご下せる？」ってお話したら、「あれ、きょうは下せないね。」っていうようなことがありました。

今後の課題として、やはり、こういった施設、2階でありますので、どこかに

固定的ならせん階段みたいな安定したものを設置できないか、お願いします、伺います。

○保健福祉課長 避難方法につきましては、バンビーニが開設されるときにいろいろ検討したということでもありますけれども、あのチャオの建物に、例えば階段をつけて下りるという方法も考えたようでもありますけれども、建物がいっぱいいっぱいでありまして、これ以上、床面積を増やせないということもあったりして、はしごをかけるというような方法になったかというふうに思いますけれども、実際に避難訓練等では、はしごを下して、そこの担当の方が人形を背負いながら下りてくるというようなことをやっておりますけれども、実際にお母さん方が子どもを背負って下りていくということになりますと、ちょっと何か危なっかしいなというような、おっかないというような思いはあるかというように思っております。

昨年、厚生文教委員会でもバンビーニのほうを視察をしていただきましたけれども、中でも、はしごでの避難は危険であるので、らせん階段等をついていうような話も出たところでもあります。

らせん階段につきましては、実は、見積もりはとってあるわけでもありますけれども、実際に工事費になりますと、結構な金額がしてしまうわけでありまして、屋根を伝わって行ってらせん階段で下りるといえるようになるわけですが、ちょっと金額等もありまして、県等に補助的なものはないかというようなことも問い合わせたことがあるわけでもあります。ちょっと、そこら辺で、少し足踏みをしているというような状況であります。

○8 番 (柳生 仁) らせん階段であります、先ごろ課長のほうからも多額がかかるんだよってというお話を聞いております。聞いておりますけど、ひとたび何か避難、事故、事件が起きますと、そのときの投資が安かったか高かったかって考えていきますと、子どもたちに何か発生した場合には、らせん階段にかかる費用は決して高いものではないと思うわけです。

かつて「人の命は地球より重い。」と言われた総理大臣がおりましたけれども、まさに、そのとおりだと思うわけです。

予算が高くつくわけではありますが、いま一度、らせん階段を検討してもらえるかどうか伺います。

○保健福祉課長 そんなようなことで検討をしていきたいというふうに思っています。ショッピングセンターの理事長の知久さんのほうにも、一応、話だけは投げかけてあります。具体的になったら、また、話をしてほしいということも言われておりますので、庁内で検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○8 番 (柳生 仁) 検討していただけるっていうことでありますので、前向きに進めるように期待をしたいと思います。

もう1点伺いますけど、あそこに電動の防火シャッターがあるわけですが、あれは、停電の場合、作動しますかどうか、伺います。

○振興課長 現在、ちょっと確認できませんので、確認いたします。

○8 番 (柳生 仁) はい。

なぜ、こんなことを聞いたかっていいますと、前回のときに総務課長のほうから「防火シャッターがあるんで火災があっても心配ないよ。」と「煙が来ても防火シャッターを下ろして天竜川へ逃げられるよ。」というお話がございました。そして、先日、伺って担当に聞きましたら、バンビーニの2階の自動ドアは、30分間だけ作動しますということで、「防火シャッターはどうですか？」って言ったら「このことは、わかりません。」っていうことでございます。火災等、発生すると停電も予測されます。あの防火シャッターが完全に機能しますと、確かに、前回、今の総務課長ですけども、お答えいただいた、煙が入って来ないんで天竜川のほうへ逃げられるかもしれませんが、やはり、そこら辺も心配でありますので、点検をお願いいたします。

次に、集いの広場バンビーニの中に、あの空間に空気清浄機が設置できないかということでお伺いしたいわけでもありますけども、多いときには、子どもさんが、親子で合わせて50人ほどが集うと聞いております。そのときには、さすがに中の空気ももんもんしてくるそうでもありますけども、さりとて冬場などは、窓を開けて空気の入れかえというものは非常に難しいと聞いております。こういったところには、やはり空気清浄機が必要なあと、幼い子どもさんを一緒に集ってもらうには、そういった設備、必要じゃないかと、こんなふうに思うわけでもあります。

空気清浄器設置については、どのようにお考えかお伺いします。

○保健福祉課長 集いの広場につきましては、遊び場と、それから食事コーナー、それから事務室、事務所、事務室を含めた床面積が約127㎡で、坪数にいたしますと約38坪、畳数にしますと76畳ということで、大変広いわけでもありますし、また、天井も高いということもありまして、この中の空気をきれいにする、しようとしみますと、家庭の小さい機械を何台置いても、ちょっと無理だろうなど、業務用の大きな物になるのではないかなというふうに思っておりますけれども、購入費用もかかりますし、また、維持費もかかってくるというふうなこともありまして、今まで、平成18年から始まっておりますけれども、年々、利用者は増えておりますけれども、冬場の時期、花粉の時期ということもありますけれども、空気を入れかえていただいてやっていただくというようなことで対処できないかなというようなことで、ちょっと考えておりますけれども、よろしく申し上げます。

○8 番 (柳生 仁) 費用のかかることは、いちいちごもつともでございます。

しかし、自分の知っておるのはプラズマカーサーっていうものでありますけども、非常にミクロのほこりまで除去して、それから、何か殺菌して空気を出すわけですけども、家庭用ではとても間に合いませんけども、自分の家庭でも使っております、非常にいい物だなあと思っております。南向診療所に行っても、そういった物が置いてありますし、今、あちこちの、そういった施設では、そういった空気清浄機が置いてあるわけでもありますので、ぜひとも、ちょっと我慢しろっ

ということじゃなくて、子どもさんを預かっているんで、子どもさんのためにも、これは未来の卵であります。宝でありますので、ぜひとも検討いただけるように、もう1回、ご返答お願いします。

○村 長 状況を見ておりませんので、実際の状況を見た上での判断とさせていただきたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) 大変ごもっともだと思います。

年がら年中、買い物客でごった返すほどわいわいしているわけじゃありませんけども、大切な子どもさんを預かっておりますので、ぜひとも、そういった観点から、子どもを守るという観点からも、ぜひとも対応をお願いしたいわけがございます。

次に、通学時の交通安全についてでありますけども、昨年、自分のほうからお願いしまして、当時、建設課長、なかなか、設置、難しいよって言われましたセーフティーラインであります。きょう、大草の沖町の交差点から大草中央線ってありますけども、小学校の入り口まで、緑色のセーフティーラインが設置されました。昼に、ちょっと行って見ましたら、青く引いてありまして、こうやって引かれますと、段差のない歩道でありますけども、子どもさん初め歩行者が安心して歩けるなあと、こんなふうに思っております。

村内には道路改良が難しく、すぐには進まない所が多くあり、そこで子どもさんの通学する路線がいっぱいあるわけであります。こういった所でございますけれども、中川村に限らず、この道路が狭くて改良できなんでセーフティーラインを設置した所、書いてありますけども、松川町、駒ヶ根市、宮田村、伊那市など、対応をしているわけでありますけども、松川町は、上片桐駅の北小学校のところに茶色のセーフティーラインを設置してあります。「歩行者用」という字が書いてあります。

駒ヶ根市においては、県道ですが、下平地籍で県道にも設置してあります。あそこは道路改良が難しくて歩道がつけられないんで、ラインが引いてありました。

それから、伊那市ですけども、東春近の田原に、やはり道路改良が難しい所がありまして、セーフティーラインを設置してあります。ここにも、やっぱり歩行者用だよってという看板がありました。

それから、宮田村ですけども、宮田村は、言ってまいりまして、松田建設課長と、ちょっと話、聞きまして、「どういう経過でもって引いたんですか。」と伺ったところ、子どもさんのほうから「やっぱり通学時に、非常に狭い道路は怖い。」という意見があったと聞きました。そうした中で検討して、22年と23年と、2年かけて、そうとの長い距離です。自分も車で飛び回って、距離、測りませんでしたけども、学校周辺から始まって、長い距離を設置してあります。遠くはつつじヶ丘団地、それから、駅の北側のほうとか、そういう遠くまで引いてありまして、やっぱり大事なことかなあとと思います。

今回、こうして大草中央線について設置いただきましたけども、今後、村内の

通学路でもって、道路改良をすぐできない部分、いっぱいありますので、こうした所に継続してセーフティーラインの設置ができるかどうかお伺いします。

○建設水道課長

先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、昨年の6月、議員さんからご質問があつて、そのとき、近隣の市町村、そして、評判はいいよだというようなお答えはさせていただいたと思っています。ただ、とりあえず、すぐ設置をするときに、どこの場所を通学路の中で選定をするのか、選定をして設置をしたときに、車道幅員が狭くなる、そういうことも含めて地元の理解もいただけるのか、その辺を検討してからでないよと設置はなかなか難しいよと、こんなふうなお話をさせていただいたところがございます。

これについて、方向性としたら、どこへ設置ができるのかということで、まず検討をしました。

それから、もう1つは、予算の面で、過疎債のソフト事業等が充てられるかどうかを検討をしてみました。

という中で、当初、ご指摘のありました沖町のところから中組のところまでをやったらどうかということで、昨年の11月の終わりから12月にかけて、両方の直接の担当になる地区へ投げかけをいたしました。総会等の中で、そういうものを引き、やってみたときに、車道幅員は狭くなるが、地元としても、そういうことを含めて合意がいただけるかという話を、それぞれの地区で検討いただきました。大筋、両方の地区から、そういうことであるし、子どもさんたちのためにもいいことであるので、地区としては賛成できますよというようなお話をいただき、そこを選定の地区にしたと、こういう経過であります。

これについて、予算も、できるだけ村の金がかからないように考えたわけですが、新入の子どもさんたちが通学をする新学期に向けて、どうすなら間に合わせた方がいいだろうと、こういう判断の中で、ちょっと、いつやるか、私も、ちょっと承知はしていなかったわけですが、業者さんとの中では、舗装をするときに定着ができるような暖かくなってから3月中にやりますと、こういう話でおったわけでございます。私も、午後、お昼食べて、すぐ見に行きましたが、あの緑色のベルトだけは引かれておりました。あれに、道路が、今度は車道側のところに白い、路側帯のところに引く帯がずっと引かれる、それで区分けが、色合いがはっきりして区分けができる、こういうふうになっております。

これについて、それぞれ通学路、ほかの通学路、道路改良が難しい所に設置ができないかと、こういうことかと思えます。

通学路については、また、中塚議員さんからも質問をいただいておりますが、これ、中学校のほうから教育委員会を通じて21年度に、これが通学の指定をしてある所ですよという図面をいただきました。東西の小学校も、それぞれ持っています。この辺について、なかなか難しいんですけども、これ、路線ごとになっていないもんですから、道路でいう路線ごとになっていないもんですから、こういうふうに引かれていると、この中でどのくらいの路線があるかっていうのは正

確にはわからないわけですが、約、大ざっぱに考えてみると40路線ぐらい、村道の路線としてはあるのかなと、こういうふうに思います。この中で道路改良ができない所へすべて引けるかという話であります、難しいのはですね、この路線の中で、はっきりと言えるのは、改良が済んでいる路線は8路線ありますと、これは、はっきりと言えます。

じゃあ、40のうち8路線が改良されているから、残りの32路線が、このカラー舗装等をしなきゃならんかといえば、そうばかりではないと思うんですよね。通学路の中には、1つの路線の中で通学路になっている部分と、そうじゃない部分がありますし、それから、学校の中、それから通学の場所にもよりますが、1つの路線の中で、バス路線で子どもさんたちが歩かない区間もある、こういうことでありますので、すべてということはないわけですが、いずれにせよ、通学路に、一応、指定をされている中で行くと、40路線が、そうすると対象になってしまうのかなと、こんなふうに思うわけですが、これについて、今、大草中央線に引いたところですが、㎡当たりというか、m当たり、どちらでも基本的に同じなんですけれども、約、あれ90cm、緑色のところが引いてあります。それに白線が15cmつきますので、全体で105cmというmになります。㎡でも、単価でも、mでも、大体同じになるんですが、約、場所によっても変わりますが、4,500円くらい～5,000円くらいかかります。そうしてみると、道路幅、40路線あるところへ、この延長で行くと膨大な延長になるわけでありまして、すべて、そこへ設置ができるかという、予算の面では、かなり難しさがある、それから、もう1つ、その通学路の指定されている中で、改良済みじゃない路線の中で、車道幅員自体が3mを切っているところがある、それに設置をするということは、もう歩行者専用道路にしると、こういう話でなってしまうわけですから、その辺のところを、地元を含めて、みんないいよっていう話ができるのか、できないのかということも問題としては残っているかと思えます。

したがって、今、ひとくりに、通学路になっている所、あと、続けてできるかというお話でありましたが、総論として、一括的に返答することは、ちょっと難しいのかなと、こんなふうに思います。

ただ、可能な所で可能なふうに、そういうことをできるかということは、個々、路線ごと、その1個1個を見ながら、機に応じて検討をしていかなきゃいかんのかなと、こんなふうに、今、思っているところで、総体の返答は、ちょっと、議員さんの期待するところかと思えますが、この場では、ちょっとご勘弁をいただきたいと、こんなふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) ひとくりに通学路とってしまったんで、まずかったかなと思えますけれども、いずれにしろ、子どもさんに限らず、歩行者を安全に守るってことは大事なことかなあと思っております。

宮田村ですけども、前段、課長のほうから、緑の部分が90cmという、また、白線が15cmって言われまして、広い面積をとってあります。松川町の場合も、広い

所も設置してありまして、余裕がありますけども、宮田村においては、むしろ狭くってあります。緑の分が、そんなに90cmとらなんで、概則線を引いて、その外に緑を引くくらいな感じで作ってありまして、子どもさんたちが通学時に、先生が緑の所を歩けよと、そんなふうに言っているそうでもあります。それで、子どもさんたちも、やっぱり端を歩くことによって、車の事故に遭わないと、そして、通行車両も、狭い道路を、より狭くするんですけども、それによって、むしろ意識を変えて、事故を起こさないように走ってくれていると、そんな説明がございました。

大草中央線の場合、比較的広いほうでありますけども、これから検討いただいて、設置する可能な場所については、そういったことも地域の方と相談をして、可能な限り設置してもらえればと、見て歩きますと、概則線もない所も村内には、主たる道路でもあるような気がします。南田島から前沢川へ来る旧道ですけども、走ってみても、概則線もないわけでありまして。やっぱり、そういったのも調べながら、ぜひとも検討いただければありがたいと思っております。

また、村道に横断歩道ですが、中学校の牧ヶ原の坂を上がってきて南へ入るところでありますけども、あそこは、歩道から中学校へ行くところに横断歩道がないわけでありまして。ああいった所は、2本のセーフティーラインを引く分には何ら問題なく設置ができると聞いております。これは、総務課の係長のほうから聞いておりますが、そういった所へもセーフティーラインを引いていただけるかどうかお伺いします。

○建設水道課長 2本線のセーフティーラインのことです。それは、十分引けると思えます。

ただ、それがいいかどうかは、ちょっと別の話で、あれだけ3差路の交通のところですので、そこへセーフティーラインを引いて果たしていいものか、それは、ちょっと別個の話、ただ、可能だとは思えます。

ただ、北牧ヶ原線につきましては、もう少し違った方法がとれないかなどということも含めて、ちょっと考えを、建設課としては、今のところしておりますし、セーフティーラインのほかのもの、横断歩道を含めて、学校のほう、それから交通防災のほう、どこがしかるべき対応をとるべきかという内容の検討も、よくできていないところもありますので、それについては、また、内部検討をさせていただきたいと思えます。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも検討して、子どもは、横断時期に特に事故に遭わないような対応を願いたいものであります。

ちなみに、宮田村では、小学校のところ、いっぱい引いてありまして、通行車両が気をつけるような対応をしてありますので、ぜひとも、よろしく願います。

最後の質問になりますけど、登下校時で、不審者から子どもを守る対応として、近年、報道で、特に何のゆかりもない子どもさんが犯罪に巻き込まれる事件が報道されます。

田舎である中川村でも、安心の保障は全くないわけでありまして、そうしたことに、中川村では、子ども安心の家とか、ボランティアによるパトロールとか、駐在さんのパトロール、駐在さんは、よく、毎日、毎日、回ってくれております。それから、役場職員さん、また、防犯婦人部の皆さん方による青パトが稼働しているわけですが、青パトの巡回回数は余り多いと思いません。確か、青パトを取り組んだときには、村長以下、役場職員さん全員が講習会を受けたと聞いております。しかしながら、なかなか、そういった時間がとれないんだと聞いておりますけれども、24年度、どのようにすれば青パトの巡回回数を多くできるか、そして、防犯体制をどうすればいいかということを検討しているか伺います。

○総務課長

青パトの運行につきましては、6月にご質問をいただきまして、できるだけ、あのときには月1回くらいの計画で運行をしたいというふうに申し上げました。

現在であります、まず、現状は、議員、ご存じかと思いますが、防犯婦人部の皆さんに月1回、午後3時半～5時の時間帯に村内のパトロールをしていただいております。

また、教育委員会につきましても、教育委員会所有の公用車をもって、平成23年度は実績として8回の青パトの出動をしていただいているというふうに報告をいただいております。

そのように月1回やるというふうに申し上げたところですが、防災担当職員を中心にしまして計画を立てたまではよかったんですが、運行には2人が必要であるということで、これを仕事として位置づけて実施をしないと、なかなか難しいということがございまして、あいまいなままに、現実には、これが全くできなくて終わっております。

どうしても確実にやるというふうな方法になるとしたら、交通防災系の職員と他の部署の職員に協力をいただく、つまり、割り当て運行でない限りは、これは、ちょっと無理だということでありまして、それでも、ほかの市町村をお聞きをしてみますと、やはり、なかなかうまく運行できていないようでし、時という答えが返ってまいりました。その随時というのは、現場を持っている職員が現場へ出る時間帯に運行するということですので、必ず子どもさんが学校登下校内のときに運行しているかどうかということは、ちょっと難しい範囲ということになりますので、あと、方法として考えられますと、村の職員とほかの公用車等を運行、運転ができる皆さんのご協力をいただくという方法も考えられますが、なかなか、これは、ちょっと難しいことかなあということで、今現在のところでは、そんなふうなふうに考えているところであります。

○8 番

(柳生 仁) 導入はしたけれども運行はなかなか難しい課題であるということは承知しておりますが、前に言いましたけど、四日市の発祥地あたりは、本当に緩やかな対応でもって1人で飛び回っていると、しかし、長野県は2人体制が義務づけられているっていうことですので、大変だと思っておりますけれども、ここに書いてありますけど、民間のお力を借りてということで村民の方々でも参加

できる方がおれば、1人出てきて、役場の職員の方も1人出てきて、そして一緒に回るとか、非常に難しいかもしれませんが、やはり防犯っていうことは非常に大事だと思います。中川村では犯罪が起こりにくい村という位置づけができるような仕組みが欲しいものだなあと、事件が起きてから、その犯罪者を恨んだり事件をくやんだりするんじゃないかと、むしろ犯罪が起きない体制を取り組まれたいと思います。

もう1回、伺いますけれども、民間の方々に呼びかけたりして、そういった計画を立てて、回れるような方法を、今後、検討していただけないかどうかお伺いします。

○総務課長

今、申し上げましたが、青いパトライトのついた車、公用車ということになりますと、運転を、どうしても村の職員が運転をするというのが条件になってまいりますので、どうしても、その民間の、その協力をいただきたい、いただけるとい方が申し出ただけだとしてもですね、組になって乗るとい必要がありますので、ここの辺のところ非常に難しいということがあります。ですので、簡単には、ちょっと、いい提案をいただいたわけですが、どうい皆さんにご協力をいただくかっていうことも含めて、もう少し、ちょっと考える必要があると思います。ちょっと難しいのかなあと、今、それは思っているところです。

○8 番

(柳生 仁) 公用車、だれでも運転していいってのもんじゃないかと、限られた方が利用するということのようにあります。そういったことで、民間に声をかけて、呼んで、役場職員の方とペアで回るとは難しいというふうなお話でございますけれども、もう、みんな、役場職員も民間の方も、村内の方であれば、同じ村民でございますので、むしろ会話を交わす機会もできて、役場職員の皆さん方とうまく接する機会もあるのかなあと、こんなことも思うわけでありまして。ぜひとも検討していただいて、こういったパトロール、せっかく導入して、なかなかうまく機能していないように思えるわけです。パトロールそのものの器械は大金ではありませんけれども、せっかく導入したものでありますので、うまく活用して、中川村から犯罪が起きない村として誇れるような、そして、そんな村でありますから、日本一美しい村であるというふうな、そんな自慢できるような村づくりをお願いいたしまして、終わります。

○議長

これで柳生仁議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時10分とします。

[午後2時56分 休憩]

[午後3時10分 再開]

○議長

休憩前に引き続き会議を開催いたします。
次に、7番 湯沢賢一議員。

○7 番

(湯沢 賢一) 私は、2点の問題について質問の通告をいたしました。通告順に質問をさせていただきます。

1点目は景観条例について、村長は公約の中でも触れられておりますが、今任

期の最終年度に当たり、24年度の村政の中でどのように考えているか、また、村民への条例作成参加への呼びかけも必要なのではないかという質問であります。

ここで、ちょっと訂正させていただきますが、通告では景観条例といたしましたが、私自身の考えでは、景観だけではない美しい村づくり条例というふうなふうに、表題、変えさせていただきます。内容は、通告とかとかけ離れないようにしますので、よろしく申し上げます。

また、同趣旨の質問を3番議員が、より専門的な知識を駆使してされております。私は、ちょっと切り口を変えてと申しますか、情緒的な感性の部分での美しい村づくりの考えを述べ、村長の考えを質問いたします。

中川村の景観は、長年この地に住む村民よりも、むしろ外から見えられた方々から称賛されます。いつもは平凡な村だと思えない、生まれながらにこの地に住む私たちも、外からの目を見た方々からの称賛から、改めて村の景観の美しさに気がつきます。その目で見ますと、中川村は、村中美しい景観のスポットだらけだと、こんなように思います。それも朝から夜まで昼夜を問わずであります。夜空を見上げて歓声を上げる都会の方の姿をよく見かけます。

また、景観ばかりでなく、棚田や古民家、神社などのある伝統的な風景や文化も村の美しさを形成しております。

中川村が大鹿村の推薦で美しい村連合に加盟した当初のころ、日本で最も美しい村という表現に大変びっくりいたしました。村長は「北海道の美瑛町や世界遺産の白川村などに比すと荷が重い気がするが、美しい村連合加盟を機に、村の景観や文化を素材として、村民がどのように磨くかだ。」と指摘しております。

また、一方、景観の美しさにひかれて移住してこの地に家を建てた方が「鉄塔などの景観にとってはマイナスイメージの建造物ができてしまって残念だ。何とかならないか。」との訴えもあります。

景観に関する条例は、景観だけにとらわれた厳しいものになると、経済初め村民の活動ががんじがらめにしてしまうこともあり得るということも指摘されております。

しかし、やはり一定のルールは必要だと私は考えます。

現在、村にある関連の条例としては、開発事業の調整に関する条例とか中川村環境保全条例などが比較的近い条例かと思いますが、村の景観を景観としてどう守り発展させるかという点では、それだけでは不十分であります。

こうしたルールづくりとしての条例に対する村長の考えを、重複しておりますので、既に答えが出ているのかもしれませんが、村長の考えを最初に質問いたします。

○村長 美しい村連合に加盟している中川村として、村のよさを村外の方にも喜んでいただくことによって持続可能な村になっていくというふうなことのためには、景観をちゃんとしていくということも欠かすことのできない条件の一つだというふうに思っているところでございまして、先ほど申し上げたような、その景観上の

課題も幾つかあるというような中で、村民みんなが景観を守ることによって、村全体として、また、そのことによって返ってくるメリットというものもあるんだというふうなことも理解して、子どもや孫に引き継いでいける、そして、みんなに、村外の人にも喜んでもらえる村をつくっていくために頑張りましょうという共通の意識、意識の共有をすることは必要だと思いますし、そのために何らかの文言で共有できるような形にするということは必要なことだというふうに思っています。それが拘束力のある、例えば、それは違反しているから取り壊して配慮してくださいというところまで言えるようなものにするのか、あるいは、そこまでじゃないけども、ある程度、みんなを守らにやいかんなどというふうな気持ちになるようなものにするのか、その辺のさじ加減っていうところはありますが、必要であろうと、そして、そのためには、それぞれの地区——地区というか、住民の皆さん方の意識もあるし、特に商工会の方々初め、直接関係のする、そのことによってメリット、デメリットを受ける方々もいらっしゃるので、その辺もともに小さなデメリットがあっても大きな村全体としてステータスが上がってくることによって商売にもいい意味があるんだよというようなどころまで踏み込んだ形でご理解をいただいてご協力いただけるようなこともせにやいかんなど思っていて、前にお約束をしましたとおり、来年度中に、その何らかの文言化をしたものをフィックスするというようなことをしていきたいなというふうに考えております。

○7番 (湯沢 賢一) 先ほど日本で美しい村連合のところの村長の言葉で景観を素材として磨くという点では、村は、天の中川河川公園や陣馬形山、また、坂戸橋に対する整備や予算のつけ方など、村が大変努力しているということは十分評価されるべきだと思います。

四徳川の桑原の滝も整備され、世に出ました。これなどは、美観の新たな発掘と言えるかもしれません。

一方、そうした美しさとともに、時代とともに忘れ去られようとしている生活周辺の中にも守るべき景観としての美しさがあります。

3番議員、8番議員が伺いましたが、棚田は確かに景観として美しい、田植えが済んで緑に変わった田んぼを高台からはるかに望んだときの美しさは、景色を見る者の立場として、何と言えない感動とうれしきでいっぱいになります。

しかし、それを現代まで守ってきたのは、家を守り、農業を守ってきたお年寄りの、まさに営業的な努力があったからこそだと思います。今後は、そうしたことは難しいのかもしれませんが。

また、カヤぶきの古民家保存なども、今定例会での一般質問でも取り上げられておりますが、以前、私は一般質問で大きな木を切るべきではないとの質問をいたしました。道路の関係や公園の景観などの関係などで、大きな木が余り相談なく切られていく例を幾つか見てきました。年数を経た大きな木は何らかのルールで守られるべきだと、これも美しい村関連の中で思うわけであります。そのとき

に申し述べましたが、例えば大きな木、広葉樹なので落葉が近所迷惑などの問題がある、都会などで、例えば東京でも、ある区では、確か渋谷区だったと思いますが、伐採から大きな木を守るために行政が掃除費用などの名目で補助をしている、そういう区もあるほどであります。

やはり、そうした面でもルールも中川村では要るのではないかと思います。

景観を保全するという観点からの条例については、やはり、本当に重複しておりますが、先ほど村長の今任期中での条例制定をしたいというふうな、何とかしたいというようなお考えをお聞きしましたが、どのようなプロセスを考えているかお聞きします。

○村長 当然、まず、先進事例、どんなふうな、こんな条文で、条例でやっていらっしゃる、こういう協定でやっていらっしゃる、いろいろなことがありますから、それを、まず集めるっていうことが必要なことだと思いますし、必要であれば、ちょっとお話を伺いに行くっていうことも必要かと思えます。それとあわせて、それが集まったところで、先ほど申し上げましたような商工会の皆さん方とか住民の皆さん方等々のご意見も聞きながら、ここまでは、ちょっと困るんじゃないとか、これはいいけども、じゃあ、おれの、せつかくこの間つくった看板はどうしてくれるんだとか、いろいろな話があるかと思えますので、そんなことを煮詰めながら文章を決めていくと、それに罰則をつくるのか、つくりたくないのか、既存のものはどうするのか、新しいものについてだけでいいのかとか、いろいろなことが発生してくると思えますので、そういったことを関係してくる皆さん方と一緒に、議会の皆さんからもご意見を伺いながら詰めていくというふうな流れになるかというふうに思います。

○7番 (湯沢 賢一) 普通、幾つもの、恐らくあちこちで先進事例があるのだろうとは思っています。

しかし、私、先ほども申しました、最初に申しました景観条例でなくて美しい村づくり条例というふうにしたらどうかというふうな考えを申し述べましたのは、今、盛んに村長が気にしている、例えば違反したらどうするんだとか、そういうことではなくて、みんなで楽しく、むしろ楽しく、こうすれば、こんなにいい村ができるねというふうな感じの、条例っていうと非常にかたくなりますが、そうしたかたい形でなくて、いわば考え方とか理念的なものを、中川村は、お、おもしろいものをつくったぞというふうな、そういうふうなものを、ちょっと求めたいと、だから、単純なプロセスじゃなくて、もっといろんな方、子どもだとか、いろんな方のあれを、やるとしたら、もう既に1年ですから、非常に、そんなに長い時間があるわけではないように思います。ぜひ、そうした考えを入れて、それで、景観条例的なもの、申し合わせ的なものを、ぜひつくっていただきたい。

そうした中で、美しい景観ばかりではない、中川村に余り美しくない景観もあります。先ほど村長のほうからもありましたが、荒れ放題の不在地主の土地とかセイタカアワダチソウだとか、雑草の問題、あるいはアレチウリの問題など、

いろいろ、やはり問題があります。

そうした中に、例えば私自身がかかわっている例としては、竹やぶがはびこっている、以前は竹やぶも子どもの遊び場の一部だったと、また、農作業の必需品であったために、竹やぶはどこにもあったということでもあります。今、農作業を含めて、生活の中で不要になった竹やぶは、ほとんど手入れされずに放置されております。竹やぶが荒廃地の農地を浸食する構図が全国の農地の至るところで見られるとのことですが、竹やぶの中は密林状態で、ほとんど日も差さず、竹やぶの中は腐った竹が足の踏み場もない状態で放置されております。この竹やぶについては、全国的にとっても、竹の植生には北限がありますので、日本列島の南東北あたりから南の地域ですが、多くの整備の動きが出ております。自治体も動き始めております。大学でも竹の問題に取り組んでいる学者が多くなっております。

竹やぶを竹林に変える、美しくない景観を美しい景観に変える、その竹の利用価値については、次のテーマで、私の2番目の質問で若干述べますが、日本で最も美しい村連合に加盟にふさわしい美しい村づくりでは、多くの村民が参加できる竹林整備も一つの課題として申し述べておきたいと思えます。

もし、現実に村にある、今ある竹やぶの3分の1でも美しい竹林に変えることができれば、それが他市町村に先駆けてできれば、中川村は美しい竹林の村に生まれ変わることができると思えます。

そうしたことは、美しい村づくりという目標を掲げれば、住民自身が行政との共同作業で参加できることである、単に理念としての条例でなくて、住民自身が目的、目標を持って参加できるようなルールづくりのための条例制定も可能かと思えます。

例えば京都とか奈良とか、日本を代表するような観光地に行ったときに、生活にかかわるまちを流れている川の汚さががっかりすることがあります。実は、観光地は、そういうところがとても多いように思いますが、恐らく観光客が汚していくんだと思いますが、なかなか行政の手が、そこまで入らないのかなあと思えます。

先ほど中川村は全国で6番目に1人当たりのごみの出すのが少ないというふうなお話がありました。これは、本当に全国で6番目ですから、ものすごい数字で、こんなに意識の高い、ごみに対して意識の高い村民がいる村であります。

先ほど申しました住民自身による川の清掃は極めて普通のことになっております。私の地区でも川の清掃は住民の義務として月に一度はしております。

また、農作業での井ざらいは、春の風物詩とも言えます。

しかし、気になるのは、そこに住むべき小動物が大変少なくなっている。メダカが、いつの間にか希少生物だとのことで、信じられない思いですが、蛍の飛ぶ風景も余り見られませんか。

以上の観点から、住民が共同作業として、これは住民の部分、守備範囲、これ

は村の守備範囲というふうな、先ほど村長さんの言われたような美しい村づくり条例についての提案であります、考えがありましたらお聞きしたいと思いません。

○村長 最初に、ちょっと枝葉のことですが、最新、ついきのうか、おとといでしたか、連絡が来まして、中川村、この間まで6位のやつ、8番目にごみが少ないんですけど、その最新が、ちょっとすみません、何年度になるのか、おととしくらいの話かな、平成22年度は9位ということで、1つ順位が落ちました。というのは、災害とか火災とかで出てきたごみというのも1人当たり排出量というふうなことに含まれるので、そのために、ちょっと逆に、今までは絶対量は減らしながらも、減らしているんだけど、ほかに頑張るところがあつて順位的には追い抜かれていたっていうのがあれだと思うんですけど、今回の、ちょっと、排出量が、その単発的な火災ごみっていうのがどっと出たっていうふうなことがあつて1人当たりのごみも増えてしまったんで、順位的に、最新では9位の状況です。

ただ、また同じような火災が、その地元にはありませんし、絶対量は随分改善されると思いますので、順位はどうなるかわかりませんが、よくなってくるのかなというふうに思っております。

それから、竹やぶ整備を地区の仕事の中にやっていただけるような形で、何かうたえないかというようなことなんですけども、私としては、いつも申し上げている各地区の、いろんな意味で、いろんな活動がしんどくなっているというふうなことのほうが、ちょっと気になっている状況でして、竹やぶ以上に、だから、そちらのところは気になるので、そこで、そういう状況があるにもかかわらず、各地区の皆さん方に竹林整備のボランティア活動みたいなことをお願いするのは、ちょっと心苦しいのかなというふうな思いがあります。

とって、村のお金入れて、だれかにお願いするっていうふうなことも、可能なことではありますけども、一瞬きれいになっても、じゃあ、それを維持していくのも難しいなというふうなことは、両方感じているところでございます。せっかくきれいにしても、きれいにすることによって後の手入れがしやすくなって継続、これだったら、ちょっと大事に、このままの状況を少しでも長持ちさせようよというふうに思ってくださいのかもしれないんですけども、ずっと村のお金できれいにし続けるというのも大変なことかなと、それこそ、その村民生活にもう少し結びついたところのほうに傾注をした方がいいんじゃないのかなというふうに思っています。ということで、今、その何から手をつけていくかっていうところで、じゃあ、まず竹やぶをきれいにしようというふうには、ちょっと、私自身は、ちょっと思っていないところなんですけども、そういう声です、ね、どんどん、そのいろんなところから、村長の手紙でも竹やぶっていうふうな話がいっぱい来るようになって、みんなの共有意識ということでそれがあれば、また話は違うんでしょうけども、思うところです。

今、竹林っていうか、竹を有効利用しようとか、竹林をきれいにしようという

ふうは形で活動していただいているグループの皆さんがいらっしゃって、天の中川河川公園のところなんか手を入れていただいているのは、大変ありがたいなというふうなことを思うところでございますけども、その辺のところから、何か、こういう、こういうふうな形でやって、ちょっとこれだけやってくれたら、これぐらいの効果のことやるよというふうな意識が、提案とかありましたら、また、その辺は検討したいと思えますけども、一般の各地区の一般住民の方々に、半日なりつぶして、竹林整備の日みたいなことで、義務づけるっていうわけでもないけど、呼びかけて、ちょっとやらんとまずいような雰囲気づくりをしちゃうというのは、若干、ちょっと心苦しいかなというふうな思うところです。

○7番 (湯沢 賢一) 竹林整備をしるっていうふうに言っているわけではなくて、例えば、そういうふうに行っているグループがあると、あるいは、ほかのグループがあるかもしれない、それは一生懸命村を美しくしようと思ってやっている、そうした人たちも含めた形での、あるいは、そういう部分に目を向けた形での条例をつくれ、条例を考えられたらいかがですかということ、今回は、今の時点では言ったつもりであります。

竹林の整備については、内発的な部分、次の質問で若干触れさせていただきませんが、今、申しましたように、景観条例ではなくて、美しい村づくり条例的なもの、みんなで作るものを提案しているわけであります。

中川村が加盟する日本で最も美しい村連合の基本の理念には「単に美しいだけでなく、伝統文化を守る、また、きずなを大切にする村づくり」とあります。

美しい村連合の冒頭に書かれている文を紹介しますと、

近年、市町村合併が進み、小さくても素晴らしい地域資源を持つ村の存続や美しい景観の保護などが難しくなっています。私たちは、フランスの素朴な美しい村を厳選し紹介するフランスで最も美しい村活動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観、文化を守る活動を始めました。名前を日本で最も美しい村連合といいます。私たちは小さくても輝くオンローワンを持つ農山村がみずからの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けるのをお手伝いします。具体的には、日本で最も美しい村のシンボルマークを日本のみならず世界的にも観光地や文化施設としての目印にするのが目標です。フランスでは、既にガイドブックや地図に載るほど有名な活動に成長しています。自然と人間の営みが長い年月をかけてつくり上げた小さな本当に美しい日本は、今なら、まだ各地に残されています。それらを慈しみ、楽しみ、そして、しっかりと未来へ残すために。

というふうに書かれておりますが、以上であります、そうした理念を持つ日本で最も美しい村連合に加盟する中川村を私は誇らしく思いますし、何かできることがあったらやりたい、いつも思うし、そういうふうな思うのは、多分、私だけじゃないんだろうと思っております。

昨年、美しい村連合のつながりでどんちゃん祭りに来ていただきました福島県

の飯館村は、ご存じのとおり、福島第一原発の事故により全村避難せざるを得なくなった本当に気の毒な村であります。

被災する前に飯館村は「まていの力」という言葉を村づくりのキャッチフレーズにしていました。「まてい」とは、両手でとか、丁寧にとかなどをあらわす表現で、中川村の方言「まてい」に近い言葉ですが、その理念に基づく村づくりのすばらしさが、飯館村が美しい村連合に加盟する大きな要素であったと聞きました。

美しい村とは、まさに景観や文化とともに人と人とのきずなも大きな村づくりの要素として、例えば、IターンJターンで中川村を住居としていただく方にも理解を求めることも大事かと思えます。

むしろ、ありのままの村の現実、風習、田舎の制度、行事や共同作業を楽しんでいただくような、1つの目標とルールでの美しい村づくり条例を、とりあえず、ぜひ、検討のためのテーブルに載せていただきたい。

先ほど申しました自分の最初の質問では、村長は、竹、竹林整備に、ちょっと絞ってされてしまいましたが、そうしたことを、ぜひ検討のために、もう余り時間がない、それは、もう来年ですから、こうしたものを、みんなの意見を聞いていたら1年なんかすぐにたってしまうので、その辺をやるということは、わかりました。再度、決意をお聞きしたいと思えます。

○村長 大変申しわけないんですけど、どのような条文と申しますか、条例というかをイメージされているのかってところが、必ずしも共有できているかどうか自信がないところがございますので、大変、もし、それを、こういうものよみたいな形で、例えばというふうな形でですね、文案みたいなものをいただいたりすると、それこそ本当に参考にさせていただいて、みんなで、こういうのはどうよという話がしやすいので、そういうものをいただくと誤解のない共有ができるのかなと思えますので、もし、そういうのを提案いただければありがたいと思えます。

○7番 (湯沢 賢一) まだ、ぼんやりとしか、確かに、今、条文まで、とても考える段階では、自分ではありませんが、例えば、よくあるような景観条例、なにになしてはいけませんとか、これは建ててはいけませんとか、これ以上の建物はいけませんとかいうことではない部分、もっとみんなの力で何かをやろうよとか、この部分は住民が住民自身の、例えば地区の作業とか、そういうのでやっていこう、これは行政が受け持とうとか、そういうふうな形の美しい村づくり条例っていうのを私はイメージしております。何となくわかっていただけますか。全然だめですか。言い方が悪いかもしれません。

○村長 村サイドで、ここまでするっていうのはいいと思うんですけども、その地区の役割で、地区でこういうふうなこと、ああいうふうなことやってね、よく言っている共同の何とかがっていうふうな形で、ともに働くみたいな言い方はやりましたけども、あれは何か、逆に、その各地区をですね、本当は、それまでは恒常的にやっていたところを、もうやり切れんから、経費削減のために、そっち側につ

ていうふうなようなニュアンスを私は抱いておったところなんですけども、何が言いたいかという、各地区で何をやるか、どんなお祭りやって、道普請はおおむね何回やってっていうふうな形は、既にうちのところでもあるし、そういうのを規約にうたわれているというふうなことがあるので、その部分っていうのは、そっちかっていうと、やっぱ各地区の自治の部分かなというふうに思うので、そのところの中にですね、川を、その地区の水路をきれいにしましょうとか、竹やぶも美観を損なわないようにとかいうふうなことというのを条例で入れるというのは、ちょっと、どうかなっていうふうなことは、ちょっと思いました。その部分ですけども、みんなが郷土を愛して、郷土を高めていきましょう、伝統や歴史や文化に誇りを持って引き継いでいきましょうみたいな、そういうのは、もちろんいいことだと思いますけども、ただ、それも、言葉でうたうだけでね、それが、うたってできたということじゃなくて、それを現実のものとしていくのが、果たしてどういう方法があるのかってところが難しいところかなっていうふうに思いますけども、そこら辺も含めて、今までいろいろと試行錯誤しながらやってきているつもりではございますけども、ちょっとお聞きした、その即答的な印象だけでございますので、また、じっくりと教えていただければと思います。

○7番 (湯沢 賢一) 条例っていうと、そういうふうになる。だから、条例という名前の申し合わせ、あるいは、条例っていう名前がついているからおもしろいねって、これが条例なんだねっていうふうな感じのことを、ちょっと頭の中では、ちょっとイメージしていて、それを、例えば地区に押しつけるかとかじゃなくて、みんながこうしようというふうな感じのもの、例えば、法律でも何々村の憲法とか、そんなような感じのことを、ちょっと考えております。ちょっと、その辺、まだ、そこまで行くと、きっちりとした考えが、そういうかちつとしたものがあるわけではありませんので、また、一緒に考えていただければと思います。

次の2点目の質問にさせていただきますが、村長の内発的な発展ということについて質問いたします。

村長は、就任当初から村民の内発的な力、内発的な行動を一貫して主張されて、村づくりは内発力こそ最も重要な要素として村民に求められてきました。そのために、ときには突き放されたような印象を村民が持つこともありました。頑固に、この線は守ってこられたように思います。村長の村民の内発力こそ村発展の基本という信念について、ここで改めて質問します。

また、村民の内発力について、現時点でどのように感じられているか、あわせて質問いたします。

○村長 今のご質問でというわけじゃないんですけども、きょうの議会の中であった、どなたか忘れちゃったけど、内発という言葉の意味が、あれっという、ちょっと違うとしたら、誤解をされているのかな、されてしまっているかもしれないというふうに受けとめたところがあるんですけども、内発というのは、地域資源を村外のほうに売り出して行って、村外の方に喜んでいただいて、経済的にも回っていつ

てというような意味なんです。だから、内発というのは、村内のよさを外に売り出していく、うちから外に発するというような意味ですね。そういう意味なんですけども、ひょっとして、その行政対村民みたいな形で、行政がせんことを村民が自分でやるっていうのが内発というふうに、感じで受けとめていらっしゃるのかなっというふうな気がしたのがどこかにあったんですけども、そうではなくて、その景色のいいところにおうちがある人は、人がですね、いや、この景色を村外の方にも、遠くの人にも喜んでもらいたいな、あそこの部屋も、いちばん2階の部屋も子どもが出ていって空いているわというふうな人が、じゃあ、そこをちょっときれいにして、消防署の許可とかもうまいこと取って、料理はしんどいけども、じゃあ、宿泊だけの素泊まりでっていうふうな形で許可を取って、農家民泊みたいなことを始めましたと、それで、評判で、お客さんが口コミで広がってきて、お金も、そのうちにも落ちるし、じゃあ食事はっていったら、どここの何とかさんのところがおいしいよって、そこ、きのう行ったから、じゃあ、こっちにも、こういうお店があるわよみたいな話とか、じゃあ、お風呂は、望岳荘や、それから、あとは小渋湖温泉に行ったら温泉もあるわよとか、いろんな話をしながら、そういつて、こう楽しんでいって、わあ、本当によかったわと言ってもらえて、村の魅力が発信されて、お金も回っていくっていうのが内発的なんです。決して、その行政は助けんから、住民が自分で頑張れ、頑張ったらええや、そんなもん知ったことかいなっていうのが内発ではないので、そこは、いいですかね。そんなことなんですけども、それが前提で考えていただければと思います。つまり、その最初のところで、内発という言葉の意味するところを、まず共有してからというふうなことで、ちょっと直接の返事になっていなかったかもしれません。

○7 番 (湯沢 賢一) 今、言われたように思っておりました。最後の後から言われた、要するに、今、言われた意味っていうのは、間違っただけで思っておりました。要するに、辞書なんか引いて、内発ってどういうことなんだろうなっていうことを、心の中から出てくるというようなことが書かれておりますので、例えば、地域的な内発力、地域としての内発力っていうことですか、そういう意味だったのか、自分が、全く、それは、今までずっと勘違いをしてきましたが、そういう説明、今までありましたでしょうか。

○村 長 舌足らずだったのかもしれませんが、ずっと、そういうように、その村内のよさを売り出すことによって、村外から評価をしてもらって、お金も落ちる、それによって、自分の持っている、その古い、例えば昔の、その蚕、お蚕様のおうちの2階のところ子ども部屋だったやつを改造して、景色もいいところで泊まってもらって、それが、そういう形で経済的にも回っていくから、そこを利用して、子どもが、じゃあ、私、この民泊、お母さん、跡を私が継ぐわよって言ってきて、お金ももうかってくるから、そのいろんなことも、修理とかもできると、修繕せにゃいかんところも、雨漏りもするのを直していけるよね、その古

い、そのお蚕様のおうちが保存されていくわけです。そのことによって。喜んでもらうことによって、それを引き続き喜んでもらうために保存していかんから、経済的にも回っていくっていうふうなことで、内外っていうのは、村内の魅力を外に発信していくというふうなことで、ただし、それは、村全体としてやるんじゃないで、それぞれの村民が、自分の得手なところ、得意なところ、大きな、そのお蚕様のおうちのある人もいれば、お料理の得意な人もいるし、釣りの得意な、例えば漁業組合の方なんかは、じゃあ、この魚で、ちょっと何か1つやったろかとかですね、いろんなことができる、そういうものが、いろいろ魅力をもみんなが発信していくと、よく言う、そのちらしずしのように、シイタケやら、いろんなものが入っておって、鶏肉とか入っておって、いろんな味わいがある、ああ、これもおいしい、これもおいしい、懐石料理じゃないですけども、いろんな楽しみがある村よねっていうふうなところで、何回来てもいいなとか、あしたは、あっち回ってみようとか、きのう、あれ食べたから、きょうは、こっち食べようかとかいうふうな形で、村の魅力が何層にもつながっていて、あちこちでお金も落ちるし、また来るわねというふうなお話になって、いろんな魅力が、これ大事にしたなら、またお客さん来てくれるねというふうな、そういうのが内発のつもりですんで、そのために、ここでレストランを開業したいという人の開業のお手伝いとかを、来年以降はですね、しっかりとしていって、ここ何をしたいかわかんとか、どこから取り組んだらいいかわかんとかいう人の、いや、こういうふうにしたらいいんですよ、そんなに大したことじゃないですからみたいなことの支援をしていくし、アドバイザーの方からは、いや、これは大変おもしろい、頑張っているけども、ちょっと、この部分のお客さんの設定の仕方が違うから、もっと、こう、1皿2皿増やしていい値段にした方がお客さんは来やすいよとかですね、そういうふうなアドバイスもしていただいて、喜んでいただいて、経済的にも回っていく形になって、子どもも後を継げるっていうふうにしていくのが内発なんです。

○7 番 (湯沢 賢一) 実は、内発的なことっていうのを、そのようにはとってなくて、行政とかに言われたり頼ったりしないで自分たちでやっさいこうよと、これは自分たちでやろうよという、そういう力、自分たちの内から出る力でやっさいこうよと、そういうふうな内発というふうな意味にとっておりましたので、ちょっと、若干、これからの質問が、大分狂ってくるわけですが、例えば、全然関係のないことではないかと思いますが、例えば、ちょっと緊急雇用を、ちょっと自分は、雇用の資金というものを、ちょっと考えた場合にですね、これは、どのような目的で、どのように使えるのか、私自身、はっきりわかっているわけではありませんが、例えば、これは、字で見る限り、緊急に雇用するための事業を創出するためのお金、交付金だというふうな考えた場合に、例えば、こういうものは、住民に投げかけて、住民自身とみんなと一緒に考えて、このお金を使って何かできないかとか、そういうことができるお金なのか、そういう、例えば、い

ろんな、その交付金、ありますよね、聞いたこともないようなこともあります、地域自治戦略交付金なんていえば、住民が聞けば、ああ、これは何か地域の自主的な戦略を立てるための交付金なんてとか、特徴ある地域づくり交付金だとか聞けば、ああというふうなことから思ってしまうんですが、ほとんど、こうしたものっていうのは、事業が計画されて、できて、これ、皆様方のプロがつくる計画ですから、議会提出されても文句のつけようもなく、スムーズに流れていく、これが、例えば、事業の段階で住民に示されれば、まさに、そこで内発的ということになっちゃうんですが、住民がみんな、これを、みんな、このお金はこういうふうにやれないかというふうなことを頼んだりするというふうなことを思っていたわけですね。ちょっと変えて、もし、お答え、通告と、今、言ったような事情で違っていました、そういうことってできるのか、例えば――例えば、1つ緊急雇用をとって、ちょっと説明をしていただければと思います。

○村 長 先ほどの、その私の十分伝わっていなかった部分ですけども、部分について、若干、少しだけ、一言だけ補足しますと、その行政の、その助けを受けずに住民だけで、自分の力だけでやっていくという意味じゃなくて、内発的に頑張ろうという一歩踏み出した、先ほどから言っている人に期待することは、役場に来ていただいて、わしゃあ、こういうことをしたいんやと、何か、どういうふうにしたらいいか教えるよとか、あるいは、この辺のところ、こういうところで悩んでいるから何かアドバイスないのかとかですね、ちょっと有利な開業資金みたいな制度はないのかしらとか、そういうことをどんどん聞きに来ていただいて、その役場をどんどん使っていただく、その力を借りずに自分でやっていくんじゃなくて、自分が主体となって動く中で、役場の便利などところを使っていただいて、利用していただいて、生かしていただければいいなというふうに思っておりますので、その縁がないわけじゃなくて、逆に、こう、だから、いつも、その村として何かの野菜をやれとか、何かの、これをこうしろとか、何とか作物をとかうふうな話がいつも出ますけども、そうじゃなくて、おれは、これをしたいから、これを実現するために、何か、それで、ここんところができないところがあるから、ここを何とか克服する方法は何かないのかと、県の補助とかないのかとか、そういうふうな形で、使い倒していただければありがたいというのが一つです。

それから、緊急雇用制度につきましては、これは、この制度を利用して何かを、何かいいことを実現するためのものでは、多分ないと思います。それこそ、雇用を生む、その地方の経済情勢に雇用を生んで、そこが、こう、ずれていかないよというふうなことだと思います。この名のとおり緊急ということだったので、時間がない話でした。何月に来て、何月に返事せにゃいかんだったか忘れましたが、本当に、ごく1ヶ月ぐらいで、1月か、それぐらいの中で返事を返さなくてはいけないというような仕組み、それこそ緊急の名前のとおりというふうなことなんですけども、その中でも、条件についても、こういう条件、こういう中でやってください、それには、そのさっき申し上げたように、ハローワークなり

を通じて、現に今、仕事を求めている人を雇うようにっていうふうなこととか、そういうふうなことがございましたので、ちょっと、これについては、皆さん方、これに、この制度を利用して何か実現したいことありますかというのをご意見を伺って、その上で、それを募集かけてっていう、それで、その上で、こういう形でやりますからっていうようなことを言うのは、ちょっとしんどかったかなというふうに思います。

○副 村 長 緊急雇用の事業ということについて、ちょっとお話させていただきますと、今、村長が申し上げたとおりなんですけど、この事業につきましては、ご承知のとおり、リーマンショック以降、世界経済、また日本の経済も下降局面にあつて、雇用情勢も厳しくなったということで、平成20年度の国の補正予算の中で、この事業が創設をされてきたところであり、創設時は、平成21年の1月だったと思いますけど、そこで緊急的な対策ということで打ち出されておりました、非正規の労働者の方、それから中高年齢者等に対する雇用調整が非常に懸念をされるということがありまして、ご承知のとおり、県に基金を創設して、それを財源として各自治体が、民間企業ですとかシルバー人材センター等に委託をしたり、また、庁内での事務事業に充てていくということで対応してきたもので、この一時的な雇用とか、それから操業機会の創出等に充てられるという事業でありまして、多分、おっしゃられることは、住民の皆さんが何かやりたいときに、こういったものでできないかというふうなお聞きをしたんですけど、それについては、また、別の補助制度等がありますので、対応ができるのかなあというふうに思っております。

○7 番 (湯沢 賢一) この緊急雇用を、あえて取り上げましたのは、やっぱり、ちょっと先ほどの竹の話に戻って恐縮ですが、飯田市で、この緊急雇用の資金を創出するに当たって、何をするかと、竹林を整備しようと、それで竹林を整備するという事業を創出して、そこに雇用をかけていくというふうな、非常になるほどというふうなことが、現実に行って見てきましたので、ちょっとその辺からヒントを得て、そういうことができないのかなと、何か、例えば、周りにいつも、役場の周りに、例えば1ヶ月しかなくても、ちょっと、この問題は、ちょっとこちらの方々に話しかけてみたら意外とおもしろい知恵があるかもしれないぞというふうなことを、ちょっと思っております、それは緊急雇用ですが、ほかにも結構そういうのはあるんじゃないかというふうな、要するに、絶えず村民に投げかける、いろんな問題を投げかける、ただ、行政がやれば世話のないことかもしれないけど、面倒くさいことかもしれないけど、キャッチボールをするというふうな、それが、私自身が考える内発的村民の力を引き出すことだというふうな思ったわけであり、

それは、例えば駒ヶ根市にあります協働のまちづくり市民会議が、駒ヶ根市でどのように機能しているかは、ちょっとわかりませんが、村民の内発力を引き出せるようなさまざまな分野の入った村づくり委員会的な、あるいは、それにかわ

○村 長 　　るような、こう、何ていうか、組織もあってもいいのではないかなと思います。そうした面についての村長のお考えをお聞きしたいと思います。

　　竹林で飯田市のお話がありましたけども、ご存じのとおり、村のほうでは、やっているのは、竹林ではなかったですけども、保全隊というようなことで、いろんな道路周辺の木のとこ、側道をきれいにしたりとかっていう、なかなか、ちょっと普段、手を出しにくい、後回しになりがちなところについて、この際というふうなことでやっていただいたし、それから、外来植物の駆除というふうなことについても、そのために、なかなか村費、単費を使ってということはしんどいので、その辺について、外来植物だったか竹やぶだったかというところはあるんですけど、そういうことをやらせていただいた次第でございます。

　　それで、ちょっと話が、その最初の内発のところが変わっているわけなんですけども、例えば各地区、どの地区でも当てはまるような補助の制度みたいなものについては、その総代さんとか、いろんな方にご説明して、こういう制度もありますので、村の制度だったり、県のものであったときは、そういうものをお話をしていますし、そういう形でお伝えをしているので、いや、それは、じゃあ、うまいこと使って、これ、こういうことをやってみようというふうな形があったらご利用いただきたいし、そうじゃないものについては、本当にいろんな制度が各省からあったりするんで、それを全部お伝えしても、なかなか、その条件だとか、いつまでに、どういう形で申請しろとか、いろんなことがあるので、そんな一覧表を何ページにもわたるものを見ても、なかなか、かえって、じゃあ、おれは、これを使おうっていう話にはならないと思いますんで、先ほど申し上げたような形で、地区にせよ、個人にせよ、こういうことをしたいと思っているんだけど、ちょっと、こういう、なかなかこういうところが難しくて手を出せんのだけでも何とかならんかなという形のご相談をいただく、どんどんいただければ、つまり利用していただければ、それに応じて、それぞれの担当がおりますから、福祉の問題、それから産業の問題、いろいろございますので、その中で、ああ、確かに、それはいいけども、ちょっと条件に合わないよねとか、じゃあ、それだったら、こういうものがあるから、これをうまく利用できるようになるかもしれんねっていう形の相談に乗って、実現して、克服していただければ、それこそ、本当に村民の力が生かされることになると思うので、そんなことで、逆に、こう、いろいろあるので、全部お知らせするのもできないぐらい、たくさんいろんなことがあるので、聞いていただいて、利用していただいてっていうふうなことだと思います。

○7 番 　　（湯沢 賢一） 言葉を返すようですが、緊急雇用も、今度、12年度の、何だ、今回の予算書を、平成24年度の予算書を見ましても、緊急雇用は1個だけじゃないですね、幾つも幾つも、あちこちで使っていますよね。だから、そういうふうな使い方もあるんだなあと思っております。

　　ちょっと言葉を間違えたために、いろいろありましたが、また、逆に、とても

いいお返事を引き出したのかなあと思ったりしております。

○議 長 　　以上をもちまして私の質問を終わります。

　　これで湯沢賢一議員の一般質問を終わります。

　　これで本日の日程は全部終了しました。

　　本日は、これをもって散会といたします。

　　ご苦労さまでした。

○事務局長 　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

[午後4時10分 散会]